

リヤウ

受戒す、少より往生浄土の義を慕ひ、後天台眞言の
 諸教を學び、又法相、三論、華嚴、律等の支旨を究め、
 兼て佛心宗を傳ふ、貞永二年石見の多院寺にあり
 て不斷念佛を修す、會々生佛といへるものあり、鐵
 四に赴き、浄土の法門を聖光上人の下に受けんと欲
 し、來りて上人を誘ふ、上人乃ち生佛と共に相携へて
 聖光に謁す、時に年三十八、其室に侍すること二年、
 漏瓶餘す事なし、聖光即ち自ら照讀を著し、證する
 に手印を以てす、聖光の寂後本郷に歸り、居ること
 數年、延應元年京都に入り、直ちに去りて上野、下野、
 武藏、相模、上總、下總、常陸の諸州を化し、仁治元年
 始めて鎌倉に入る、北條經時之を聞き、蓮華寺を左
 介谷に建立して眞意を請じ、後ち改めて光明寺とい
 ふ、寛元元年再び洛に入り、大に他力の義を演説す、
 隨する者甚だ多し、後醍醐天皇詔して浄土の説を聞
 き、浄土宗本有眞實一乘佛戒を受け給ひ、賜ふに香
 衣を以てす、建長元年鎌倉に遷り、建治二年三たび
 洛陽に赴く、後宇多天皇召して問法受戒し、紫衣を
 賜ふ、遷俗歸する者多く、建立の寺院三處に及ぶ、弘
 安九年光明寺に遷り、十年七月六日寂す、年八十九、
 後七十四回國體經疏記、選擇法疑抄註、往生論私
 記、安樂集私記、浄土宗要集、書論註記、行儀分記、授
 手印領解抄、同決答抄、三心私記(傳教各宗綱要、日本
 佛教史編)

リヤウ トウテツリツ

兩統分立
 鎌倉時代以後、後醍醐天皇の皇子後深草天皇の子孫、
 即ち持明院流(ナミヤウチンリウ)と稱す、同母弟
 龜山天皇の子孫、即ち大覺寺流(ダイカクシウ)と
 稱す、互に皇位に登りし事件を云ふ(國體經疏)

リヤウ

て、幼より虛弱、即位後未だ皇子なし、後醍醐上皇
 深く天皇の同母弟恒仁親王を愛し、天皇に繼して皇
 太弟となさしむ、正元元年九月天皇不豫、并に天變
 等ありしを以て之を勸進とし、十一月位を讓らしむ、
 皇太弟即位す、是を龜山天皇と云ふ、後醍醐上皇命
 じ院政を繼ぐ、文永五年八月、後深草上皇の皇子照
 仁を儲きて、龜山天皇の皇子世仁を皇太子と爲す、是
 れ實に兩統紛争の基因となす、文永九年後醍醐法皇
 崩す、大宮院は遺詔を奉じて、圓満院宮圓助法親王
 と共に後事を沙汰し、前左大臣洞院實雄に歸りて奉
 行せしめ、播磨國備前、神崎庄、尾張熱田社領及び諸家
 記録等は後深草上皇に、冷泉殿及び御文庫、讀破圖、
 美濃圖、及び和歌、雜の文書等は龜山天皇に、六勝
 寺及び其所領、鳥羽殿等は治世の君に屬せしめ、更に
 幕府に對しては、別に宸翰を賜うて、幕府の機立に
 任せたり、然れど幕府は、願ひ計らひ難きことを奏し
 て、法皇の御意を大宮院に何ふ、女院はもとより其の
 愛する龜山天皇に意あることを示せり、因て幕府は
 龜山天皇を治世の君と定め、天皇親政を行ふこと、
 なれり、世に此時、長壽堂領以下を後深草院領とし、
 皇位繼承の代りとし、龜山院の子孫をなして累代皇位
 に登らしめ、關東を滅さしめんと欲せしめしと云へ
 るは、甚しき誤なり、蓋し白河上皇院政を始めし以
 來、天皇攝關等は只た空名となり、實權は院に移り、
 院政を以て萬機を左右し得たるを以て、皇位に登り
 たる者は、必ず院政を望み給へり、然るに後深草上皇
 は、院政を行ふことを能はずして、天皇の親政となれる
 を見て大に望みを失ひ、大宮院を怨み給へり、殊に上
 皇の近臣は、これが爲めに背盟の望を絶ち、威權を振
 ふこと能はざるを以て、怨恨の情懷し難く、遂に天
 皇方と院方との二派を生じ、互に軋服反目して兩統

リヤウ

分争の勢漸く成り、文永十一年天皇位を後宇多天皇
 に讓りて、院政を行ひ、勢盛んなり、後深草上皇後
 々として樂まず、建治元年尊號を辭して出家せんと
 す、幕府これを留め、且つ後深草上皇は正統にして
 過失なきに、永く皇位を絶たんとを恐み、上皇の
 皇子照仁、龜山上皇の猶子として立坊あらんことを
 奏請し、同年十一月皇太子となす、二條師忠傳、權大
 納言四國寺實兼大夫となる、實兼、其女今出川院の、
 龜山上皇に寵なきを含み、加ふるに才氣絶倫、朝氣
 満々たる京極爲兼ありて、照仁の師となり、實兼と共
 に謀を施らし、受禪の途ならんことを企つ、建治十
 年十月、幕府の奏により、天皇讓位ありて照仁立
 つ、是を伏見天皇とす、然るに後深草上皇及び近臣
 等は、持明院流の永く皇位にあらんことを望み、遂に
 幕府に對し、御治世に就て後醍醐の御遺詔は、幕府の
 推舉に委し給ふ外他意なくして、龜山院に在りしと
 云へるは、故圓満院宮の假説に過ぎず、且つ大覺寺統
 は幕府に對して別志あるも、持明院統は、厚く幕府に
 信賴すと論じ給へり、是に於て幕府は、正應二年癸
 して、伏見天皇の長子胤仁親王を皇太子となす、龜山
 上皇失意の餘り出家し給ふ、正應三年三月、淺原爲賴父
 子宮中を弑して、其意を果さず自殺す、龜山法皇此事
 に關係ありと傳へらる、天皇逆襲甚しかりしかば、法
 皇告文を幕府に賜ひて事漸く收まると雖ども、これ
 が爲め法皇は益々失意の地に陥れり、かくて持明院
 統は其の勢の盛なるに當りて内訌を生じたり、京極
 爲兼は欲を以て伏見天皇に仕へ、殊遇を受け、爾來連
 りに登用せられ、後伏見花園兩天皇の乳父たり、往々
 寵を恃みて權貴を凌ぎ、他を排するの風あるを以て、
 政敵の思む所となり、加ふるに歐風に於て、主家た
 る冷泉氏と合はず、讓せられて佐渡に流さるゝに至

リヤウ

れり、後宇多天皇及び近臣は此圖に乗じ、表面後醍
 醐天皇の遺詔に違ふを責め、又裏面より運動する所
 あり、遂に承仁六年七月伏見天皇の讓位となり、後
 伏見天皇立つに及び、後宇多上皇の皇子邦治親王を
 皇太子となす、後伏見天皇在位四年にして位を讓る、
 是を後二條天皇とす、伏見上皇の第二皇子富仁親
 王皇太子となる、是に於て持明院統又二派に分れた
 り、嘉元二年後深草法皇崩じて、御長講堂以下を
 伏見上皇に屬分し給へり、翌年龜山法皇崩じて、御
 領を、後宇多、伏見兩上皇、昭慶門院、昭訓門院、恒
 親王、四般准后(御臨調の御母)等に分配し賜へり、此
 時に當り、尤も注目すべきは御領分配にして、是より
 先後三條天皇御領の權を擧げて、皇權を恢復すると
 同時に、皇室御領を増進したり、爾來累代治世の上皇
 には、御領多くして、崩御前に、天皇及び御愛ある
 親王女院等に分配し給へり、然のみならず、女院は
 上皇と同じく年給を給與せられしを以て、公卿以下
 皆女院に親近して、其身の出世富有を計れり、故に苟
 も朝廷に勢力を振はんとする者は、女院に注目した
 りき、鎌倉時代の初、近衛基通及び源通親は宣陽門
 院に、九條實實、同長経等は、八條院によりて黨を
 爲し、互に政權を爭奪したりき、而して宣陽門院の長
 講堂領は宣陽院に傳領し、八條院領は、春花門院、後
 鳥羽院等に傳々して、安嘉門院に傳はれり、後深草、
 龜山の漸く地盤を生ずるや、後深草は宣陽院に、後
 龜山は安嘉門院の猶子となり、各々其御領を傳領し
 て相對抗し給へり、諸家も亦財産の事に因りて互に
 分立し、攝家は五家に、四國寺は四國寺洞院の二家
 に、小槻家は壬生大宮の二家に、御子左氏は冷泉京極
 の二家に分れ、相共に所領に就て紛争し、各々其黨を
 以て、持明院大覺寺の兩統に分屬したり、之を要す

リヤウ

るに、兩統分立は、種々なる原因ありと雖も、根本間
 題は財産争ひにして、之に婦女の勢力の關はりし
 によるなり、世に北條氏が、兩統分立を定めたりと
 云へるは誤にて、寧ろ兩統の依歸によりて、皇位に
 關涉せしに過ぎざりき、今龜山法皇の御遺分により
 て見んか、八條院領内の部分、智惠光院、蓮華心院、
 萬里小路等は即後宇多院に傳はり、其他の大半は恒
 親親王に傳はれり、これ龜山法皇が御領の餘り、天皇
 の皇太子と爲さんことを、後宇多上皇に譲り給へり、
 二條天皇の皇子邦治親王生れ給ひ、加之、上皇は尊
 治親王に望を屬し給ひしを以て、法皇の遺勅を行ふ
 こと能はず、因て恒親親王は昭訓門院と共に、伏
 見上皇と結ぶに至り、大覺寺統又二派に分れたり、
 三年後二條天皇崩じ、花園天皇即位し、尊治親王を皇
 太子と爲す、是より先、後宇多上皇は、後二條天皇
 の皇子邦親親王儲貳の職ありしも、末だ三歳の幼少
 なれば、尊治親王を皇太子とし、他日邦親に皇位を
 傳へ、併せて御領をも傳へしめ、尊治の子孫は皇位
 を傳へ、併せて二條の子孫を輔佐すべきを命じ、兩統して
 後醍醐大覺寺に屏居し給ふ、正和元年、伏見上皇は、長
 講堂、播磨國等の御領及び文書記録を後伏見上皇に
 傳へ、將來花園天皇に傳へしめ、翌年十月出家して、
 伏見殿に屏居し給へり、花園天皇在位十年に及ぶ、
 こゝに於て、大覺寺統は幕府に向て讓位を促し、持明
 院統は讓位に努め、使者往來繼るが如し、幕府顧る其
 處置に苦めり、文保元年四月幕府奏して、皇太子の
 讓位及び立太子は、兩流の御和議に依りて處決せら
 れんことを望みしかば、後宇多伏見兩上皇御熱議を
 遂げ、皇太子讓位の後、後二條の皇子邦親親王皇太子
 となり、後伏見上皇の皇子量仁親王を未來の皇太子

リヤウ

とし、十年養育立つの約を定めたり、かく持明院統が
 一代讓歩したるは、在位年限の一定したりしと、邦親
 親王は後深草の第一女遊樂門院の孫たるも、後宇多
 法皇特別の契約ありたるに依るもの、如し、然る
 に正中元年、後宇多法皇崩御の後、天皇と皇太子と
 兩統を生じたりしが、持明院統また皇太子の早く讓
 辭し、量仁親王の早く皇太子とならんことを希ひ、關
 東に使者を遣はして、邦親親王を助成し給へり、然る
 に嘉應元年三月邦親親王崩じたるを以て、持明院統
 は直ちに量仁立坊の事を後醍醐天皇に迫り給へり、
 後醍醐は邦親の遺跡として、親らの皇子を太子に立
 てんとし給へり、然れども持明院統幕府に謀る所あ
 り、同年七月、量仁親王皇太子と爲る、嘉應三年後醍
 醐天皇が在位十一年に及び、讓國の期至れるを以て、
 持明院統より迫ると雖も、天皇は之に應じ給はざり
 しを以て、持明院統は大に怒り、和議を破る上は、關
 東より謀ひ申す外に道なしとなし、關東に使者を遣
 りて、後醍醐天皇の御不義を責め給へり、然るに後醍
 醐天皇は英邁武勇に渡らせられ、常に幕府が皇位に
 關涉するを憤り給ひ、幕府の衰頹に乗じて北條氏を
 謀り、正中に一度ひ騷動あり、尋て皇太子量仁親王皇
 太子となるに及び益々之を憤り、遂に元弘の御決行
 ありしも、不幸敗れて難波に遷幸し、皇太子量仁即位
 す、之を光厳天皇とす、彼の皇太子邦親の御子康仁親
 王を皇太子と爲す、蓋し文保和議の約を履みしなり、
 後醍醐天皇廢位より還幸するに及びて、光厳天皇及
 び太子を廢し、長壽堂領以下は後伏見上皇に安堵し
 給ふ、延元元年足利尊氏叛し、光厳上皇の院實を奉じ
 て皇子豐仁親王を立つ、之を光明天皇とす、後ち尊氏
 謀を以て、後醍醐天皇の讓位を助め、天皇を幽して
 第七皇子成良親王を光明天皇の皇太子となす、續は

リヤウ

開統立の舊例を循用するなり、天皇逃れて吉野に...

リヤウ

分ち賜へり、是より先き後小松天皇の明德三年、南...

リヤウ

す、傳にいふ、其忍二十餘年間常陸不臥にして、經...

リヤウ

まれば、瑞本は慶安本の外に、右の三令を加へて、三...

リヤウ

版したり、寫本には、集解の文字の左右上層等に古き...

リヤウ

て詔案院を賜ふ、即ち名を改めて金鑑寺と改す、時...

リユウ

道は寛茂氏の世となり(令義解、扶桑略記、帝王...)

て六十一巻を存す(關西六國史所載の記事を神祇...)

實録は、菅公の左遷の頃には既に成功せしを、左遷...)

ル井

リユウキ 隆琦 隆元(イシノ)を見よ、
リユウツツアシ 隆達節 隆順の一種、
リヨウコ 隆戸 隆(ミササキ)を見よ、

司に告げ、妻を必ず之に従はしめ、父、親子、孫...)

に會ふと雖、猶近流するがごときないひ、皆重罪の...)

ル井

ル井シウコクシ 類聚國史 二
ル井シウサウエウシフ 類聚雜要集

ル井シウサウエウシフ 類聚雜要集
ル井シウサウエウシフ 類聚雜要集

ル井シウサウエウシフ 類聚雜要集
ル井シウサウエウシフ 類聚雜要集

ル井

ルケイ

ルケイ 流刑 罪人等を遠地に放逐する...)

ルケイ

ルケイ 流刑 罪人等を遠地に放逐する...)

ルケイ

ルケイ 流刑 罪人等を遠地に放逐する...)

ルケイ

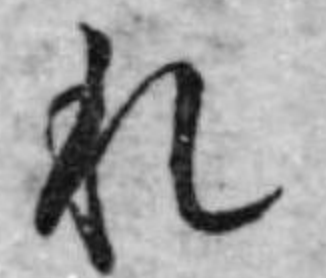
ルリシ

文祿三年七月歸朝したることをあはれ、これより先
航に早く貿易を営みたるものありしこと明らか
り、されど未だ國際上の關係なかりしが、慶長六年
十月呂宋太守はじめて書を通じ物を贈りしかば、徳
川家康これに復書し、國交を修するの意を傳へしよ
り、爾來同太守と家康及び秀忠との間に國書を交換
したることあり、我國の商船にして彼の地に赴くも
の、亦次第に多きを加へたり、蓋し江戸幕府にて設
したる呂宋渡海の朱印は、慶長九年七月、平野孫左
衛門に與へたるを以て、而して同十八年には、
伊達政宗幕府に請ひ、其臣支倉常長を羅馬及び葡
牙に遣はすや、途呂宋を過り、陸に其政教風俗を觀
はしめ、元和二年常長歸朝の際にも、呂宋に立寄り
たりき、猶呂宋使も早くより呂宋と貿易を營みしと
見え、之より先慶長九年七月呂宋の使來朝せる時、書
を呂宋に致したることあり、南浦文集にも、同侯
が呂宋に贈れる書簡の代作を載せ、文中貿易を求め
しこと、また呂宋の商船が薩摩に來れることなど見
えたり、然るに呂宋よりの國使は、十九年以來渡來
せる事なきも、我國よりば、依然として渡航したり
しが、寛永十三年國民の海外渡航を禁するに及び、
途に絶えたり、維新の後彼我の交通再び開けたるは、
普れく人の知れる處なるを以て、今省略に従ふ(太閤
記、外蕃通書、南浦文集、異國御朱印辨、徳川實紀、外
交志稿)

ルリシヤク

瑠璃尺 物指(モノサシ)を見

レイカ



レイカンジ 雲鑑寺 山城國京都上
京區鹿ヶ谷町○山或爾城山體國宗、南禪寺の
所轄に歸す、尼寺なり○本尊不動明王、開創西後
水尾天皇承應二年に勅して建立せしめ、寺領百二十
石を賜ふ、開基は靈應院尼なり、尼は後水尾天皇の
皇女にして多利宮と稱す、はじめ如意山麓に如意寺
あり、既に荒廢して、如意輪觀音及び靈觀を存したり
しが、之を本寺に遷し靈鑑寺と云ふ、其後皇族の女
を以て天皇御子とし、住職せしめらるゝを例とす、
因て靈鑑寺、尼宮と稱す(平安通志、京華要誌)

レイケイテン 禮冠、ライクワンを見よ
レイケイテン 麗景殿 大内親の
殿後宮にして、皇后、中宮、女御等の在所とす、
承香殿の東北、宣耀殿の南に在り、西弘徽殿と相對
す、開闢廣七間四角(南北の廊を合せ九間)四方
に廊あり、西は廊の外に孫廊あり、北一間を圍く、其
南端には階あり、承香殿の北廊の東に接す、また實
子あり、南北各三間の所に階ありて西庭に出づ、四
庭は常設殿の前庭と、立派を以て境と爲す、又南端
一間の所に階あり、常設殿片廊の東方に連す、北
は、廊と實子とありて、北宣耀殿、切馬道を以て接
す、東は細殿にて中央に渡廊あり、東昭陽舎の北孫
廊に續けり(大内親圖考)

レイケン

例減、減(ケン)を見よ

レイゲンテンワウ

靈元天皇 御母は
新廣後門院隆原基子、第百十一代天皇、事蹟即年
十歳にして後西院天皇の禪を受けて即位し給ふ、位

レイゼ

にあること二十四年、改元すること四度、貞享四年
三月位を皇太子東山天皇に譲り、正治三年八月癸亥、
享保十七年八月六日崩す、御年七十九、京都市下京
區今熊野町の月輪殿に葬る(諸所記、野史、陵墓一覽)
レイジン 伶人 樂樂を爲す人ないふ、只に
地下の召人のみならず、公卿の所作人をもまた稱か
いふ、支那黃帝の時、伶人に命じ音樂を作らしめたる
より、伶人伶官と稱するなりと云ふ、禮樂抄に、弘
長元年六月十日十種供養記を載せて、伶人地下の伶
人と分別せり、上の伶人は即ち公卿なり(書言字考、
歌舞品目)

レイゼ

レイゼイ井 冷泉院(冷然院) 關西
山城國京都市大炊御門の南、堀河の四方四町あり、
舊址は、今の竹屋町より南、堀河より西、二條離宮
の東北に當れりといふ(關西諸藩弘仁年間、嵯峨天
皇之を創設して冷然院と號し、後院(コキム)と稱す)
と爲し、履き行幸ありしが、讓位後、仁に遷御し給
へり、また弘仁等といふ、尋で承和元年、仁明天
皇しこの院を後院となし、九年丙寅修造の故を以て
遷幸せられ、明年また幸し、其後も屢々行幸あり、後
文徳開成の二天皇も、後院に定め給ひ、陽成天皇
のごときは、御讓位後六十三年間、仙洞となし給へ
り、之より先貞觀七年正月庚子崩す、天曆三年
十一月再び焼失し、天德四年竣工す、この時、冷然
院の舊號を冷泉院と改め、中納言藤原師尹を別當に
補したり、蓋し然の字、燃と通ずるが故に、火災の
樂ありとの説あるを以てなり、既にして冷泉天皇の
時、また後院となし、御讓位後久しく住せられたり
が、天曆元年正月燒失せるがゆゑに、寛弘五年更に

レイゼ

レイゼイ井 冷泉院(冷然院) 關西
山城國京都市大炊御門の南、堀河の四方四町あり、
舊址は、今の竹屋町より南、堀河より西、二條離宮
の東北に當れりといふ(關西諸藩弘仁年間、嵯峨天
皇之を創設して冷然院と號し、後院(コキム)と稱す)
と爲し、履き行幸ありしが、讓位後、仁に遷御し給
へり、また弘仁等といふ、尋で承和元年、仁明天
皇しこの院を後院となし、九年丙寅修造の故を以て
遷幸せられ、明年また幸し、其後も屢々行幸あり、後
文徳開成の二天皇も、後院に定め給ひ、陽成天皇
のごときは、御讓位後六十三年間、仙洞となし給へ
り、之より先貞觀七年正月庚子崩す、天曆三年
十一月再び焼失し、天德四年竣工す、この時、冷然
院の舊號を冷泉院と改め、中納言藤原師尹を別當に
補したり、蓋し然の字、燃と通ずるが故に、火災の
樂ありとの説あるを以てなり、既にして冷泉天皇の
時、また後院となし、御讓位後久しく住せられたり
が、天曆元年正月燒失せるがゆゑに、寛弘五年更に

レイゼ

レイゼイ井 冷泉院(冷然院) 關西
山城國京都市大炊御門の南、堀河の四方四町あり、
舊址は、今の竹屋町より南、堀河より西、二條離宮
の東北に當れりといふ(關西諸藩弘仁年間、嵯峨天
皇之を創設して冷然院と號し、後院(コキム)と稱す)
と爲し、履き行幸ありしが、讓位後、仁に遷御し給
へり、また弘仁等といふ、尋で承和元年、仁明天
皇しこの院を後院となし、九年丙寅修造の故を以て
遷幸せられ、明年また幸し、其後も屢々行幸あり、後
文徳開成の二天皇も、後院に定め給ひ、陽成天皇
のごときは、御讓位後六十三年間、仙洞となし給へ
り、之より先貞觀七年正月庚子崩す、天曆三年
十一月再び焼失し、天德四年竣工す、この時、冷然
院の舊號を冷泉院と改め、中納言藤原師尹を別當に
補したり、蓋し然の字、燃と通ずるが故に、火災の
樂ありとの説あるを以てなり、既にして冷泉天皇の
時、また後院となし、御讓位後久しく住せられたり
が、天曆元年正月燒失せるがゆゑに、寛弘五年更に

レンギョウ

師は里村氏(蜀巴の後裔)坂氏世襲せり、里村氏は京都に住し、運歌治の時、み出府す、本家は百石二十人扶持を給せられ、坂氏は江戸根岸に住し無給とす、大抵兩氏の人員五六名あり、禰に連衆の故參にして、運歌師となるものなきにあらざる、なほ別に運歌師の時登城して、連歌の一列に加はるものな運衆と稱す、多くは神官僧侶を以てこれに補す、人員十人内外あり、井に無給とす、また運歌師連衆は共に寺社奉行の支配なり(年中定例記、家忠日記、慶長見聞家紙、武徳編年集成、平日閑話、徳川實紀、幕初中行事、武鑑)

レンギョウ

廉義公 藤原賴忠をいふ、二人以上にて、各々一句を案じ、合して一首の漢詩を爲すものをいふ、所謂寄り合作りの詩なり、**連衆**支那にては、漢武の柏梁臺より稱す、六朝の時已にこれあり、唐の文宗、柳公權と聯句の詩ありてより、李太白、顏真卿、韓退之等皆これに巧なりき、我國にて此事ありしは、大津皇子の「天祇風華畫堂鶴、山機杼紵遊樂錦」といへる句に、後人が「赤衾合、香時不至、遊龍勿用未安寢」と續けたること、懷風藻に見えたるをばじめとす、これより來平安朝時代には、公卿文人間等に行はれたること、江談抄、本朝無題詩、古今著聞集、台記等に見えたり、また室町時代には五山の僧徒好んで此作を爲したりしが、江戸時代に入りては大に衰頽せり、而して後世は、多く戯論に出たり、また句の数は少きは二句に止り、長きは五十句句に及ぶもあり、甚しきは三千句を聯れたるもあれど、これは特例なり、玉葉文治三年二月廿七日の條に、「御寄所作文(中略)先例連句不遇五韻(中略)而天水以往、多有者三十餘

レンゲ

額、餘可通舊例之由、繼以仰家隆、仍違句有二十韻ことあれば、古くは五韻に留まりしものなるべし、なほ其法は、詩織に「今言ふ聯句に、和製にして漢法にあらず、運歌より出でたるにや、韻法限りあり、多く隔句對にて起す、隔句對ならざるを隔句と云、平調詩の通り、先唱ふものを唱句と云、繼者を對句と云、其法頗る詩と異り、皆此方の違爲なり、故に風城聯句の序にも、本朝之律式、有異于珠城一也と書けり」と見えり、(作詩志、詩織、聯句、覺華文集、嬉遊笑覽)

レンゲ

蓮華光院 開國山山城國葛野郡安井○安井門跡と稱す、開國真言宗、大覺寺派、開國後白河天皇の皇女亮子内親王(殿宮門院)創建する所、土御門天皇の皇子蓮圓法親王入嗣後、歴代法親王門跡たり、元禄年中觀音寺に併せ、大徳寺の管する所となる、明治初年全く廢絶す(山城名勝志)

レンゲ

蓮華峰寺 後宇多天皇、及び龜山天皇皇后藤原信子の御陵、土人八角堂と稱す、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、初め後宇多天皇、八角堂を蓮華峰寺に造り、五輪塔を設け、遺蹟として、御骨を塔の中心に安置せむ、又龜山、後二條の二天皇及び京極院、遊樂門院の遺骨を、其四隅に置かむ、光徳天皇六百九十五年(山陵志、陸奥志、陸奥一覽、平安通志)

レンゲ

蓮華王院 開國山山城國下京區天町三十三間堂通り町○世に三十三間堂と稱す、開國天台宗、妙徳院に屬す○本尊千手觀音、開國開國二條天皇皇寛二年、後白河法皇の創建にして、大徳寺派、小佛師藤原康清等の彫造せる千手千眼觀音の像一十一體及び二十八部衆像を安置す、

レンザ

此地はもと法住寺殿の西北部に在り、元暦二年七月地震の爲め破損し、其後建長元年三月庚子、同三年再建して、八月十日上棟式を行はる、文永三年四月龜山天皇、後醍醐、後深草兩上皇臨幸、供養式を行はる、今の堂宇は建長三年の修築にして、東西行六十五間二尺三寸、礎行九間一尺八寸五分、柱百五十八本あり、堂内を分ち、西を佛壇とし、中央を本尊胎藏の座とし、南北を千體佛の座となす、東は拭板敷にして、中央の東に前拜あり、新行十三間三尺四寸、礎行二間三尺八寸餘、四方に懸縁あり、本堂の裏にて古書射式を行ひたり、南門西門亦數百年前の古建築なり、西門は大門の崩門に移したりしが、京都帝室博物館設立の際、之を東寺に移したりしが、今は存せず○三十三間堂の通矢は「サンツファンケン」ダクシの條に述べたり、參看すべし(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

レンザ

連座 犯罪者に連帶して、其罪の責任を頓つて云ふ、開國王朝時代の制、同司官人の中に、公犯を犯す時は、四等連座の法に據るものにして、所由を以て首とし、餘を從とす、假令ば主典所由ならば主典を首とし、判官を第二從、次官を第三從、長官を第四從とし、其等差に従ひて罪を科せり、鎌倉室町兩時代には、定まれる規則なかりしがごとし、江戸時代には、犯罪地の家系五人組、及び名主、組頭其罪に連たり、但し罪の輕きは連及することなかりき、また重罪のもの、其妻子女孫皆之に連座する定なりしも、八代將軍徳川吉宗の時、庶人に限りて、これを停めたりき(徳川實紀、古事類苑法律部)

レンザ

轎車 開國人の手して續く乗用車を云ふ、手車、腰車、小車とも云ふ、後世與馬風

レンギョウ

蓮花堂と云へるは本義を誤れるなり、勅許を蒙りたる者、之に乗じて宮城の中重門を出入するが故に、中重の堂とも云ふ、開國天皇行幸の時、用ひ、なほ東宮、親王、攝關、大臣、妃、夫人、内親王、命婦、三位の嬪、女御等も乗用すことを得、僧にては、大僧正又は護持僧等香老の輩、官言を以て乗用を蒙る、其官言を手車の官言と云ふ、開國唐車に似て庶務々異れり、屋形は長五六尺に作り、障子六枚機を以て造り、轎と輪とは機を用ひ、柱と勾欄とは機と機にて造る定なり、輪は少く、そばは廣く、前後狭くして、座より乗る機に造れり、開國開國起原詳ならず、承和六年六月仁明天皇の女御藤原淳子病篤きにより、小車にて禁中を出で、同九年八月廢太子恒貞を淨和院に送りし時に、小車に駕せしめて、禁中を出だし、神皇苑の長の角にて、牛車に乗管へしめたることなれば、此頃より行はれしものなるべし、なほ源氏物語更衣巻に、蓮の宣言などの給はせても云々と見えたり、また中右記元永三年三月十九日の條に、中宮出御の時、手車に手を掛けしことあれば、牛にて引くことありしものなるべし、後、攝關大臣等の乗用せしこと長秋記、台記、玉葉等に見えたり(輿車圖考、類聚名物考、考古學會雜誌、乘物考)

レンギョウ

連署 開國開國後官制の職名、執權を補助して政務を聽断し、是非を裁決すること、掌る、執權と共に政事を決断し、罪判を公文(政所の下文、又訴訟裁決の時)下文、又領邑を宛行ふ時の公文等に加ふるが故に、此名あり(案)とは官姓名を記すないひ、判とは花押を記して、印とするないひ、また連判、加判、合判ともいひ、執權と併せて、兩執權、兩執事、兩後見、兩探題ともいふ、開國開國元仁元年北條泰時が執權たりし時、叔父北條時房を連署に補

レンギョウ

したるをばじめとし、元弘三年五月北條時房が、一門と共に滅亡せしを最終と爲す、其間時に數年の間空職の事なきにあらざる、或は執權に連び者ありき、なほ清和源氏系圖に「銀行男系圖、兵部頭、將軍家系圖、政所御下文連署人歌」また、類聚名物考、右馬頭、昇殿、政所家司、連署人歌などあれど、これらは、源氏の近臣たるを以て、鎌倉にありし時政所に列し、公文に連署したるものにして、所謂連署の職とは異なり、建久年間源氏系、藤原親能が下文に連署したることあると、同じ類なるべし(香葉鏡、將軍執權次第、武家名目抄)

レンギョウ

連署草毛 馬の毛色の名、茶毛に淡灰色の圓き斑あるをいふ、斑文連りて錢の如くなる故に名づく、又トラツギともいふ、和名抄に「連署草毛、淡語抄云、連署草毛馬也、一日、馳馬又曰、薄漢馬、今按、俗連署草毛是也、また字彙彙纂に「連署、唐何切、音駝、音馬有、斑、如魚鱗、所類連署草毛、呼、隨子青、平家物語宮の御さいこの條に「あしかが其日の裝束には(中略)重藤の弓もて、れんせんあしけなる馬に云々」などあり、また香葉鏡文治二年十月秀衡實馬京進の條にも、連署草毛の名見えたり、此外源平盛衰記等にも散見せり、馬(ウ)并に其挿繪參看

レンギョウ

連署轎 轎の一種、總を連れ列へて着けたるものを云ふ、貞丈雜記に「れんちやくシリガイ」と云ふ、大ぶさ小ぶさの總名なり、延喜式(彈正式)に云く、凡六位以下、被轎總不得連署、但、連署、轎轎及後末、云々、此の心は延喜年中の法に、六位以下は轎の總を並べつられて付けたるをば、用ふる事をゆるさず、但、轎の辻の所、轎の端とに

レンギョウ

連署 犯罪者に連帶して、其罪の責任を頓つて云ふ、開國王朝時代の制、同司官人の中に、公犯を犯す時は、四等連座の法に據るものにして、所由を以て首とし、餘を從とす、假令ば主典所由ならば主典を首とし、判官を第二從、次官を第三從、長官を第四從とし、其等差に従ひて罪を科せり、鎌倉室町兩時代には、定まれる規則なかりしがごとし、江戸時代には、犯罪地の家系五人組、及び名主、組頭其罪に連たり、但し罪の輕きは連及することなかりき、また重罪のもの、其妻子女孫皆之に連座する定なりしも、八代將軍徳川吉宗の時、庶人に限りて、これを停めたりき(徳川實紀、古事類苑法律部)

レンギョウ

連署 犯罪者に連帶して、其罪の責任を頓つて云ふ、開國王朝時代の制、同司官人の中に、公犯を犯す時は、四等連座の法に據るものにして、所由を以て首とし、餘を從とす、假令ば主典所由ならば主典を首とし、判官を第二從、次官を第三從、長官を第四從とし、其等差に従ひて罪を科せり、鎌倉室町兩時代には、定まれる規則なかりしがごとし、江戸時代には、犯罪地の家系五人組、及び名主、組頭其罪に連たり、但し罪の輕きは連及することなかりき、また重罪のもの、其妻子女孫皆之に連座する定なりしも、八代將軍徳川吉宗の時、庶人に限りて、これを停めたりき(徳川實紀、古事類苑法律部)

ロクシ

人、御用部屋六尺八人、西丸御用部屋六尺六人、御...

ロクシヨウシ

六勝寺 法勝、尊勝、圓勝、最勝、成勝、延勝の六寺を云ふ、この六寺は皆勝の字...

ロクシヨウシヤ

六所宮 古へ國府もしくは國府の附近に、其國內の神社六所を集め祀りたる...

ロクシヨウシヤ

六時禮讚 六時禮讚の文を集め、其作法を記したるものなり、表題に往生禮讚偈あり、...

ロクシヨウシヤ

六時禮讚 六時禮讚の文を集め、其作法を記したるものなり、表題に往生禮讚偈あり、...

ロクツウクロテ

内題に「勸一切衆生、願生西方、極樂世界、阿彌陀佛...

ロクツウ

六通 佛教所説の佛界六種の作用をいふ、六神通の略、惠達の無量壽經疏に「所爲神...

ロクツウ

六條氏 姓は村上源氏、久我通光の五男通有の男有房、始めて六條と號す、其...

ロクツウ

六條氏 姓は村上源氏、久我通光の五男通有の男有房、始めて六條と號す、其...

ロクツウ

六條氏 姓は村上源氏、久我通光の五男通有の男有房、始めて六條と號す、其...

ロクテ

有容 有義 有照 有容 有義 有照 有容 有義 有照...

ロクテウテンワウ

六條天皇 條天皇の第二皇子、母は伊弉比、故...

ロクテウドノ

六條殿 藤原基實及び藤原頼實を云ふ、...

ロクテウドノ

六條殿 藤原基實及び藤原頼實を云ふ、...

ロクテウドノ

六條殿 藤原基實及び藤原頼實を云ふ、...

ロクテ

月長講堂供養ありて、後鳥羽上皇臨幸あり、後ち...

ロクテウノダイリ

六條内裏 關白藤原長房の邸に在り、西は東洞院に至り、東...

ロクテウノダイリ

六條内裏 關白藤原長房の邸に在り、西は東洞院に至り、東...

ロクテウノダイリ

六條内裏 關白藤原長房の邸に在り、西は東洞院に至り、東...

ロクハ

の事を裁決する事を掌る、職掌は訴訟奉行と同じ、...

ロクハラケンタン

六波羅檢断 鎌倉幕府の職名、六波羅侍所司の佐職にして、...

ロクハラケンタン

六波羅檢断 鎌倉幕府の職名、六波羅侍所司の佐職にして、...

ロクハラケンタン

六波羅檢断 鎌倉幕府の職名、六波羅侍所司の佐職にして、...

ロクハ

六波羅 今の方廣寺博物館附近なるべし、北六波羅...

ロクハラノテイ

六波羅探題 大日本地名辭書、...

ロクハラノテイ

六波羅探題 大日本地名辭書、...

ロクハラノテイ

六波羅探題 大日本地名辭書、...

ロクハ

にして、其孫清盛に至りて大に修築し世に著はる。長門本平家物語に、六波羅とてのじりし所は、故刑部卿忠盛の代に出し吉所なり、南は六はらが末、賀茂河一町を隔て、元は方一町なりしを、此相國の時造作あり、家數百七十餘宇に及び、是のみならず、この鞍馬路より始て、東の大道を隔て、長巳角小松殿迄廿餘町に及造作したり、眷屬の住所こまかに是を數れば五千二百餘宇云々と見えたり、又泉殿ともいふ、平賴盛の家は池殿と號す、治承四年後白河法皇は泉殿に、高倉上皇は池殿に御座せし事山塊紀に見えたり、源賴朝天下の權を握るに及びて京都に第宅を置かんとして、奏請してその地を請へり、建久元年に至り、池殿の地を賜ふ、是に於て頼朝新亭を築き、十一月上落してこれに宿す、建仁三年十月橋失し、後また之を造營す、承久後、南北六波羅をこゝに置きて、京都及び關西の諸政を總べしむ、元弘三年に至りて滅亡す、太平記六波羅の條に、五條の橋より、七條河原迄、六波羅を圍と云々、仲時六波羅を落て關東に下るに、若集道遠にかりり落られたり云々と見ゆ(山城名勝志)

ロクハヒヤウチヤウシユウ

六波羅に評定衆、關西鎌倉幕府の職名、京都六波羅に居り、政務の席に列し、六波羅探題と共に、萬事を裁決する重任なり、職掌大抵鎌倉の評定衆と同じ、宿老の輩を以てこれに補す、六波羅問注所執事、六波羅引付頭のごとき、職務に與れる諸職、みな此衆の攝する所なり、關西鎌倉幕府承久後北條泰時、同時房六波羅探題となるに及び、幕府に准じて之をおく、後醍醐天皇の兩氏概れ世襲せり、元弘三年幕府と共に滅ぶ、ヒヤウチヤウシユウと書き、吾妻鏡、尊卑分限、武家名目抄)

ロクハモウチユウジヨ

六波羅問注所、關西鎌倉幕府の役所、京都六波羅に置く、畿内近國及び四國の訴訟を沙汰し、財貨紛失等の事を統攝す、關西鎌倉幕府の長官を執事といふ、また單に問注所と稱す、凡そ訴訟の事は、引付衆の内より、それの奉行人を定めて、數多の訴を分配し、各預り沙汰せしむることなるが、問注所執事は、問注所の長官なり、總ての訴訟に與り、本所に准候する諸奉行人を指稱す、寄人、本所に懸候する奉行人にして、訴訟を分掌す、關西鎌倉幕府承久の亂後之をおき、元弘三年幕府と共に亡ぶ、モンチユウジヨと書き(武家名目抄)

ロクハ

ロクハ

ロクハ

し、鹿王院のみ存じ、續田豐臣を経て、徳川氏に及び、漸く再興の寺運を興し寛文年中、酒井忠知之を重修す、此時より天龍寺に屬すれども、十刹の格式を失はす(山城名勝志、平安通志、京師要誌)

ロクハ

及び島海に、南は波斯、土耳其斯坦及び支那帝國に、東は太平洋に接す、面積六百四十六萬二千廿四平方哩、北緯三十八度より七十八度に至り東經卅七度より四十七度に達す、歐羅巴亞細亞は、北那威及び北極洋に、西は瑞典、バルチック海、普魯士、地海高加、牙利、及び羅馬尼亞に、南は羅馬尼亞及び黒海高加索連山に、東は高加索、カフカス及びアムドリア山脈に接す、面積二百八十八萬二千八百四十平方哩、北緯四十度五分に起り七十度に至り、東經十八度より六十度四十五分に至る(亞細亞亞細亞は南部高加索地方、西比利亞、中央亞細亞の三部に分ち、歐羅巴亞細亞は西亞細亞本部、芬蘭大公國、瑞典國及び高加索地方の四部に分ち、尙ほ本部を六に區別して各々行政區域に區別せり、首府をセントペテルスブルグといふ、關西鎌倉幕府時曾西亞は蒙古種種族の下に居せしが、西曆千四百七十七年アイバン大王といへる者出て曾西亞人を自由にせり、千六百年代の末にアイバン猛王出て蒙古人よりタイザンの地を奪ひ領土を擴む、千六百八十九年彼得大帝位に上りしより國勢頓に一變し、瑞典を伐ちてリガニア及び其他バルチック海邊の土地を取り、また薩摩人を征服して國境を黒海に臨ましむるに至る、千七百六十二年カザリン第二世立つに及び、全くクラチキヤを征服したりしが、當時また破關分割の事起り、千七百七十二年、千七百九十三年、及び千七百九十五年の三度に分割ありて破關國は全歐洲の地圖上より消滅せり、千八百十五年和議の際、また分割を得、高加索地方も同時に漸く之を置食せり、是より先千五百八十二年の頃より四方西比利亞より次第に東方を侵取し、遂に悉く西比利亞を領し、尙ほ黒海の東なる中央亞細亞の地方を包有し、遂に今日の形勢を爲すに至れり(關西元文四年露船典

ロクハ

州牡鹿郡の沖井に亘理郡の沖、安房國長狹郡の沖に出渡す、露國の船艙にして、我國の海岸に現はるるも、これを以てはじめとなす、而して此前後の際より露國我が北海の地を窺ひ、諸島に南下して越年を試むるものあり、明治年中に及びては、漸く英人を擁護して爲すありとす、ありしが、同八年ハンマンロー(露國土の歸化人)は阿波羅等々に露國の體を襲ひ、密に日本の沿岸を測量して歸り、尋て安水八年露人また東蝦夷地に來り、アムクシに於て松前藩の吏員と會して通商を求め、翌年再び渡來して返答を求めたれども、松前藩は之を拒絶したれば、露船は歸途ワルツツ島に冬籠り、九年歸國したり、然れども其北海經營の策は着々として歩を進め、英人にして露化するもの甚だ多かりき、既にして寛政四年、露國軍艦カザリン號、我澤氏幸太夫、嶋吉を護送して箱館に至り、國書を呈し、通商貿易を求めたり、幕府即ち目付石河忠房、村上義禮を遣はし、五年六月露使と應接せしめ、貿易に關する事は長崎に於て議するの制なれば、同地に赴くべしとて艦長ラツクスマンに信牌を與へて去らしめしが、文化元年に至り、露國使節レゾノフは仙臺の漂民津太夫等四人を伴ひ、軍艦に乗じて長崎に來り、先年箱館に於て與へられし信牌を出して國書を呈し、通商を求めたり、幕府はまた目付淺山景春を派して應接せしめ、通商の請を卻り、且其信牌を收めしめられたれば、レゾノフは快々として樂まず、歸途樺太に至りて舟に首肯する所あり、カムサツカに至りて其友ホーシトフに語るに樺太を略して、日本政府を威嚇するの策を以てしたれば、ホーシトフ之に賛し、軍艦に搭して、文化三年樺太の南なるアニツ灣に上陸し、我衛所を襲うて獲物を試みたり、露人が我北海を侵したることこれ

王とあるを初見とし、女玉の稱は、文武天皇三年の紀に、坂谷部女玉とあるを初見とす、令制によれば、五世王は、もと皇親の限にあらざりしを、慶雲三年に至り、親ら絶つに忍びずとて、特に皇親の列に入ることをなれり、然るに延暦十七年に至り、新羅の徒宗室を汚す懼れありとて、再び古制に復して、皇親の以外と定め、其名籍計帳等諸王に關する一切の事は、總て正親司にて管理したり、諸王の待遇は、親王に比して大に差降ありと雖も、また諸臣と同じからず、其辭訟ある時は、特に座席を賜ひ、皇親以外といへども、永世不課戸として、特に課役を免除する如き、優遇に異なるものあり、位階はもと文武天皇の時、親王と等しかりしも、令制にて諸臣と同となり、一位より五位に至り、隆子は初め從五位下、若くは正六位上に叙せらるゝを例とす、官は大臣、納言、神祇伯、或は大率頭等に任ぜらるゝ、是れ諸臣の下に立たしめずして、多くは長官に任ぜらるゝ、例なり、其位階官職あるものは、位田食持を賜ひ、一般の王、女王には、共に春秋二季に、時服料及び季誅を賜ふ、後諸王漸く蕃衍するに及びては、時服を賜ふべき諸王の數を限定し、其死期を待てば、順次に之を補ふことに定められたり、中世以後、皇親漸く繁榮し、費用多端なるを以て、姓を賜へて臣籍に列すること起る、聖武天皇天平八年に、敏達天皇の玄孫葛城王に補官を賜ひしより以來、諸王賜姓のこと漸く多く、後には王號を稱する者大に減じ、獨り神祇伯を以て世職とせる白河家のみは永く王號を繼承せり、淳仁天皇以後、親王宣下のこと起るに及び、皇子皇女等、當然親王たるべきものにして、宣下なきが爲め、親王たるを得ざるあり、後白河天皇の皇子以仁王、後醍醐天皇の皇女貞宮の如き、及び

ワウ

ワウチ

ワウゼーワウタ

後世比丘尼御所と稱するもの、如きは、共に親王宣下を得ずして、諸王たる者なり、而して孫王と雖も、宣下を蒙れば諸王たることを得るに至り、王の制度一變す、女王婚嫁の例に至りては、攝關、將軍、諸侯、門跡等、極めて多く、播磨にては、有栖川宮賴仁親王の女孝宮の近衛經親に嫁したる、將軍にては伏見宮貞清親王の女顯子に、藤原家綱に嫁したる、諸侯にては同親王の女宮が、徳川光貞に嫁したる、有栖川宮賴仁親王の女宮が、徳川齊昭に嫁したる、門跡にては、有栖川宮幸仁親王の女淑宮が、東本願寺光性に嫁し、院院宮直仁親王の女始宮が、四本願寺光啓に嫁したる如きはなり、又諸王にして大罪あれば、先づ王名を除く、鹽焼王の號に下されたる、長野女王の配流せられたる時の如きはなり、但し多くは、姓を賜ひて庶人となし、然る後諸王に就ては、これを例とす、明治に至り、天皇より六世以下の男子を王、女子を女王とし、天皇支系より入りて皇統を承けたる時は、皇兄弟姉妹の女王たる者に、特に親王内親王の號を宣賜す、婚嫁は、皇族又は勳官より得ずして、規定せられたる華族に限り、又皇子を爲すことを得ず、規定せり、猶ほ皇親の條を參考すべし (古事類苑帝王部、皇室典範)

許にして節あり、首の出端二寸九分弱、尾の周圍二寸五分強、其尾三分三厘許、尾の端を距ること九寸許に當りて吹口あり、吹口を距ること三寸五分許、尾の端を距ること一寸二分許、其中間に七個の指圓孔あり、毎孔の間二分強、其尾にある者尤も小にして、次第に稍大なり、名所は首の條に擧げられたる者乎、
ワウゼーワウチ 名所は首の條に擧げられたる者乎、漢代の時作り始めともいふ、詳かならず、而して我國へ傳來したることも何時代なりや明かならざれども、推古天皇の御宇、夜樂渡來せしが、夜樂に笛あるを引れば、既に當時傳はりたるもの、如し、大同四年二月、雅樂寮の雅樂師を定めし時、横笛師二人あり、然れど尾根濱王、水相遺唐の後之を儀しが故に、漢主を此器の祖と爲せり、其弟子淨藏實所、其弟子石城正枝、其弟子左近將監戸部好多、其聖玉手延近、其聖戸部正近と相繼ぎ、遂に戸部流を起す、正近が弟子大神是季、其聖に射行高あり、猶ほ其師に始まる、是季が弟子、基政、即ち大神性を稱し、大神流を始め、是季の弟子清原時良、清原流を起す、笛(アエ)多香、和名抄、樂家録、音韻略、樂道集集)
ワウゼウケン 王昭君 漢樂にて性調六曲中の一、古樂にて中曲、西國諸國漢元帝の時、宮人王嬙、字は昭君といへる人あり、王命に依りて匈奴に嫁す、時人其遺骸を憐れて此歌を作る、舞は無し、此曲我國に傳來してより久しく絶え居りしが、醍醐天皇の時、式部卿貞保親王尺八の譜より横笛にうつして之を吹きしより、又これあるを見るに至れり(龍鳴抄、樂家志)

ワウダイハチンラク 皇帝破陳樂 西國諸國漢樂の一、唐樂也、二十五曲中の一、又武德太平樂、安樂太平樂と稱す、蓋には皇帝と稱す、新

樂にて大曲なり、遊樂一帖拍子なし、序一帖拍子三十、破六帖、每帖拍子十六、舞者六人、各舞新島蘇^註 國原宿禰唐玄宗皇帝圖を平けて即位の時、作らしめし所のものなり、我國文武天皇の時、遣唐使粟田真人道隆、これを我國に傳へ、仁明天皇の時、藤原諸葛更に之を考定すと云へり、近世に至りて舞は絶えたり(禮樂志、歌舞音聲書史)

ワウバクシユウ 黄檗宗 禪宗の一派、黄檗山萬福寺を本山とするが故に名づく、本宗は固より臨濟宗なりし、明代に至り日用行事の法式、梵行、誦誦等、唐宋の風を一變して、盡く明式明音を以てす、即ち開祖の黄檗清規、并に禪林課誦ありてより、今に至るまで凡そ二百年、舊章に率由して其規矩を改めず、これ本邦從前所傳の禪林と、其法式を異にする所以なり、而して其單傳直指の宗旨に至りては、古今臨濟宗と差異なし、^註 開祖の禪師、元隆禪師、リユウキ(參看)を開祖とす、元隆は明人にして、法を臨濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年徳川家頼山陽字治に黄檗山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り禪林大に衰微して、宗風振はざりしが、一度黄檗宗の開立ありしより、延いて臨濟曹洞の回勢を促すに至れり、元隆に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の祖業たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、獨湛、大眉、南嶺、獨吼以上支那人、龍溪、獨照、獨本の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黄檗第二世の席を兼して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年靈元天皇勅して紫衣を賜ふ、黄檗山これ

ワウバン 境飯(椀飯) 禪院の爲めに備けたる食糧をいふ、また禪院の意にも用ふ、境は食器、これに飯を盛るなり、故に名づく、なほ孟酒といふがごとし、後世境飯と書するは誤なり、^註 開祖の禪師、元隆禪師、リユウキ(參看)を開祖とす、元隆は明人にして、法を臨濟下三十一世の孫徑山費隱に嗣ぎて、承應三年(清順治十一年)始めて我國に歸化し、盛んに禪道を唱ふ、萬治二年徳川家頼山陽字治に黄檗山萬福寺を創立し、師を推して開山始祖となす、此時に當り禪林大に衰微して、宗風振はざりしが、一度黄檗宗の開立ありしより、延いて臨濟曹洞の回勢を促すに至れり、元隆に法を承くるもの内外二十三人、皆一代の祖業たり、就中其法脈を本邦に傳ふるものを慧門、木庵、即非、慧林、獨湛、大眉、南嶺、獨吼以上支那人、龍溪、獨照、獨本の十一人とす、當時殊に木庵即非の兩師を稱して天下の二甘露門といへり、而して木庵は黄檗第二世の席を兼して、盛んに宗風を開き、大に規矩を正せり、諸方の叢林取て標準と爲す、寛文五年靈元天皇勅して紫衣を賜ふ、黄檗山これ

ワウハ 於てせる事あり、なほ源平盛衰記安合戦事の條に「敵討するならば暇あるまじ、先靜なる時、よく兵糧つかうべし」として、酒肴境飯居て是を勧む」とあり、勘仲記弘安九年三月二十七日の條に、大退治(宿所出雲權守泰光館、寺家點定之、寺家這境飯、上下補給)とあれば、必ずしも儀式的のものにあらずしを知るべし、鎌倉幕府にては、武官、または慶賀、遊樂等のことある時は、多く境飯あり、特に干首の境飯は恒例となり、正月一日より數日に亘り、千葉三浦小山宇都宮等の宿將之を備設して、將軍を營中に饗應せり、從うて其儀も華美となり、太刀鞍馬等の引出物を加ふ、室町幕府に至りては、足利尊氏の時より、鎌倉幕府に倣ひて、毎歲首に行ひしが、足利義滿の時、更に其規式を制定し、正月一日は管領、二日は土岐氏、三日は佐々木、京極、六角の三氏、隔年に交代す、七日は赤松氏、十五日は山名氏之を勳仕して、將軍を饗し、又右筆を以て境飯奉行と爲して、其事を司らしめしを以て、至重の儀式となりたり、なほ鎌倉の管領も、幕府に倣ひ、家臣をして之を獻せしめしが、應仁亂後漸く衰へて、相共に廢絶せり、また此時代には、幕府管領家の外、諸大名も、儀式としてこれを行ひしものあり、大内氏のときもこれなり、江戸時代のはじめには、まれに境飯の稱を以て人を饗したること、摩訶鉢漫陀經に「我等二十歳比迄は、板橋東邊の百姓、相饗に導すは、毎年正月境飯といふて、親族并に近邊の者な招請し饗應せし也、右の用會にては、飯は一律に無之し聞及ぶ、當時我等しれる所にては、兩町奉行所にて、正月四五日比に、粗典力同心に境飯と號し饗應あり、外には一切聞及はず」と見え、昔々物語に「昔は大身小身衆は中に及びず、下々輕き者一人も召仕程の者は、町人

ワウバ

ワウハ

ワウハ

ワカウ

までも、正月朔日振舞として、親類族者子供迄、不洩呼集め、それらに酒食、分限相懸に結構して、日出度と、こよき歌ひの、じりて酒後し快く遊ぶとあるにて知るべしと雖、其稱早く絶えたり、また京都地方にて節振舞といひ、元日より晦日までの間に、親戚朋友互に酒食を催して饗應することありしが、所謂振舞の遺風なるべし(四宮記、江家次第、類聚雜抄、厨事類苑、權記、香妻鏡、源平盛衰記、年中恒例記、年中定例記、大内家盛衰、輝夜談、昔々物語、佛語盛衰記、貞丈雜記、古事類苑式部)

此とし、(忠定王二年は我親歷元年なり)東國通鑑亦此の事を記して、倭寇の始めとしたり、帝國海軍史論には高麗史に「宣宗十年秋七月癸未、西海道觀察使安西都護府將下延平島、巡檢軍捕海船一艘、所載宋人十二、倭人十九、有弓箭刀劍甲冑、并水銀萬珠磁黃法器等物、是是兩國海賊、共欲侵邊、諺者も云々」とあるを以て、直に對馬の民、高麗の延平島を侵すとして、我邊民の外國を侵掠せる始めとしせり(宣宗十年は我が寛治七年なり)單に此記事のみにては、倭略せし事見えざれども、玉葉には宋商と我商人と連合して宋の地に狼藉したること見え、香妻鏡には元暦元年對馬守親光高麗に渡り、虎を捕へし功によりて、三ヶ國を賜はり、文治元年歸國するに當りて、寶船三艘を造りし事見え、また香妻鏡、香妻鏡によれば源賴朝が高麗征伐ありし事見えたり、當時邊土の民、勇武悍悍の士多かりしを以て、延平島の記事は、先づ倭寇の先驅とも見るべきか、而して正確なる書に見えたる倭寇は、是れ延久二年とす、玉葉

て宋朝にて振舞せし事情も明らかならずと雖ども、我國の商人と宋商と連合して、振舞せし有様は、明時代倭寇の盛時に當りて、我が商人と支那奸商と連合して、支那沿岸を寇掠せしと、全く同一方法にて、倭寇の尤古きものと見らる、強ち不當にあらざるべし、許國公奏議にも、南宋末嘉定年中、倭日本船の支那沿岸を侵略せし事見え、高麗史高麗十年(我貞應二年)の條に、五月甲子倭寇(金州)と見え、元史成宗八年(我應元二年)の條に、四月丙戌賊、千戶所、成定海、以助、歲至倭寇とあれば、王朝時代の未より鎌倉時代の始にかけて、既に我民族が、海外を侵略せしことを知るべし、高麗史東國通鑑が忠定王二年を以て起原とせば、倭寇が時に強しなりしを記せるものならん、支那方面に於ては、元史至正二十三年(我正平十八年)の條に、八月丁酉明、倭人寇蓬州、宋將劉運擊敗之、自十八年以來、倭人寇遼海郡縣、至是海濱遂安とあるを以て、殆ど朝鮮と前後して、倭寇の盛に侵略せしを以て知るべし、倭寇の原因に關しては種々なる説ありと雖も、要するに最初貿易を目的とし、しこりに漸たさるゝとあれば、武力に訴へて暴掠し、意に臨へる時は、貿易を試みて歸りたりしが、後には掠奪侵略を目的とするに至りしものなるべし(朝鮮の倭寇)安貞元年(高麗の高宗十年)五月、邦人金州に寇せり、以後、屢々侵略を試みたるを以て、高宗は使を送りて之を禁せんことを請ひしことありしが、其勢力は益々強人にして、忠定王以後は、殊に甚だしかりき、即ち正平五年(忠定王二年)には固城、竹林、巨濟等を、四年には順天府、谷浦、固城、會風等を侵したりしが、朝鮮は大に之に苦しみ、正平七年(北朝文和元年、高麗恭愍王元年)之を禁せんことを

ワカウ 倭寇 我國に於ては、當時の將軍足利義隆は、南北兩立し、船艦已まざるの故を以て、尋て年賜王はじめの時、遣れて之を誦ひたれども、將軍足利義隆また之を誦く、時に藤原光と、へる者順天にありしが、全羅道元帥金先致、之を誘殺せんとして成らず、是に於て其徒激怒し、入寇すること、婦女嬰孩を屠殺し、頗る慘む、而して其侵掠せる地方は、大抵西南境なりしが、後、轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北青を屠れり、高麗の衰亡する、其力興りて多きに居る、高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王李成桂は、元中九年(北朝明徳三年、朝鮮大觀元年)使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義隆は朝鮮の諸將に命じて、浮屠を逐さしめ、また倭寇を禁絶するの命を布き、應永五年、同十六年また請によりて此事ありし、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益々甚しかりき、以中永正三年(朝鮮高宗十二年)には、對馬の民數百人、釜山、曹浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年(朝鮮明宗十年)には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、塗炭を犯し、其興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚しかりき、豐臣秀吉の時に及び、や、天皇統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋て漸く衰へたり(支那の倭寇)宋の時、我邊海の商人が宗の商人と連合して、倭略せしこと、起原の條に引きたる玉葉延久二年の文によりて明らかなり、建久二年は南宋の光宗紹熙二年に當る、又許國公奏議にも、嘉定年中屢々支那沿岸を侵せしこと見えたり、元代には、元史によれば成宗大德八年十月所を置きて、定海を侵り寇を防がしめしことあり、蓋し元の世祖が我國を征せんとせし、弘安文永の例役共に成功せざりしより、弘安後未だ十年ならざるに、彼

國に於ては、通商貿易を試み、意に漸たさるゝことあり、掠奪を行ふものあり、即ち治元二年(元の大德十一年)我親歷の民、元に航して慶元路に至り、吏民と爭闘し、遂に其一城を燒く、爾來歲會時代未より南北朝時代に係りて、四國九州沿海の商人等は、元の衰微に樂じ、益々侵略を恣にせり、明の代に至りても、倭寇の徒の勢力は益々強大となり、明の兵よく之を防ぐこと能はず、正平二十四年(明の洪武三年)使を日本に遣はして、征討將軍張瑄親王に書を致して之が鎮壓を請ひたれども、親王は九州鎮定に忙しかりし而已ならず、其の書辭の不麗なるを以て却けて用ひざりき、されば當時天下動亂の時勢に乘り、我士民は明の沿海諸地方に入りて貿易を營み、志を得ざれば忽ち劫掠を縱にせり、故に建元元年(北朝建安三年、明の洪武三年)には山東を寇し、轉じて閩浙を掠む、明大に畏れ、建元元年再び使を太宰府に遣はし倭寇を請へり、親王仍て之を納れ、其使を禮遇し、倭寇鎮撫の策を請ひたりしが、使者歸らざるに先だち、邦人また温州を掠り、海鹽、曹浦、福建の濱海諸郡を犯し、更に山東登萊等に寇したり、故に明は懷良親王に諭るも功なきを見て、同月留祖國、克勤を遣はし博多より京都に入り、書を足利義隆に致して、倭寇の事を請ひたり、然れども當時倭寇を極めたる倭寇は、一朝にして退むる能はず、益々猖獗に出沒して寇掠を逞くせり、弘和三年(北朝永徳三年、明の洪武十六年)六月には、浙江の金華、平陽を犯し、明年正月には浙東諸郡に、元中四年(北朝嘉慶元年、明の洪武二十年)七月には、衢州境上に至りて居民を殺掠し、爾來山東、寧海に寇し、廣東海濱を犯し、穿山浦より上陸し、軍士男女七十餘人を殺し、財貨を掠め、其の他甌州、浙江、小中央、遼東、

金州、白沙海口、浙東海濱、嶺川等に寇し、其地の守將等皆殺されたり、然るに當時義隆は、大に財源を海外に求め、貿易を奨励せんとするの意ありしかば、先づ明の歡心を買はんとし、應永三年(洪武九年)彼の大患とせる倭寇の鎮壓を計り、邊民の被に航せしものを捕へて彼に送り、次で八年(建文三年)僧祖阿、商賈肥富を彼に遣はし、辭を奉りて倭交を求めしを以て、明主大に喜びしが、會と同九年豐成對馬の邊民等浙江、定海衛、穿山所等に寇し、沿岸を掠めしを以て、成祖、義隆に諭す處あり、義隆即ち其徒を追捕し、巨魁二十人を明に送る、然れども倭寇の勢力は益々強なり、應永十五年(永樂六年)山東、寧海衛を襲うて、兗州府を寇し、其例諸郡を掠る、明年また廣東を、八年福建を寇し、十八年(永樂九年)には廣東昌化を陥れ、十九年には建州に寇し二十三年には崇明縣諸城を陥れ、官民三百餘人を捕獲せり、明廷之に苦しみて、防禦の策を講じたれども、功なきを以て、屢々足利義隆に諭す所ありし、常に緊領を得ず、然るに永享の末年以後(明の正統以後)文龜年中(弘治年中)に至る迄數十年間は、やゝ鎮靜に屬し、僅に四五回の間、倭寇ありしに過ぎざりしが、幾もなくして嘉府并諸大名等の遺明使節等にして、暴動猖獗を極むるものあり、即ち大永七年(嘉靖六年)六月大内義興の使者宗設、寧波に至りしに、數日の後、細川高國の使者瑞佐、宋素卿等亦至る、宋素卿の例によれば、到着順に問貨監督ありしが、宋素卿市舶太監に請ひし爲め、宗設に先じて問貨監督に臨みたり、是に於て宗設大に怒りて瑞佐を攻めて其船を焚き、太監を殺し、瑞佐船城を奪ひ、日本の名を以て倉庫を封じ、其の徒を率ひて寧波に還り、過ぐる所掠奪を恣にし、指擄劉燭と賊

ワカウ

我國に於ては、當時の將軍足利義隆は、南北兩立し、船艦已まざるの故を以て、尋て年賜王はじめの時、遣れて之を誦ひたれども、將軍足利義隆また之を誦く、時に藤原光と、へる者順天にありしが、全羅道元帥金先致、之を誘殺せんとして成らず、是に於て其徒激怒し、入寇すること、婦女嬰孩を屠殺し、頗る慘む、而して其侵掠せる地方は、大抵西南境なりしが、後、轉じて江陵、洪州、淮陽より、咸州、洪原、北青を屠れり、高麗の衰亡する、其力興りて多きに居る、高麗亡び、朝鮮之に代るに及び、國王李成桂は、元中九年(北朝明徳三年、朝鮮大觀元年)使を送りて倭寇を禁せんことを求めたれば、義隆は朝鮮の諸將に命じて、浮屠を逐さしめ、また倭寇を禁絶するの命を布き、應永五年、同十六年また請によりて此事ありし、必竟空文に過ぎずして、邦人の朝鮮を侵すもの益々甚しかりき、以中永正三年(朝鮮高宗十二年)には、對馬の民數百人、釜山、曹浦を侵し、熊川城を陥れ、弘治元年(朝鮮明宗十年)には、邦人七十餘艘を以て全羅道に入り、塗炭を犯し、其興、唐津の諸邑を陥れ、殺掠甚しかりき、豐臣秀吉の時に及び、や、天皇統一せるを以て、倭寇の徒の勢力昔日のごとくならず、尋て漸く衰へたり(支那の倭寇)宋の時、我邊海の商人が宗の商人と連合して、倭略せしこと、起原の條に引きたる玉葉延久二年の文によりて明らかなり、建久二年は南宋の光宗紹熙二年に當る、又許國公奏議にも、嘉定年中屢々支那沿岸を侵せしこと見えたり、元代には、元史によれば成宗大德八年十月所を置きて、定海を侵り寇を防がしめしことあり、蓋し元の世祖が我國を征せんとせし、弘安文永の例役共に成功せざりしより、弘安後未だ十年ならざるに、彼

國に於ては、通商貿易を試み、意に漸たさるゝことあり、掠奪を行ふものあり、即ち治元二年(元の大德十一年)我親歷の民、元に航して慶元路に至り、吏民と爭闘し、遂に其一城を燒く、爾來歲會時代未より南北朝時代に係りて、四國九州沿海の商人等は、元の衰微に樂じ、益々侵略を恣にせり、明の代に至りても、倭寇の徒の勢力は益々強大となり、明の兵よく之を防ぐこと能はず、正平二十四年(明の洪武三年)使を日本に遣はして、征討將軍張瑄親王に書を致して之が鎮壓を請ひたれども、親王は九州鎮定に忙しかりし而已ならず、其の書辭の不麗なるを以て却けて用ひざりき、されば當時天下動亂の時勢に乘り、我士民は明の沿海諸地方に入りて貿易を營み、志を得ざれば忽ち劫掠を縱にせり、故に建元元年(北朝建安三年、明の洪武三年)には山東を寇し、轉じて閩浙を掠む、明大に畏れ、建元元年再び使を太宰府に遣はし倭寇を請へり、親王仍て之を納れ、其使を禮遇し、倭寇鎮撫の策を請ひたりしが、使者歸らざるに先だち、邦人また温州を掠り、海鹽、曹浦、福建の濱海諸郡を犯し、更に山東登萊等に寇したり、故に明は懷良親王に諭るも功なきを見て、同月留祖國、克勤を遣はし博多より京都に入り、書を足利義隆に致して、倭寇の事を請ひたり、然れども當時倭寇を極めたる倭寇は、一朝にして退むる能はず、益々猖獗に出沒して寇掠を逞くせり、弘和三年(北朝永徳三年、明の洪武十六年)六月には、浙江の金華、平陽を犯し、明年正月には浙東諸郡に、元中四年(北朝嘉慶元年、明の洪武二十年)七月には、衢州境上に至りて居民を殺掠し、爾來山東、寧海に寇し、廣東海濱を犯し、穿山浦より上陸し、軍士男女七十餘人を殺し、財貨を掠め、其の他甌州、浙江、小中央、遼東、

金州、白沙海口、浙東海濱、嶺川等に寇し、其地の守將等皆殺されたり、然るに當時義隆は、大に財源を海外に求め、貿易を奨励せんとするの意ありしかば、先づ明の歡心を買はんとし、應永三年(洪武九年)彼の大患とせる倭寇の鎮壓を計り、邊民の被に航せしものを捕へて彼に送り、次で八年(建文三年)僧祖阿、商賈肥富を彼に遣はし、辭を奉りて倭交を求めしを以て、明主大に喜びしが、會と同九年豐成對馬の邊民等浙江、定海衛、穿山所等に寇し、沿岸を掠めしを以て、成祖、義隆に諭す處あり、義隆即ち其徒を追捕し、巨魁二十人を明に送る、然れども倭寇の勢力は益々強なり、應永十五年(永樂六年)山東、寧海衛を襲うて、兗州府を寇し、其例諸郡を掠る、明年また廣東を、八年福建を寇し、十八年(永樂九年)には廣東昌化を陥れ、十九年には建州に寇し二十三年には崇明縣諸城を陥れ、官民三百餘人を捕獲せり、明廷之に苦しみて、防禦の策を講じたれども、功なきを以て、屢々足利義隆に諭す所ありし、常に緊領を得ず、然るに永享の末年以後(明の正統以後)文龜年中(弘治年中)に至る迄數十年間は、やゝ鎮靜に屬し、僅に四五回の間、倭寇ありしに過ぎざりしが、幾もなくして嘉府并諸大名等の遺明使節等にして、暴動猖獗を極むるものあり、即ち大永七年(嘉靖六年)六月大内義興の使者宗設、寧波に至りしに、數日の後、細川高國の使者瑞佐、宋素卿等亦至る、宋素卿の例によれば、到着順に問貨監督ありしが、宋素卿市舶太監に請ひし爲め、宗設に先じて問貨監督に臨みたり、是に於て宗設大に怒りて瑞佐を攻めて其船を焚き、太監を殺し、瑞佐船城を奪ひ、日本の名を以て倉庫を封じ、其の徒を率ひて寧波に還り、過ぐる所掠奪を恣にし、指擄劉燭と賊

ワキヤ

加藤 伊藤大洲に移る。元和三年安元五千石加藤、信濃飯田に移封す。承應三年二千石を叙父六左衛門に...

ワキヤシ 脇差(脇刺) 脇差刀の略稱。脇に差す故に名づく。又脇刀、脇物、脇刺刀、脇刀、...

ワキヤヨシスケ 脇屋義助 脇通稱。...

ワケ

本郡關原新田義貞の弟關原元弘中義貞に従うて北條高時を討ち、功を以て兵備勳となる。建武元年...

ワケサ

説あり(一)吾兄の借字なるべし(二)諸國を別ち賜ひて主たらしむる儀なり(三)別れて始祖となるを言...

ワケ

下平平ならんと、稱徳天皇これに違ふ。既にして天皇清原を誅下に召して曰く、朕昨夜夢みらく、八幡...

ワケ

て之を上る。また吾て田一百町を備前に領し、永く服給の資と爲す。賴氏之に頼る。嘉永四年三月詔して、...

ワケ

雖も、古くより天台宗に傳はれるは事實なり。次に親鸞の浄土和讃、高僧和讃、正像米和讃あり、淨土和...

ワケ

ワシヤウ 和尚、ワシヤウを見よ。ワスレラ 忘緒、ワスレラを見よ。...

ワラハ

甘八門(流布本二十卷、四十部、二百六十八門に作る)
名曰和名類聚抄と見えたり、二十卷本は伊勢本尤
も古く、元和中期波道園刊行し、寛文七年、慶安元
等亦刊行したり、十卷本は尾張大須賀生院本を寛政
十三年刊行せり、此他寫本數本あり、文政中披露十
卷本を基とし、以上諸本を校合せるもの、尤も完備
す、明治十六年四月印刷局より刊行せり、源順
(和名類聚抄)四冊(會要抄)編註姓名類聚抄
(待谷流傳等)編註姓名類聚抄

ワラハ

ワラハサウソク 童裝束 童の着用する裝束
をいふ、細長(ホソナガ)と汗衫(カザ)との二種
あり、各其條につきて見るべし。
ワラハナ 童名 幼穉の時付する名、元服以
前(に)用ふ、また小字、乳名、若名とも稱す、公家
には、攝家は何君、清和以下は何丸など、稱す、時君、
松尾君、藤丸、鈴丸の如きこれなり、又何若丸、何千代
丸とも稱し、略して何若、何千代ともいふ、武家及
び其以下の庶人等は、堂上衆のごとく、何若、何千
代、何丸等の用多し行はれたり、源運が牛若丸、豐
臣秀吉が日吉丸、徳川家康が竹千代といへるがごと
きこれ也、又何松とも付たり、福島正則が市松、
徳川忠長の國松などいへるに於て知るべし、箱王、
春王、松王、蓮花王など、何玉と稱することもあり、早
安朝時代の末期より行はれたり、王はもと皇族の稱

ワラハ

なるが、轉じて庶人の幼名に付すること、なれるな
り、又室町時代の末より、江戸時代の初にかけて、幼
名にオ字を加へ、女の名らしく呼ぶこと行はれたり、
水戸光圀の幼名長丸なるをいふといひ、本多成重の
幼名仙千代なるをいふといへるが如きこれなり、名
(ナ)參看(大鏡)、曾我物語、今物語、源平盛衰記、太平
記、平治物語、太閤記、因幡草、貞丈傳記、玉勝間、元服
法式、南留別志、故實拾要、續家名物考、徳川實紀、並
同筆記)
ワラハヤミ 瘧 病名、隔日に起る故にマコ
リとも名づく、又冷熱瘧とも稱す、古言ワラハヤ
ミ、熱病の瘧熱、日を隔て時を定めて發る、其發る
をアラフと云ふ、

國史大辭典

國史大辭典 國史大辭典の略

國史大辭典の略

國史大辭典増補

アシカ、ボン 足利本 江戸時代の中期
に、好事家が便宜上活字版の經書を總稱す、これ古
來下野國足利學校に於て、經書を印行せしと傳説に
より、誤り稱したるものにして、享保十六年山井鼎
著七經五子考文によりて、始めて唱へられたり、近藤
正倫は書考に、世に足利本と稱せるは、慶長前後の
開版なることを考證して其の誤を糾したり、印刷(ヘイ
ンゼン)活版(カッペン)參看(活版經書考、日本古刻
寄史)

アシカ、ボン 足利本 江戸時代の中期
にして之を定めしむることあり、この場合には、そ
の上中の損田數の二分の一、若くは三分の一、或は
例損三分以外に、二分及び一分大半(一分四分の三)
を免しむる定なり、又異損の條には、使を遣はし
て損田を勘定し、その數に應じて出舉の義務を免れ
しむ、即ち一段につき一東五把(田租と同率)の利額
を免除せり、又異損の爲に節會同宴等を停めし、と
あり、日本紀略延喜八年九月九日及び九年正月二十
一日、延長七年九月九日等の條に見えたり、ソウテ
ン、ソウテンサダメを見よ、(延喜式、北山抄、扶
桑略記、日本紀略)

アシカ、ボン 足利本 江戸時代の中期
にして之を定めしむることあり、この場合には、そ
の上中の損田數の二分の一、若くは三分の一、或は
例損三分以外に、二分及び一分大半(一分四分の三)
を免しむる定なり、又異損の條には、使を遣はし
て損田を勘定し、その數に應じて出舉の義務を免れ
しむ、即ち一段につき一東五把(田租と同率)の利額
を免除せり、又異損の爲に節會同宴等を停めし、と
あり、日本紀略延喜八年九月九日及び九年正月二十
一日、延長七年九月九日等の條に見えたり、ソウテ
ン、ソウテンサダメを見よ、(延喜式、北山抄、扶
桑略記、日本紀略)

イソ 異損 國田損田の一種、國內の總管
田數の十分三以上損田となりたる時、之を異損と云
ふ、開元王朝時代國內の田を通じて、十分の三は例
損として田租を免す、若此數を過ぐる時は、官に申
して裁許を仰がしむ、所謂官費の一なり、延長四年
の條に據れば、異損ある時は、同月三十日以前
に、坪付帳を造り、十一月一日大辨に申し、五日に
左大臣に申し、七日に之を奏上す、其奏定の儀は不
埒田に同じ、而して其日録帳に所載の損戸の數は、
之を三分して、七分以上の損戸を一分、五分以上の
損戸を二分となす、若し此法に過れば、其帳を勘
返せしむ、又其勘定の法は、使を遣はして之を買檢
せしむることあり、或は使を遣はすを停めて、諸卿

イソ 異損 國田損田の一種、國內の總管
田數の十分三以上損田となりたる時、之を異損と云
ふ、開元王朝時代國內の田を通じて、十分の三は例
損として田租を免す、若此數を過ぐる時は、官に申
して裁許を仰がしむ、所謂官費の一なり、延長四年
の條に據れば、異損ある時は、同月三十日以前
に、坪付帳を造り、十一月一日大辨に申し、五日に
左大臣に申し、七日に之を奏上す、其奏定の儀は不
埒田に同じ、而して其日録帳に所載の損戸の數は、
之を三分して、七分以上の損戸を一分、五分以上の
損戸を二分となす、若し此法に過れば、其帳を勘
返せしむ、又其勘定の法は、使を遣はして之を買檢
せしむることあり、或は使を遣はすを停めて、諸卿

イソ 異損 國田損田の一種、國內の總管
田數の十分三以上損田となりたる時、之を異損と云
ふ、開元王朝時代國內の田を通じて、十分の三は例
損として田租を免す、若此數を過ぐる時は、官に申
して裁許を仰がしむ、所謂官費の一なり、延長四年
の條に據れば、異損ある時は、同月三十日以前
に、坪付帳を造り、十一月一日大辨に申し、五日に
左大臣に申し、七日に之を奏上す、其奏定の儀は不
埒田に同じ、而して其日録帳に所載の損戸の數は、
之を三分して、七分以上の損戸を一分、五分以上の
損戸を二分となす、若し此法に過れば、其帳を勘
返せしむ、又其勘定の法は、使を遣はして之を買檢
せしむることあり、或は使を遣はすを停めて、諸卿

イソトコロアテ 院所充 「トコロア
テ」を見よ、

イソトコロアテ 院所充 「トコロア
テ」を見よ、

イソトコロアテ 院所充 「トコロア
テ」を見よ、

ウケトコロ 請所 鎌倉時代以後室
町時代に於ける庄園の職名、地頭下司が一定の年貢
を領家に納めて、其の庄園の司配權を申請すると云ふ、
其の年貢を請料と稱し、其の地を請地といひ、其の
人な請人と云ふ、(源朝御初め詳ならず、鎌倉幕

ウケトコロ 請所 鎌倉時代以後室
町時代に於ける庄園の職名、地頭下司が一定の年貢
を領家に納めて、其の庄園の司配權を申請すると云ふ、
其の年貢を請料と稱し、其の地を請地といひ、其の
人な請人と云ふ、(源朝御初め詳ならず、鎌倉幕

ウケトコロ 請所 鎌倉時代以後室
町時代に於ける庄園の職名、地頭下司が一定の年貢
を領家に納めて、其の庄園の司配權を申請すると云ふ、
其の年貢を請料と稱し、其の地を請地といひ、其の
人な請人と云ふ、(源朝御初め詳ならず、鎌倉幕

アシカ、イソ

イソ、ウケト

ウケト

カイト

東大寺 大德淨能律師「許」
東大寺 大德淨智律師「許」
元興寺 大德仁増律師「許」
東大寺 大德春能律師「許」
大安寺 大德永樂律師「許」
招提寺 大德相増律師「許」
沙彌(僧) 稻首和南大徳主等
竊以、三學殊途、必會通於法、五乘廣運、實戒足
以為先、是如、表無表戒務業行口津梁、頭無頭心新
七支之勝、但、慶濟、宿因多幸、得還法門、未登講案、
夙夜剋懐、令契康治二年十一月廿日、於東大寺戒壇
院、受具足戒、伏願大德慈悲濟少難、護和南、
康治二年十一月廿日 沙彌(僧) 和上
傳燈大律師位「僧賢」
戒壇院
傳燈法師位「良徳」
從儀師傳燈法師位「淨徳」
從儀師傳燈法師位「賢口」
威儀師傳燈法師位「賢口」
支 著 案

カイト

治部省 (田中文書)
又別に延暦寺の戒壇に於て戒牒を授く、之を大乗戒
牒と云ふ、而して大乗戒牒の小乗戒牒と異なる所は、
小乗戒牒にありては、證誠皆人師なるに、大乗戒牒
は皆佛菩薩なること、其の尤著しき點なり、今左に
様式を示す、
比叡山延暦寺戒壇院
奉請聖山淨土
釋迦牟尼如来爲 和尚
奉請金色世界
文殊師利菩薩爲 羯磨阿闍梨
奉請觀世音菩薩爲 羯磨阿闍梨
奉請觀世音菩薩爲 教授阿闍梨
奉請十方一切世界
一切諸佛爲 尊證
一切菩薩爲 同學尊侶
奉請當寺
大徳律師位 傳燈戒師
沙彌成典積南和南 大徳足下
竊以三無明長夜戒光爲炬、滅殺執迷又爲師、所以
能轉比叡佛、草繫於王遊、乞食沙門願、登發於死後、
故能三觀佛乘結、三身於光、三淨淨淨、三因於
初發、祖成典宿因多幸得遇、證誠、并安事、眞精、新
成、正使、無上、佛種、新、此數榮、摩勞、釋林、因、
彌、今契、天延二年閏十月廿一日、於比叡山延暦寺
大乗戒壇、受菩薩別解脱戒、伏願 慈悲拔濟諸和南
疏、
天延二年閏十月廿一日 沙彌成典積南
比丘盛典今蒙 悲濟、乘授淨戒、納法在心、編河流
注、伏乞 現前傳戒、和上聖善、亦名、水爲、戒、

カウヤ

カウヤ カスガ
現前傳戒和上慶主小僧部法親和尙位「良源」
都維那傳燈大律師位「賢運」
上座傳燈大律師位「禪妙」
寺主傳燈大律師位「玄燦」 (皆遺院文書)
カウヤパン 高野版 江戸時代好事家が撰
宜上、鎌倉時代高野山金剛峰寺にて梓行せし古版本
を云ふ、この版の尤も盛なりしは弘安年間にして、
其の内容は殆ど密教に關するものなり、裝潢の多く
は精製の制を採り、鳥子の如き厚紙に、表裏共に印刷
す、この版本は永正十八年二月の大火に悉く焼失せ
しと云ふ、印刷(インケン)參看、(高野山燒失記、日本
古刻書史)
カキベ 部曲「アキヨリ」を見よ
カスガパン 春日版 維新以後、好事家が
撰宜上、鎌倉時代以後春日社僧等の開版せし古版本
を云ふ、其の起原範圍に就て廣狹の二説あり、廣
は、好事家が古刻書研究の餘、南都諸寺にて開版せ
る處の古刻書に、刊行年月を記さざるもの多きを
見て、便宜上これを總稱して名付しものなり、この
春日版も印刷せし古版本は、南都與福寺を始め諸大
寺に現存せるもの多し、是等古版本は、多く每版の
右面に年代、寺名、施主、影刻手の姓名を隱文に刻
し、本文と齊しき陽文の體面に掲げ込まれるを以て、
印刷の際、この隱文紙面に掲げ込まれるを以て、
春日版に與書の稱なる所以なりと云ふ、後撰院は、
鎌倉時代の初期より春日社僧寺の刻せしもの、文は
其系統を引けるものにして、文字蒼古、紙質、墨色
共に精良なるものを指す、其の名の起りは、建永元年
刊行の成唯識論の奥書に、爲報春日四所之神恩、承久
三年刊行の成唯識論の奥書に、久情春日靈光とある
に因りしものにして、春日に關係するより起りたる

カハナ

カハナ キウチ
ものといふ、蓋し南都諸寺にて開版せるものは、鎌
倉以後江戸時代まで出版せられたれども、鎌倉時代
のものに版式整然として、文字も勁健にして、紙質
精良墨色佳なるもの多し、室町時代以後は漸く
して墨色紙質等惡しきを以て、好古家が珍重するは、
多く鎌倉時代のものに屬すと云ふ、(日本古刻書史)
カハナリ 成川 荒田の一種、洪水等の爲に
崩壊して川と成りたる田地を云ふ、又川成とも書く、
川成の語は古く東大寺小僧文書所收康安元年の越中
國語郡庄園總券に見え、又延喜民部式には、其常荒
成川、不用等地各造別産、並供申上不得隠覆、若
有隠覆者、隠狀科罪、とあり、江戸時代に至りて
も、川成は同じく免租地と云ひ、川成引(カハナ
リ)キウチ(キウチ)と云ふ、(日本後紀)
キウチソウゴロフ 本内宗五郎 (後編)
世に佐倉宗五郎と稱す、關西千葉氏の族、本内源左衛
門より出づ、一説に肥後の浪人とし、或は京都浪人と
いへども誤なり、關西下總國印旛郡公津村の人、長
じて名主となる人となり、流着して寛治なり、部民
の服する所となる、宗五郎又百餘ヶ村四萬石の割元
名主を勤めて資産豐なりき、元和十九年正月堀田正
盛佐倉城に封ぜられて、公津村外百餘ヶ村其の領内
にあり、是より先き幕府は新田開墾を獎勵せしに因
り、印旛沼附近一帶に新田を増加したるを以て、堀
田氏入國と共に、新に新田の檢地を行ひ、増米徴收を
なしたり、然るに寛永十八十九年凶飢にして、人民
納税の困難なるに、増米の徴收ありしを以て愈々
み、之れが取消を願はんとしたるも、意納は國法の
禁ずる所なるを以て、寛永二十年の分は一旦納税し
事を行はんとし、割元内人民の意納分、村内の割付は
名のみにして、宗五郎自ら徴收して少なからず家産

キウチ

キウチ
を失ひたり、是に於て民心歸向し、割元内人民は
宗五郎を尊ぶこと神佛の如くなりき、されども家産
に限りあることなれば、他の割元名主に引相談せし
り、及びて、共に議して願書を書き支配の代官に出せ
り、然るに其許百の沙汰な中に、再び年貢納入の期
となりしかば、人民開墾せり、宗五郎は人民に割付
るに忍びずとなし、自ら又徴收せしかば、財産を悉
く失ひし、百餘村の人民を救ひしを以て、愛ふる
ことなり、願書の裁定を待ちたり、然るに他村の割元
名主は村内に割付しを以て、人民一同怨み憤りて、
名主の許に押寄せたり、宗五郎之を聞き大に驚き、
高野村名主の許に赴きしに、多数の人民の証言に達
ひしかば、宗五郎之を制して、一旦は靜謐に歸したれ
ども、死治に關する問題なるを以て、再び奮々として
謀せしを以て、名主等も此むを得ず、一向辨儀割付
を以て、代官多人數にて採用せざるのみならず、頭
立つものを殿科に處すべきを以て、總代にて願書出
きこと論じたり、依て公津村宗五郎、高野村三部
兵衛、千葉町忠藏、瀬澤村六郎兵衛、下總村重右
衛門、小泉村半十郎六人の名主を選びて佐倉に出し、
一同は靜に歸村せり、六人は即ち役所に赴きて訴へ
しに、却て百姓を取扱めずとなし、堀田久右衛門預
りとなる、是實に正徳元年十二月なり、世に承應元
年となすは誤なり、時に領主正盛は勤役中にて江戸
にあり、佐倉は城代家老のみなれば容易に決定せず、
明年二月に至りても命令なきを以て、宗五郎獨り密
に堀田を連れ出て、江戸に赴き直訴を企てんとして
出府す、承應二年三月四日將軍家光覽覽の歸途、正盛
の下邸法皇御訪可立寄らんとす、正盛接符の爲め

キウチ

キウチ
下邸に赴く、宗五郎途に待ちて、願書を手に持て訴
せり、正盛上邸に歸りて後、宗五郎を尋問す、宗
五郎事の子細を訴へて、願書採用せられんとするを
き、同書に願書を添へて正盛の許に出す、正盛詳細
に披覽し追て沙汰に及ぶべし、宗五郎は強訴に組み
し、感訴を企てしものなれば佐倉に送るべしと會じ、
又家老に令して堀田百姓の子細を相告せしめたり、
家老村内の事情を精細に認め、正盛の許に送る、正盛
百姓の困苦を憐み新田檢地を除く外増米徴收等を免
除す、宗五郎の目的始めて達せり、然るに宗五郎は、
越訴の罪大なりとし、死罪に處し、男子は女の許に
よりて同じく死罪とし、妾に女子は親族に預け、
所領は國所として、家財は女子に與へたり、又五入
の名主は追放に處し、妻を親族に預け、田畑を國
所として事落着したり、時に正徳二年六月なり、然
れども宗五郎が大罪を犯したるは、一身一家の爲め
にあらざるを以て、死後七ヶ年を過ぎて正徳の時
に至り、又正盛の小計思を過ぎて、教を行ひ、遺骸を葬祭
する事免るされ、葬之更に其親族のものに家名再
興を許されたりき、後若遊寺東勝寺にて靈骨を遷て
宗五郎の追善を行ひしが、佐倉城主堀田相模守の時
より崇敬の念を起され、百回忌以來戒名を賜りて徳
滿院涼風園居士といふ、文政十三年守盛を建立し
てより諸人の參詣するもの漸く多きを以て、守盛を
改築し、明治十年田中照心東勝寺住職となりしより、
四方に義捐を募り、二十一年七間四面の大殿堂成り、
壯麗美觀を極む、之を宗善堂と稱す、精かな明治
四十三年大火に達して、堂以下諸堂宇悉く烏有に
歸し、目下再興中に候せり、世に堀田正盛の嫡男上野
介正信幼にして、下情に通せず、家臣借病を弄し、年
貢を増徴し慶安四年以來加徴を行ひしを以て、民苦

クワウ
く、常に給田島を興へ、加微米等を給したりしこと、高野山文書、東寺百合文書等に見えたり、

クワウタイシツクワ 皇大神宮

三重縣宇治田原市五十鈴河上〇古へ度會宮、磯宮、宇治宮など、都す、また折敷、五十鈴宮とも號し、また天照皇太神宮、天照太神宮とも、單に大神宮ともいふ、又古くより其の宮殿を内宮に比べて、内宮と稱へ、其の在地を内郷とも云へり、豐受大神宮と併せて、二所大神宮と稱す、(御代八咫鏡)相殿神二座、左方、天手力、雄神(御靈代弓、右方、萬幡、豐秋津經命(御靈代劍)皇孫瓊杵尊降臨の時、大神親ら八咫鏡を皇大神の御鏡として、授け給ひしより後、世同族共殿に奉安せしめ給ひしを、崇神天皇の六年に至りて神勅あり、且つ神威を恐み給ひて、始めて兼登陸なる別殿に移し奉り、皇女豐楸入姫命をして、大御手代として齋き奉らしめ、別に鏡劍を模造して、大御手代に留めしめ給ふ、尋て豐楸入姫命、大宮地を覓めんが爲に、皇大神を奉戴して、丹波國吉佐宮、倭國伊豆志本宮、木乃國の久佐佐宮、吉備國の谷方宮に遷し奉り、更に倭國の和和乃御室嶽上宮に齋き奉りしが、是時豐楸入姫命年老ひ給ひたれば、倭比賣命齋りて御杖代となせ給ひ、皇大神を奉戴して、國々處々を經歷して、竟に垂仁天皇二十六年九月に至りて、此地に大宮を定營して、鏡め祭り給ふ、是を神宮の創始とす、初め經營する時、八尋磯殿を建て、大神の神衣を模造り、又有爾島松村に神序を造り神政を行はしむ、孝德天皇の御宇、神序を改めて御府とし、神都を置き、度會山田原と竹村に屯倉を置く、天智天皇の御宇、また屯倉を置く、凡神界の四至、東は石井別所尾垂垂寺を

クワウ
山界とし、北は比奈多島、志摩時、阿波長岐島、都久毛島小島等を海界とし、南は志摩の檜原、錦山坂を界とし、西は飯高下樋小河を神の邊界とし、飯野郡磯部河を神の近界とし、文武天皇の大寶八年神戶の調を大神宮服料に充しめ、元正天皇養老五年九月、天皇内安殿に御して使を遣はし幣帛を奉らしむ、九月奉幣に始る、此後十一月を例日とす、是を例幣と稱す、(ワシツクワウイ)參看)光仁天皇寶龜十一年五月神封一千二百三戸を舊に復し、桓武天皇延暦十年八月、神宮正殿及び財殿等並の爲めに境を境を以て、奉幣して其事を謝せしめ、神宮を修造せしむ、十八年五月、正殿を改作す、平城天皇大同元年大和伊賀等の地、一千三百三戸を神封に充つ、仁明天皇嘉祥二年、二十年一度の神寶を奉る、即ち定例なり、光孝天皇和元年大神宮を造らしめ、醍醐天皇延喜の制、大神宮及び相殿神二座并に大社に列り、新年月次新嘗の案上幣に預り、度會多氣飯野を神三郡とし、其他諸國に於て神封三百五十餘戸、神田四十餘町を充奉り、其後朝廷屢々神封奉幣等のこと絶えず、凡歷世天皇大神宮を齋み祭り給ふ時は、敬誠を盡し給ひ、踐神、大嘗、即位及び國の大事、深旱疾疫ある毎に、必ず大極殿に御して幣帛を發遣し、其神宮に至るまで日毎に御幣を行ひ給ふ、奉幣には宣命あり、天皇の御書に係れるものを宣命の宣命と云ひ、一條天皇の朝に始まる、宸筆の宣命は、勅使讀み奉りたる後、編宣を執り、製ぎて火に投ずる例なり、幣物神宮には鏡鏡、豐受宮には辨鏡宣命を用ふ、延暦儀式儀及び延喜式に、私幣幣幣の文ありて、王臣以下は極く幣を供ふる事を得ず、三后皇太子と雖も、朝廷に奉して後之を獻る、往時は皇女を以て宣命(サイケウイ)參看)と爲し、祭祀に來記

クワウ
せしむ、而して古來品位の階なく、一宮の稱なく、各神の祭に預り給はず、是尊くして加ふべきなく、諸神と伍し給はざるが故なり、凡神宮に入るもの、兵仗を帶ぶる事を許さず、また備前は神域に入る事を得ず、○遷宮 隈宮地二處を定め置き、二十年毎に正殿寶殿及び外幣殿等舊新材を以て造替し、更に之を遷し奉る、之を式年と云ふ、九月十五日を以て正遷宮の式日と定む、臨時遷宮は、火災等の機に由り、式年の制に従ふこと能はざるものなれども、其次の遷宮は、或は前式年より算へ、或は其年より算へ、古來の例二様あり、猶ほ委しくは古事類苑神祇部を見るべし、○祭祀は二月十二日を新年といひ、四月九月の十四日を神衣といひ、六月十二月の十七日を月次といひ、九月十七日を神嘗といひ之を行ふ、特に月次祭と神嘗祭とを大神宮三時祭と稱す、其他正月元日、十五日、三月三日、五月五日にもまた祭を行ふ、○神官 祭主、大少宮司、禰宜、内人、物忌等あり、各條に就て見るべし、○參宮 私幣幣幣の制と共に古くは士民參宮のこと見えざれど、鎌倉時代には僧徒すら參宮するもの往々あれば、士庶の別なく參拜せしもの多かりしなるべく、足利の將軍は嚴參宮せり、徳川時代に至りては、御座と稱して、臣庶多く參拜せり、私幣の禁も、中世より大に弛み、鎌倉幕府に於ては屢々神馬幣帛を獻じ、終には庶人も之を進獻するに至れり、○別宮 荒祭宮、月讀宮、月讀御魂宮、伊佐奈岐宮、伊佐奈崎宮、瀧原宮、瀧原直宮、伊豫宮、風日所宮の九所あり、各條に就て見るべし、據社本社は四十箇所ありて、官帳に記載されし社を據社と稱し、未だ官帳に記載せざれるを末社と稱す、(神宮雜例集、神祇志料、古事類苑神祇部、神宮大綱)

遷宮一覽表

白鳳十三年九月十六日	寶清元年九月十六日
和銅二年九月十六日	文永三年九月十六日
天平元年九月十六日	弘安八年九月十六日
同十九年九月十六日	嘉元二年九月十六日
天保元年九月十六日	元亨三年九月十六日
延慶四年九月十六日	興國四年九月十六日
同十一年(臨時遷宮)	正平四年九月十六日
弘仁元年九月十六日	元中八年九月十六日
天長六年九月十六日	應永十八年九月十六日
高僧二年九月十六日	永享三年九月十六日
貞觀十年九月十六日	寶正三年九月十六日
仁和二年九月十六日	天正十三年九月十六日
延喜五年九月十六日	慶長十四年九月十六日
天慶六年九月十六日	寛永六年九月十六日
應和二年九月十六日	寛文九年九月十六日
天元四年九月十六日	天和三年九月十六日
長保二年九月十六日	元祿二年九月十六日
寛仁三年九月十六日	享保十四年九月十六日
長曆二年九月十六日	寛延二年九月十六日
天喜五年九月十六日	明和六年九月十六日
承保三年九月十六日	寛政元年九月十六日
嘉保二年九月十六日	文化六年九月十六日
永久二年九月十六日	文政十二年九月十六日
嘉應元年九月十六日	嘉永二年九月十六日
承安元年九月十六日	明治二年九月十六日
建久元年九月十六日	同十二年九月十六日
承元三年九月十六日	同三十三年九月十六日
安貞二年九月十六日	同四十二年九月十六日

クワウコチヤウ 過去帳

佛寺にて、死亡したる檀家の法名、死亡の年月等を記載せる帳簿を云ふ、(類聚名物考)西山上人傳に「昔南都の西大寺には、過去帳現在帳とて二つあり、過去帳には死したる人の名を書付け廻向し、現在帳には生れたる人の名を付くることなり、和式式部省生の時、現在帳にはつまず、過去帳に名をつけしければ、皆人之を問て、生たる人の、過去帳に付事いふべしと云し時、式部が答へし歌に、あづさ号はつるべきとは思はれど、なまきの數に入るかな、とよみしとぞと見えたり、

クワウサイノマツリ 火災祭

火災を防ぐを祈禱する陰陽道の祭、毎月公家にて行はる、又防解火災祭といふ、元仁二年十二月十七日幕府の祈禱所に於て行ひし、と香妻鏡に見えたり、(公事根源、香妻鏡)

クワンジン 勸進

衆庶を教化して佛道に入らしむると云ふ、後には専ら、寺院、堂塔、佛像等を建立修繕する時に造り、僧侶等が、四方の信徒を勸進する僧を勸進上人と云ひ、勸進の題目を詞書にしたるもの勸進帳と云ふ、又勸進帳とも、蘇縁疏とも云へり、鎌倉時代の始めに當りて、高野山の僧徒阿は、高野山建立に力を盡し、東大寺の遺澤は東大寺以下諸寺の建立に力を盡して、四方に勸進せしむり、世に勸進上人又は大勸進上人と云へり、後には泉涌寺の隆代又勸進上人として、諸寺佛像を建立したりき、源平盛衰記文藝高僧勸進の條に、此に文筆思ひけるは、宿因多幸にして、出家入道の身故、破戒の當舎を修補し、無難の道場を補助て、二親の菩提を助け、平等の濟度な垂れんと、制製表の思

クワンセイヤカク 寛政の改革

天明寛政年間、將軍の輔佐たる老中松平定信が行ひたる政治上の改革をいふ、主として寛政年間の事に係るを以て名づく、(寛政)ははじめ八代將軍徳川吉宗が、銳意治を圖り、元祿以來の宿弊を一新するや、百廢皆興り、人その風采を思ふ、然るに九代將軍家宣の時に至り、政綱漸く弛み、田沼意次御側衆を以て内寵を専らにしたりしが、十代將軍家治の立つに及び、擯られて老中となり、その子意知は若年寄となる、是に於て大小の政意父子の手中に歸し、權勢朝野を傾け、佞幸の徒競ひ進みて、群僚その私私にあらざるはなく、賄賂公行して與馬の門に輻湊し、享保の政悉く廢頽せり、加ふるに人心漸く泰平に仰れて、土氣地を掃ひ、奢侈淫靡の風天下に彌る、況んや天災地異相繼して起りしや、即ち明和九年には、南は廣布より北は千住まで延焼せる大火あり、關東地方數萬の家屋を破壊せる大風雨あり、安永元年には、東海道諸國に蔓延せる疫病あり、天明元年には上州結運上の亂あり、同三年には淺間山の火噴火あり、同二年より七年にかけては大淫雨より、引つゞきて赤貧の大飢饉ありて、殆ど日本全國に漂はる、かくて遂に同七年に至り、大阪に始まつて江戸に傳りたる打毀しといへる暴動あり、かくのごとくにして幕府その政を誤り、風潮をの時を失ひ、土氣大に衰

クワン

ふ、これ天下將に危機に瀕せるの秋なり、會々徳川家齊一掃家より入りて家治の後を承け、まづ田沼意次を却け、奥州白河城主松平定信を擧げて老中首座となしたりしが、尋て輔佐と爲す、定信實は田安宗武の三子にして、吉宗の孫に當れり、定信既に幕府の遊觀として、内外の重望を負ひ、大政を綜理することとなりければ、身を以て天下を率ゐ、家齊を輔けて政治の衰頹を救ひ、大政を挽回する所あらんとす、天明寛政の大改革は是に於て起る、**天明七年七月**朔日、將軍徳川家齊布衣以上の有司を城中に召見し、今日以後政治凡て享保の例に復すべき旨命あり、尋りて松平定信も亦、諸有司等一致協同して精勵治を圖り、以て台座を安んじ奉るべしと訓戒せり、之を所謂寛政改革の發端と爲す、かくて定信は享保の治蹟を學び、文武を勵し風俗を匡すなど、革新の政頗る多岐に亘る、今便宜に従ひ類を分ちて述ぶる所あらんとす、定信が最初に令したるは儉約令なり、即ち同年八月八日、萬石以上以下には儉約令を守り、衣服調度髪髻等皆悉く節減すべきを諭し、其後また腰刀布達して其制を嚴にし、公に用ゆる文書の料紙封筒なども、廉潔なるを選ばしめ、また下々へは農商などの婦女子の衣服に、織物縫物を禁じ、能装束の華美を戒め、更に高價の菓子に相成らず、破笠羽子板蕪蒲刀の類に、金銀及び箱を禁ず、羅人形は八寸を越ゆ可からず、其道具も製子地はいふまでもなく、尋輪も紋所に限るべし、櫛篋等の類は金を用ゆる可からず、烟管烟草入等には金銀共に用ゆる可らざるを以てしたり、かくて定信はまた幕府の大典にも儉約の令を布きたりしが、之が爲いたく大典女中の感情を害し、他日定信をして其職を退かしむるの一原因を爲したりき、文武の獎勵も改革の主要なる一

クワン

事項なりしかば、前後命を發して之を戒諭したり、當時幕下の士人はいづれも遊惰に耽りし結果、多大の借財に苦まざるはなく、就中御家人といへるは別に領地を有せず、慶米を幕府より受けて生活したりしが、御家人等の財政に苦しむの餘り、慶米を抵當として金を札差慶米受取方より賣買まで請負たる商人より借り、負債年に累りて、武門の體面を損ずるもの夥からず、かくては假令文武を獎勵するも、其甲斐あらざるがゆゑに、之を救濟するは當時の急務なりしより、定信は寛政元年九月はじめて幣帛令を發し、御家人の札差に對する六年以前の負債は、其權利義務共に之を放棄せしむると共に、旗下御家人を戒め、其品行を慎み、文武を勵むべきを諭したれば、面目一新するを得たり、(キエン參看)次に風俗の區正を擧ぐれば、天明七年には旗下の士の俳諧楊弓演劇その他の遊興に耽るを誡め、寛政元年七月には遅れく諸國に令して、新に遊女屋を營むことを禁じ、在來のものも出來得る限り之を減少せしむるの方針を取ると共に、また隱妻女の取締をも嚴にし、同三年に府内の錢湯に命じ、男女の混淆を停め、各々浴槽を分たしめ、同七年には諸藩の留守居の、交際に託して變多の奢侈品に對して干渉を試みたり、其他幾多の奢侈品に對して干渉を試みたり、儉約の條に述べたるが如し、次に儲蓄米の又注意を要す、儲蓄米また關米といふ、當時交通運輸の便いまだ開けざる時代には、米穀を儲蓄しておくは、軍用として、且つ飢饉の際に備ふる上より、ふも、並に必要にして、且つ經濟の原則よりいへば、豐稔打つてきて米價低廉なる際に、之を儲蓄せば市場の在高位を減ずるがゆゑに、其價は常に復すると共に、農民及び士人の困窮を救ふを得べく、また飢饉年に之を發せば、

クワン

以て米價の騰貴を制すると共に、多數の飢民を救ふを得べし、定信之に倣ふ、寛政元年九月、諸大名及旗下の采邑あるものに令し、五ヶ年の間收穫一萬石に五十石の割合を以て租額せしめ、以て四年の備へたり、明治五年之を賣拂ひしに、七十五萬圓を得たりといふ、尋て同二年には人足寄場を石川島に設けて、因徒の引取人なき者を押收し、授くるに業を以てし、(ニンソクゴセバ參看)同三年には町法を改正し、町會所を設置して、七分積金の制を定む、(マクワイシヨシ參看)その他湯島の靈堂を林家の手より收めて官學となし、昌平坂學問所と稱し、(シヤウヘイサカガクモンシヨシ參看)米學を獎勵して、其他の學派を押へ、目するに異學を以てし、(イカガシ參看)醫學館を多紀氏の手より收めて、また純然たる官學となしたるなど、學制の上にも其心を用ひたる多し、(イカガクワン參看)定信また深く目を海外の事情に注ぎ、寛政四年十一月には海防御用掛となり、翌五年三月自ら豆相房樓の沿岸を巡視せるとあり、外國に對して幕府の江戸藩の防禦に注意せると、實に茲に始まる、同年七月定信職を免す、天明七年職に補してより、前後七年の間改革の政を布きて、裁量治を圖りし爲め、綱紀再び張り、庶民其徳を仰ぐ、世に寛政の治といへり(憲法編纂、徳川禁令、考後見草、徳川實紀、徳川太平記、徳川十五代史、樂翁公と徳川時代)

クワンノトコロアテ 官所充

ケイセイ 輕稅 古語王朝時代京都及び諸國の官人の月俸として、田租に課せし附加税をいふ、**建保**寛政五年六月に、諸國の官人に事力を給

ケイセイ

として、輕稅を禁止せしむ、續日本紀に見えれば、古くより徵收せしものなるべし、これより以後徵收せしものと見え、天平二年の倭國大稅帳及び紀伊國正稅帳に輕稅錢直のこ見えたり、而して輕稅は何れも錢を以て納收せしもの、如し(續日本紀、正倉院文書)

ケイチヤウバン 慶長版 後陽成天皇の勅によりて、活字を以て印刷したる版本を云ふ、又慶長勅版とも稱す、後陽成天皇天寶英明にして、殊に文學に留意を注ぎ給ひ、典籍の少きを敎して、梓行の寂慮ありしが、會々文藝發により、朝鮮より活字を傳へて、活字印刷の傳來せしを機とし、其法に倣ひて、木の活字を製せしめ、侍臣及僧侶に命じて、古文孝經、(續編段)勸學文、(日本神代卷)暎原鈔、(四書)五妃曲、陰虛本病等を梓行せしめ給へり、これらの書は開版部數僅に二百部に過ぎざるを以て、今傳はるもの極めて稀なり、(活版、クワンパン參看)

(時要編、慶長勅版考、日本古刻書史)

ケンゼイシ 檢稅使 古語王朝時代諸國の正稅を檢する爲めに、臨時に發遣する使をいふ、**建保**天明六年に始めて、七道の檢稅使の算計法を定められたるに交替式に見ゆ、而してこの算計法は寶龜七年に改定せられたり、檢稅使の發遣せられたる例は、古く萬葉集に、檢稅使大伴朝の筑波山に登りしと見え、尋て寶龜七年正月に、七道に發遣せられたるあり、天長二年には檢稅使を以て、諸國の例に准せられしが、寛平頃に至りては、檢稅使發遣の可否を議せらるゝと等ありて、遂に行はれざるに至れり、檢稅の方法は、算計法に見ゆる如く、地方の正倉に積める委發の立方寸を檢して、之を秤量に換算し、正稅額と勘合せしなり、而してこの秤量換算

ケイセイ

を今日の量に比較するに、粗相一致せり、天平六年の算計法は左の如し、

東海道 二七〇〇立方寸 爲解法
東山道 二八〇〇立方寸
北陸道 二八〇〇立方寸
山陰道 二七〇〇立方寸
山陽道 二七〇〇立方寸
南海道 二二〇〇立方寸
寶龜七年の改正には、七道を均一にして、十年以上の年を経ざるものは二八〇〇立方寸、粟穀は二九〇〇立方寸を以て制して解法となしたり(續日本紀、交替式、萬葉集、三代格、菅家文章)

コクシガカリ 國事掛 古語戸時代の末年、朝廷にて新設せる所職、正しくは國事御用掛といふ、**建保**國事に關する朝議に參與し、また廣く天下有志の士の建言を受けて、之を議定す、(建保國事)

文久二年十二月九日はじめて之をおき、關白近衛忠經左大臣一條忠實、右大臣二條齊敬、青蓮院宮藤原親王(後ち久邇宮朝彦親王)前右大臣藤原朝綱、内大臣徳大寺公純、大納言近衛忠房、向一條實良、以上勅問御人數)大納言中山忠能、同正親町三條實愛、中納言飛鳥井雅典、宰相中將阿野公成、中納言三條實美、(以上議奏)大納言廣幡忠禮、中納言三條西季知、同徳大寺實則、宰相中將橋本實親、三位長谷信篤(以上議奏)中納言堀田重胤、別當藤原光愛、左衛門督大原重徳、少將河津公遠、少將東久世通親、侍從藤辻公愛、同橋本實隆、右中將萬里小路傳房、中務少輔勸解由小路實生、の二十九人を補したり、蓋し廣く人材

コクシ

を登庸するの意に出でたるなり、即ち小路所取合屬下を以て會議場に宛て、毎月十日召集の事と定む、よりて廷臣にして國事に意見あるものは、皆國事掛に上稟すべき旨を内諭す、翌三年二月に至り、國事掛、國事參政、國事寄人の三職に分つ、關白藤原朝綱左大臣一條忠實、右大臣二條齊敬、青蓮院宮、前關白近衛忠房、内大臣徳大寺公純、大納言近衛忠房、向一條實良、(以上勅問御人數)同廣幡忠禮、中納言飛鳥井雅典、同三條實美、宰相中將阿野公成、三位長谷信篤、(以上議奏)大納言坊城俊克、宰相中將野宮定功、(以上傳奏)中納言三條西季知、同藤原重胤、同徳大寺實則、宰相中將橋本實親、侍從藤辻公愛、同橋本實隆、右中將萬里小路傳房、中務少輔勸解由小路實生、同國事掛、宰相中將橋本實親、大藏卿豐岡實實、少將東久世通親、同橋小路公知、同國事參政、大納言正親町實徳、中將滋野非實、同東岡基敬、少將正親町公重、修理權大夫壬生基修、侍從中山忠光、同四條隆謨、右馬頭錦小路頼徳、主水正源實高、同國事寄人と爲し、學習院を以て事務局に宛て、士民の建言を受くるの所となす、此時參政寄人に補せられたるものは、いづれも年少有爲の人々なれば、皆過激の議を唱へて、諸藩の志士と往來し、心密に討幕を期せり、國事掛の中において、三條實美等また大志を同じくし、頻りに朝威の擴張を圖り、其勢力廟堂を壓す、實美及び橋小路公知の二人其耳を執る、既にして實美等は參政寄人の人々と共に、長州藩と謀を通じ、密に討幕の事を計置せり、青蓮院宮即ち薩摩會津の二藩と謀し、其兵力を擁して朝廷の大改革を行ひ、同年八月十八日俄に實美等職を免し、また參政寄人の職を廢す、かくて國事掛をも刷新し、以來は親王

井に流す人々を限りて、任用する事と爲したれば、自然の結果として國家は、佐幕派の占むる所となりて、慶應年間及びしが、同三年十二月九日王政復古の大号令煥發の時之を廢止したり(孝明天皇紀、岩倉公實紀)

小御所會議

慶應三年十二月九日の夜、京都皇居内なる小御所に於て開かれたる會議をいふ。當時小御所は慶應會議地に宛てられしゆども、維新史上特小御所會議といふ時は、十二月九日の會議を指す。慶應三年十二月朝野は、薩州土州藝州尾州前五藩の兵を以て自ら衛り、同月九日突如として王政復古の大号令を煥發す。攝政關白征夷大將軍等を廢し、新に義経親定公亮の三職を設けて、新政府を組織す。即ち夜明天皇小御所に出御あり、總裁有栖川宮維仁親王、攝政山階宮晃親王、仁和寺宮嘉彰親王(後ち小松宮彰仁親王)中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、徳川慶勝、松平慶永、淺野實朝(長助)山内豐信、島津重久(忠義)參天原景徳、萬里小路博房、長谷信篤、岩倉具實、橋本武藏を御前に召して會議を開かしむ。尾藩土田宮如堂、丹羽淳太郎、田中國之助、越前藩土中根雪江、酒井十之丞、土澤士後藤兼三郎、神田左多衛、福岡孝博、藤澤士辻野賢、久保田平四郎、薩藩土室下方平、西郷隆盛、大久保利通等大命を承けてこに陪す。忠能勅旨を宣べて曰く、徳川慶永政権を奉還し、將軍職を辭するを以て、その請を允し給へり。因て王政の基礎を築設し、萬世不拔の國是を定めて給はんとす。各將領旨を奉體し、以て公議を盡くすべし。山内豐信まづ口を開き、慶永をして此座に列せしめんことを提議したるに、大原重徳、慶永政権を奉還するも、其意果して忠誠に出づるや

否や知らず、姑く辨議に參預せしめざるを可とすといふや、豐信聲を勵まし、抑々今日の舉頗る陰險に流る、諸藩士戎装して兵器を携し、禁衛を守衛せるがごとき、不祥もまた甚し、王政施行のはじめに當りては、廟堂宜しく公平無私の心を以て、百事を措置せざる可からず、然らざれば天下の衆心を離服せしむること能はざらん、元和征夷以來幾んど三百年の間、海内をして泰平の隆治を仰がしめたるは徳川氏力なるを、一朝其放なくして大功ある徳川氏を疎斥するは、何ぞそれ小恩なるや、いまや慶永が祖先より繼承せる勳業を抛ち、政權を奉還せざるは、政令一途に出で、金賦無缺の國體を永久に維持せんと謀るものにして、忠誠感歎するに堪へたり、且慶永英明の名、夙に天下に聞ゆ、宜しく速に朝議に參せしめて、意見を徵すべし、二三の公卿等、何の見る所ありて、かくの如き陰險の舉を敢てし、幼沖の天子を擁して権柄を竊取せんとするかと、一語を陳説して意氣頗る騰る、岩倉具實叱て曰く、これ御前の會議なり、御當りに懸望すべし、聖上は不世出の英主にましませり、今日の舉悉く廢藩に出づ、妄りに幼沖の天子を擁し、権柄を竊取せんとする言を爲すは無禮にあらざらず、豐信熱誠し、御前に稱首して失言の罪を謝す、松平慶永傍より豐信の説を贊し、王政施行のはじめに於て、刑名を取り道徳を棄つは甚だ不可なり、徳川氏に二百有餘年の泰平を致したる功績は、今日の罪を償うて餘りあるべし、且親藩を進めて二侯の職を敢て曰く、徳川家康が撥亂反正世を泰平に致し、蒼生を潤澤せる功は誠に大なるものあり、されば其子孫に當りては、徒に祖先の遺烈に藉り、權勢を恃み、上は皇室を凌辱し、下は公卿諸侯を劫制す、君臣の義に乖き、上下の分を亂せる

も既に久し、且嘉永以來勅命を屢如し、綱紀を敗壞し、外は專斷を以て歐米諸國と通信貿易の約を立て、内は暴威を振ひて愛國の親王公卿諸侯を廢黜し、勤王の志士を殺害す、尋てまた無名の師を起して長助を再征し、怨を百姓に結び、禍を社稷に降す、其罪大なり、慶永果して反有自負の心あらば、當に速に其官位を退き、士族人民を運動し、以て大政權の過圖を要賢すべし、いま政權の空名のみを奉還して、土地人民の實力を保有す、其心術知るべきのみ、何ぞ俄かに之を召して、朝議に列せしめんや、朝廷當りにまづ慶永に曉諭するに、官位を進き土地人民を還納すべき旨を以てし、その反省自負の實效を徵すべきなりと、大久保利通また之を輔けて曰く、士族二侯の議は、また徳川公心術の邪正を剖析するに足らず、徒に空論を以て之を争はんよりは、寧ろ之を實行に徴するに若かず、岩倉朝の論のごとく、辭官納地の二事を徳川公に曉諭し、公果して奉承せられんば、之を召すべく、奉承せざれば速に其罪を辱らして討伐すべしと、後藤兼三郎即ち慶永豐信の説に左祖し、論辯頗る力じ、尾張慶勝、淺野茂助、豐信等の説に同じ、島津重久は其説の説に從し、而して諸藩士の間におりては、薩藩士の外は、悉く皆其親利通等に反對せり、天皇辯論のいまだ遠きを見る、暫く休憩を命じ給ふ、具親いたく士族二侯の異議あるを憂ひ、密に淺野茂助を召して豐信を調説せしむ、豐信是に於て、大勢の抗し給ふを思ひてまた争はず、慶永も口を閉したれば、再び小御所に御して、會議を繼續せしめ給ふや、衆皆異議を唱ふるものなく、遂に辭官納地の事を徳川慶永に内諭するに決す、維新義御前に伏して宸斷を仰ぎしに、天皇之を可とし給ふ、時既に三更を過ぎたり、かくて松平慶永、尾

後三年の役

戰争の期間が、三年に亘れる故の名にして、前九年役に對する稱なり、後三年軍記には、永保三年三月に始まり、寛治五年卒るとなれば、九ヶ年に亘れり、大日本史には、中右記によりて、寛治元年に平定せるものとなしたれども、猶五ヶ年なり、然るに近時岡田正之氏は、後二條關白師進の日記に、應徳三年九月廿八日、殿下、藤大納言三左衛門督、陸奥兵起事、義綱出羽可使如何、と見えたるを、中右記に、寛治二年二月源義家と藤原基家と、陸奥守更代の記事を記し、未功課の期に至らざる由を記したるに本づき、當時國司の任期四年なれば、之によりて推算するに、永保三年とせば五ヶ年に及ぶが故に、永保は應徳の誤なるを論じ、應徳三年に始まり、寛治元年に終り、其間は二ヶ年なれども、大略に三年として稱す、保元物語に始めて見え、吾妻鏡承元四年の條に「奥州十二年合戰關白自京都被召下之」とあり、これ前九後三を合せる數なるべし、關白始め清原武朝、阿部貞任を討ちたる功により、鎮守府將軍となり、其族の強大を致せしが、其子武貞、武衡あり、武貞家を襲きてまた子武衡に傳ふ、是に於て武衡は、陸奥伊澤、加賀、江刺、神枝、志波、若手六郡を領す、これより先、武貞、藤原経清の妻を納めて家衡を生み、経清の子武衡もまた母に從うて武貞に當る、時に

義衡、父祖の餘業により、勢益々強盛にして、門族自ら其臣僕となる、而して其子孫なりしが故に、平安忠の子成衡を養つて嗣となし、また源頼朝の女を聘して之に配す、其衡の姑夫源秀武出羽より來りて親實し、多く酒類を嗜し、然に黄金を盛り、之を捧げて謁見したるに、會、其衡は客と善を圖み、秀武を顧みざりしが故を以て、秀武即ち廢す所の酒饌に味を放ち、金を投じて出羽に歸る、其衡聞いて大に怒り、兵を發して之を討つ、秀武使を遣はして清衡家を誘ふ、清衡等之に應じ、陸奥出羽の地途に亂る、

五山版

其衡、父祖の餘業により、勢益々強盛にして、門族自ら其臣僕となる、而して其子孫なりしが故に、平安忠の子成衡を養つて嗣となし、また源頼朝の女を聘して之に配す、其衡の姑夫源秀武出羽より來りて親實し、多く酒類を嗜し、然に黄金を盛り、之を捧げて謁見したるに、會、其衡は客と善を圖み、秀武を顧みざりしが故を以て、秀武即ち廢す所の酒饌に味を放ち、金を投じて出羽に歸る、其衡聞いて大に怒り、兵を發して之を討つ、秀武使を遣はして清衡家を誘ふ、清衡等之に應じ、陸奥出羽の地途に亂る、

れなば、其の首を閣下に獻せんと、廷議以て私闘にして官闘に非ずとなし、其の功をも賞せざりしがば、義家即ち首を階傍に懸て、京都に歸り、私費を以て將士を賞せしを以て、關東武士をして、寧ろ朝廷に背くも源氏に叛くなつたといはしむるに至れり(大日本史、大日本通史、史學雜誌、後三年の役)

勤操

勤操

勤操

勤操、關西俗姓は秦氏、大和高市郡の人、天平寶字二年を以て生る、十二歳の時、大安寺の信禮を師として佛學を受く、後ち東大寺に寓して善講法師に就きて三論の學を修く、弘仁元年大福殿に於て最勝王經を講じ、更に紫宸殿に於て諸宗の論義を行ふや、選ばれて座主となる、操大に三論を唱導し、宗風大に振ふ、依りて勅して備前に任じ、東大寺經事を管せしむ、淳和天皇大に操小尊びて四寺に主らしむ、尋て大和に石淵寺を開き、密

コトヤサツマ

法を諸人に授け、僧空海は受戒の弟子なりと云ふ。天長三年大僧都に昇任し、明年五月七日四寺の北院に遷す。...

コレヤスシンワウ

尊皇王の長子門闕文永三年父宗尊親王鎌倉將軍職を襲せらるるに及び、七月北條時宗等に迎へられて父の職を襲ひ、從四位下に就し、征夷大將軍となる。...

サツマン

版せる書籍を云ふ。當時鹿兒島は、泉州堺及び防州山口と相並び、外國との交通開け、文物輸入の便あるを以て、共に五山の僧徒を介し、其城主或は國老の手によりて、漢籍開版の盛業をなせり。開版の起...

サクラソウゴロウ

宗五郎(キウチソウゴロウ)を見よ。佐倉宗五郎 木内...

シキ

式選二巻を編せり。禮々辭書類從法制度に收む。一巻あり、並に春田永年の著也。律令(リツキヤウ)格(キヤク)、カウタイシキ(古事類苑法部)...

シキダイ

方の國司より、納官封家の調庸雜物を中央國庫に送納するに當り、其の規定の色目(代り)に、他物を以て送納するをいふ。後には調庸の別名の如くなり、進納する各種の色目、及び定額等は、各一定して、容易に之が改變を許さず、有損の年にのみ限りて、その雜物の代を、他國より交易して代納せしめたりしが、地方税政の紊亂と共に、各種の收税益を減少し來ると同時に、其の色目も混亂改變し、且つ國司が交管に方り、公文勸濟の責を免れんが爲めに、朝廷に申請して、規定の色目を變更するに他の代物を以てし、且つ其定額を非常に減少するに至れり。江家次第に由るに、上古以て預三節會(爲大賀多依給、藤原)...

シタウ

源は、古來文明年間上梓の製分頗略なりといへど、傳本極めて稀にして、確實なる年代を知り難し。文明十三年に至りて、藤原國老伊地知重貞、其師附桂庵と謀りて、「大學章句」を刊行す。これ我國に於ける「大學」最初の刊行なるのみならず、實に本邦朱子新註附版の濫觴なり。世に之を伊地知本大學と稱す。明應元年に至り、其版漫滅せしを以て、桂庵更に之を桂樹院に於て再刊す。今稀に存する伊地知本大學は、多くこの再刊本を云ふ。此他、案分頗略(享祿三年日向真行院所刻、四體千字文(天文十九年日向四島庄刊行)等現存す(日本古刻書史)。

サンカクシキ

源は、古來文明年間上梓の製分頗略なりといへど、傳本極めて稀にして、確實なる年代を知り難し。文明十三年に至りて、藤原國老伊地知重貞、其師附桂庵と謀りて、「大學章句」を刊行す。これ我國に於ける「大學」最初の刊行なるのみならず、實に本邦朱子新註附版の濫觴なり。世に之を伊地知本大學と稱す。明應元年に至り、其版漫滅せしを以て、桂庵更に之を桂樹院に於て再刊す。今稀に存する伊地知本大學は、多くこの再刊本を云ふ。此他、案分頗略(享祿三年日向真行院所刻、四體千字文(天文十九年日向四島庄刊行)等現存す(日本古刻書史)。

サンカクシキ

源は、古來文明年間上梓の製分頗略なりといへど、傳本極めて稀にして、確實なる年代を知り難し。文明十三年に至りて、藤原國老伊地知重貞、其師附桂庵と謀りて、「大學章句」を刊行す。これ我國に於ける「大學」最初の刊行なるのみならず、實に本邦朱子新註附版の濫觴なり。世に之を伊地知本大學と稱す。明應元年に至り、其版漫滅せしを以て、桂庵更に之を桂樹院に於て再刊す。今稀に存する伊地知本大學は、多くこの再刊本を云ふ。此他、案分頗略(享祿三年日向真行院所刻、四體千字文(天文十九年日向四島庄刊行)等現存す(日本古刻書史)。

サンカクシキ

源は、古來文明年間上梓の製分頗略なりといへど、傳本極めて稀にして、確實なる年代を知り難し。文明十三年に至りて、藤原國老伊地知重貞、其師附桂庵と謀りて、「大學章句」を刊行す。これ我國に於ける「大學」最初の刊行なるのみならず、實に本邦朱子新註附版の濫觴なり。世に之を伊地知本大學と稱す。明應元年に至り、其版漫滅せしを以て、桂庵更に之を桂樹院に於て再刊す。今稀に存する伊地知本大學は、多くこの再刊本を云ふ。此他、案分頗略(享祿三年日向真行院所刻、四體千字文(天文十九年日向四島庄刊行)等現存す(日本古刻書史)。

シキ

使より諸國司交管式一巻を撰進せり。蓋し是より先に、或人私に、古來の勸書官符符例問答等を抄して交管式と題したる書ありしと云ふ。改を爲すに不便なるを以て、更に撰びたるなり。これは、諸勸書符律令等を雜へ載せたるものにして、格式の體を兼れたるもの、如し、貞觀十年に至り、更に内官の事を併せ、内外交管式二巻を撰せり。これも勸解由使の奏する所なり。延喜二十一年に、勸解由使また内外官交管式を撰す。これは勸解律令を、一項の文に改め成して、全く式の體を成せり。また弘仁十二年に、藤原冬嗣等に詔して、内表式三巻を修定せしめ、恆例臨時の儀式を載せたり。なほ弘仁儀式十二巻、貞觀儀式十巻、延喜儀式十巻あり。皆儀式の書なり。また弘仁十四年、山田福吉等の撰上せる功程式あり。これは延喜の内匠木工の二式の如くなるものなるべし。以上は世に皆式の餘流にして、律令と並べ稱すべき式にあらず。因て桓武天皇の御宇に、藤原内膳等に詔して、格式を撰定せしめしが、四十巻を撰びて施行せり。此式は大寶元年以來の、諸國司の文案を採りて撰り成せる書にして、藤原冬嗣等が勸を奉じて撰する所なり。世に弘仁式といふ、式を撰する事並にはじまる。尋て貞觀十三年また仁宗等に勸し、弘仁式の不足を補ひ、貞觀式二十巻を撰せしめ、弘仁式と並べ行はしむ。延長五年に至り、藤原忠平等、弘仁貞觀の二式を併せ、延喜式五十巻を撰す(エニヤシキ)參看)政事要略などに、弘仁貞觀の二式を載せたるを見るに、延喜式と異同あれば、延喜式は、二式を併せて、更に改正刪補を加へたるものなるべし。而して弘仁貞觀の二式は亡び、延喜式のみ今日に傳はれり(近時和出松氏、弘仁貞觀二式を詳釋しり集

シキ

使より諸國司交管式一巻を撰進せり。蓋し是より先に、或人私に、古來の勸書官符符例問答等を抄して交管式と題したる書ありしと云ふ。改を爲すに不便なるを以て、更に撰びたるなり。これは、諸勸書符律令等を雜へ載せたるものにして、格式の體を兼れたるもの、如し、貞觀十年に至り、更に内官の事を併せ、内外交管式二巻を撰せり。これも勸解由使の奏する所なり。延喜二十一年に、勸解由使また内外官交管式を撰す。これは勸解律令を、一項の文に改め成して、全く式の體を成せり。また弘仁十二年に、藤原冬嗣等に詔して、内表式三巻を修定せしめ、恆例臨時の儀式を載せたり。なほ弘仁儀式十二巻、貞觀儀式十巻、延喜儀式十巻あり。皆儀式の書なり。また弘仁十四年、山田福吉等の撰上せる功程式あり。これは延喜の内匠木工の二式の如くなるものなるべし。以上は世に皆式の餘流にして、律令と並べ稱すべき式にあらず。因て桓武天皇の御宇に、藤原内膳等に詔して、格式を撰定せしめしが、四十巻を撰びて施行せり。此式は大寶元年以來の、諸國司の文案を採りて撰り成せる書にして、藤原冬嗣等が勸を奉じて撰する所なり。世に弘仁式といふ、式を撰する事並にはじまる。尋て貞觀十三年また仁宗等に勸し、弘仁式の不足を補ひ、貞觀式二十巻を撰せしめ、弘仁式と並べ行はしむ。延長五年に至り、藤原忠平等、弘仁貞觀の二式を併せ、延喜式五十巻を撰す(エニヤシキ)參看)政事要略などに、弘仁貞觀の二式を載せたるを見るに、延喜式と異同あれば、延喜式は、二式を併せて、更に改正刪補を加へたるものなるべし。而して弘仁貞觀の二式は亡び、延喜式のみ今日に傳はれり(近時和出松氏、弘仁貞觀二式を詳釋しり集

シキ

使より諸國司交管式一巻を撰進せり。蓋し是より先に、或人私に、古來の勸書官符符例問答等を抄して交管式と題したる書ありしと云ふ。改を爲すに不便なるを以て、更に撰びたるなり。これは、諸勸書符律令等を雜へ載せたるものにして、格式の體を兼れたるもの、如し、貞觀十年に至り、更に内官の事を併せ、内外交管式二巻を撰せり。これも勸解由使の奏する所なり。延喜二十一年に、勸解由使また内外官交管式を撰す。これは勸解律令を、一項の文に改め成して、全く式の體を成せり。また弘仁十二年に、藤原冬嗣等に詔して、内表式三巻を修定せしめ、恆例臨時の儀式を載せたり。なほ弘仁儀式十二巻、貞觀儀式十巻、延喜儀式十巻あり。皆儀式の書なり。また弘仁十四年、山田福吉等の撰上せる功程式あり。これは延喜の内匠木工の二式の如くなるものなるべし。以上は世に皆式の餘流にして、律令と並べ稱すべき式にあらず。因て桓武天皇の御宇に、藤原内膳等に詔して、格式を撰定せしめしが、四十巻を撰びて施行せり。此式は大寶元年以來の、諸國司の文案を採りて撰り成せる書にして、藤原冬嗣等が勸を奉じて撰する所なり。世に弘仁式といふ、式を撰する事並にはじまる。尋て貞觀十三年また仁宗等に勸し、弘仁式の不足を補ひ、貞觀式二十巻を撰せしめ、弘仁式と並べ行はしむ。延長五年に至り、藤原忠平等、弘仁貞觀の二式を併せ、延喜式五十巻を撰す(エニヤシキ)參看)政事要略などに、弘仁貞觀の二式を載せたるを見るに、延喜式と異同あれば、延喜式は、二式を併せて、更に改正刪補を加へたるものなるべし。而して弘仁貞觀の二式は亡び、延喜式のみ今日に傳はれり(近時和出松氏、弘仁貞觀二式を詳釋しり集

シキ

法を諸人に授け、僧空海は受戒の弟子なりと云ふ。天長三年大僧都に昇任し、明年五月七日四寺の北院に遷す。...

シキ

源は、古來文明年間上梓の製分頗略なりといへど、傳本極めて稀にして、確實なる年代を知り難し。文明十三年に至りて、藤原國老伊地知重貞、其師附桂庵と謀りて、「大學章句」を刊行す。これ我國に於ける「大學」最初の刊行なるのみならず、實に本邦朱子新註附版の濫觴なり。世に之を伊地知本大學と稱す。明應元年に至り、其版漫滅せしを以て、桂庵更に之を桂樹院に於て再刊す。今稀に存する伊地知本大學は、多くこの再刊本を云ふ。此他、案分頗略(享祿三年日向真行院所刻、四體千字文(天文十九年日向四島庄刊行)等現存す(日本古刻書史)。

シキ

使より諸國司交管式一巻を撰進せり。蓋し是より先に、或人私に、古來の勸書官符符例問答等を抄して交管式と題したる書ありしと云ふ。改を爲すに不便なるを以て、更に撰びたるなり。これは、諸勸書符律令等を雜へ載せたるものにして、格式の體を兼れたるもの、如し、貞觀十年に至り、更に内官の事を併せ、内外交管式二巻を撰せり。これも勸解由使の奏する所なり。延喜二十一年に、勸解由使また内外官交管式を撰す。これは勸解律令を、一項の文に改め成して、全く式の體を成せり。また弘仁十二年に、藤原冬嗣等に詔して、内表式三巻を修定せしめ、恆例臨時の儀式を載せたり。なほ弘仁儀式十二巻、貞觀儀式十巻、延喜儀式十巻あり。皆儀式の書なり。また弘仁十四年、山田福吉等の撰上せる功程式あり。これは延喜の内匠木工の二式の如くなるものなるべし。以上は世に皆式の餘流にして、律令と並べ稱すべき式にあらず。因て桓武天皇の御宇に、藤原内膳等に詔して、格式を撰定せしめしが、四十巻を撰びて施行せり。此式は大寶元年以來の、諸國司の文案を採りて撰り成せる書にして、藤原冬嗣等が勸を奉じて撰する所なり。世に弘仁式といふ、式を撰する事並にはじまる。尋て貞觀十三年また仁宗等に勸し、弘仁式の不足を補ひ、貞觀式二十巻を撰せしめ、弘仁式と並べ行はしむ。延長五年に至り、藤原忠平等、弘仁貞觀の二式を併せ、延喜式五十巻を撰す(エニヤシキ)參看)政事要略などに、弘仁貞觀の二式を載せたるを見るに、延喜式と異同あれば、延喜式は、二式を併せて、更に改正刪補を加へたるものなるべし。而して弘仁貞觀の二式は亡び、延喜式のみ今日に傳はれり(近時和出松氏、弘仁貞觀二式を詳釋しり集

除夷臣、安積臣、信天臣、柴田臣、會津臣、援島臣、
餘城臣、高志國造、深江國造、
三野、宛等の諸氏
諸主の後は傳はらざれども、垂仁天皇諸主の女を丹
波より迎へられたるは、道主命も彼地を鎮し
て住せしものなるも知らる、其父産坐王の後に、但
馬國造となれるものありき（日本書紀、古事記、姓氏
錄、大日本通史）

十訓抄

後には分ちて五冊、十冊、十二冊にしたるもあり、國
史大系本第五冊に收む、
香者が見聞する數多の事實傳説を集めて、體裁整
つて、十訓と稱して、十訓の下に分類して編成した
り、十訓とは、可憐人等事、可憐思慮事、可憐忍事、
可憐事、可憐怨事、可憐才事等なり、
長四半子神無月半比と云ふ自序ありども、名を記
さず、本朝書目録神皇正統記と清原家話に菅原爲長
と云へり、是れが是なりや、明ならず、
神皇正統記一冊石橋御書（十訓抄考、十訓抄詳解）
に記す、
成功

シヤクタイ

等に贈還の物ありたりと云ふ、（陽春樓雜考）
財物を貸し與へて、利を收めざるを云ふ、又賤賈、賤
賈、賤賈ともいふ、借貸に二種あり、一は百姓の窮
乏を濟す爲に、一年若くは三年等の期間を限りて、諸
國の大稅を百姓に貸與ふ、又官より富家の財を募り
て貸與することあり、何れも出納法と同じく、春季
に之を貸與へて、秋收の時之を返納せしむ、二は地
方官を發給する方法にして、國司并に書生に官給の
數を限りて貸與へ、公納配分の日を待つて、之を返納
せしむ、
統天皇の六年閏五月の條に、「道行使領三行郡國、
貧乏者不能自存者」とあるを始めとす、和銅五年
五月の詔に、「諸國大稅三年賤賈者、本爲地濟百姓
窮乏、今國郡司及里長等、緣此賤賈、妄生方便、苦
政虐民、莫不斯爲、如願、潤身、枉救、利者、以重
論之、罪在不赦、とあるを見れば、當時の國郡司里
長等が、此の無利息の恩給を利用して、出納と同じく利
を收め、私腹を肥せし有様を窺ふに足るべし、富家
の財を募りて、貧民に貸與せし始は、延暦二十二年
大和國に使を遣はし、富家有餘の財を割りて、不足
の徒に備貸せしを以て始とす、此法は事、畿内に限
りて行はれしものと見え、諸國の例も書に見えず、
國司借貸の書に見えしは、「天平六年正月、聽諸國
司每年貸與、大國十萬以下、上國十二萬以下、中
國十萬以下、下國八萬以下、如過、違數、依、法科、罪、
とあるを初とす、此後一旦之を禁斷せしが、延暦十七
年國司の職田を停止するに及びて、更に借貸法を復
興し、一年の料の三分の一を公納の差法に准じて、借
貸するを許す、延暦十九年再び國司の職田を設置す
るに及びて、貸與法も亦撤廢せられしが、同二十五

たる者、還て衣食に乏しきより、之を止むべしと云
へるも見たれば、錢財を收めて、官に就かしたる
諸國は、此の以前にありしものなるべし、假使は養
老六年閏四月勅して、民に募り錢を出さしめ、陸奥
國領所に運輪せしむ、道の遠近によりて、遠は二千
斛、次は三千斛、近は四千斛にして、外從五位下を
授けしめたるを初見とす、聖武天皇天平勝興元年五
月、從七位上陽成天皇等四人、各錢千貫を買せるを
以て、並に外從五位下を授けたり、是れ錢を納めし始
めなり、爾後著便を出して、窮乏を貸し、私積豐田を
國分寺に納るゝ類は、多く外從五位下に叙せられた
り、即ち後世私積を納れて爵位を買ふ風俗なり、桓
武天皇延暦十六年六月、錢を納して爵を求むるを
禁じ、同十九年二月又禁じたりしを見れば、此頃成功
の漸く盛なりしを見るべし、後諸國の百姓賸餘料
を收めて、檢非違使、管師に補せしが、延喜十四年四
月、三善清行意見封事を上りて、從に公伴を置し、空
く其名を帶し、其の器にあらざるを以て、停止せん
とを奏請せり、願勞はもと誠實と書し、官人の理を
以て解任したる者、若滿の年まで、國府へ出仕せし
を云ひしが、後には定額外の數位は、錢を納れて出仕
せず、之を賸餘と云へり、當し差役の勞を賜ふ意
なり、天曆十二年十二月菅原文時意見封事にも、賸
官を停めんを請へる所あり、而して當時の賸官は、
多く六箇府の官人なるが如し、昌泰四年攝關國解に、
「此田の百姓過半六箇府の官人、宿願と稱して誤役に
備らず」といひ、延喜二年假馬國解に、此國賸官あり
て事に従ふに堪ふべき輩、既に諸府賸官人を賣ぶな
どの句見えたるに、其一班を知るべし、後諸國の
庄園充實し、國司私利を専らとし、國庫の收納減少せ
しより、遣宮造寺以下總て臨時の使用ある時には私

年に至り之を復興して、新任國司に限り、公納額の
四分の一を借貸することと雖したり、以後此制度は
延喜に至るまで繼續せしものと見え、延喜交符試に、
「凡諸國司領守府官人以下、到任之日、准國司給四
分の一借貸、填納之法、一同國司」とあるに由るも
明なり、又大同二年正月には、太宰府の使部書生に
借貸を許可し、續て同年四月に諸國の書生に、大國
一萬貫、上國八千貫、中國六千貫、下國四千貫の借
貸を許し、されば延喜式所載正稅額の様式に、
當年出納拜借貸若干束
借貸若干束 返納本倉
新任國司四分の一料若干束
某官位姓名若干束
書生料若干束
とある所以なり（日本書紀、續日本紀、續日本後紀、
交符式、三代格）

シヨウワノヘン

皇は弟を以て兄嵯峨天皇の後を承け給ひしにより、
吾が御子を舎きて、兄の御子仁明に位を傳へ給へば、
仁明帝また淳和の御子桓貞を太子に立て給ふ、然れ
ども仁明帝皇子多く坐せば、桓貞の東宮に在るは固
より本意にはましまさざるべく、且皇后は藤原冬嗣
の女にして、其御腹に道隆親王生れ給ひしは、藤原
氏の黨與亦桓貞の東宮にましますを喜ばず、されど
二上皇御在世の間は無事なりき、
七年に淳和上皇崩じ、尋て九年七月十五日嵯峨上皇
崩じ給ひし時、一日を間て、春宮常房伴健甞、但馬
權守權造等太子を奉じ、東國に走りて亂を謀るの
說聞え、阿保親王は嵯峨の太皇太后に密告し、太后は
中納言藤原良房をして之を奏せしめ、兵を以て健甞
及び其黨衆を捕へたり、桓貞恐れて位を辭すれども、

スルガパン

天皇は健甞の内逆何ぞ太子に關らんとて許し給は
ず、然るに數日にし又健甞の反は太子の所爲なり
といふ飛書あり、天皇これを信ぜず、會々天皇は冷泉院
に遷居し給ひ、太子も供奉し給へるに、急に左少將藤
原良相をして太子の直書を圖み、坊官等百餘人を繼
め捕り、大納言藤原受愛、中納言藤原吉野、參議久
室兼光をも縛りて院中に分幽し、詔して太子を廢す、
尋て受愛等を京外に配し、遷宮等六十餘人を配
流す、桓貞親王は却て桓貞を脱れしを幸とし、専ら
佛に歸し祀願をも近づけ給はず、元慶八年六十歳に
て薨じ給へり（續日本後紀、水鏡、大日本通史）

スルガパン

版行せし書物を總稱す、又駿府本とも稱す、家康公府
を江戸に開きしより、天下を治むるには、文學獎勵の
必要なるを感じ、伏見に學校を興し、閉室和尙、元俗
又は三要と名く、をして之主筆せしむると共に、
後陽成帝の御慮を繼述し、水活字十萬餘を刻せしめ
て學校に下し、諸書を開版せしむ、尋て晚年更に駿
府に於て道書、漢傳等を監督として、銅活字を補鑄せ
しめ諸書を開版せり、伏見木版活字本に、孔子家語、
「六韜」三略、「貞觀政要」東鑑、「周易」七書、體府
銅活字本に、大藏一覽、「群書治要」等あり（日本古籍
書史）

センダイサウダウ

藤原主伊達家の家臣の権力等を云ふ、又伊達家勳も
云ふ、江戸時代初期に於ける御家騒動中の大なる
ものなり、
行跡の靡を以て、幕府より通奉を命ぜらる、尋て龜子
代（綱村）家督となりしが、幼神なるを以て、綱家の叔
父伊達兵部少輔宗勝及び其兄田村右京亮宗良の二人
後見役となる、宗勝志氣ならず、家老原田甲斐宗輔、

物を收納して其の功を成し、官位を申請せり、又國
司任期満つるや、費用を供して遣營等に備へ、再任
を請へり、之を重任の功と云ふ、後三條天皇之を兼
じ給ひしが行はれず、白河鳥羽二上皇院政し給ふに
及びて、遣宮造寺盛に起り、隨て成功の聲を慕ふと盛
となり、弊害愈々多かりき、爵位は遣納の多きもの
には、五位以上をも授けたり、鎌倉時代益々行はれ
て、後醍醐天皇元元のは、除目の度毎に、四府の
尉各十二三人を任じ、又治部丞五人を、一度に任じ
たるもあり、故を以て平經高は、公事毎度、被行
成功之任、雖知末世之至、猶可、と歎じ、又親實
尉以下無量無數と慨せり、成功により物を獻じたり
る有様を見るに、經河天皇康和五年十一月一日の除
目に、武藏守源顯俊八百匹、故中堂堂功、眞後權守
藤原定時、遠藤守行事所進九百匹」と見えたり、
鎌倉時代後深草天皇の頃は、親實尉は八百匹、兵衛
尉は四百匹、諸司の二分は二百匹を出さしめたり、後
宇多天皇の頃は、八省丞七百匹、近衛將監八百匹、親
實尉千五百匹、兵衛尉千匹、馬九六百匹、親尉千五
百匹、法眼千五百匹、法橋千匹を出さしめたり、
勳傳記に見えたり、蓋し思ふに、國用の不足は固
りなるも、此頃に至りては、武家の官位を望む者多
きに至りしより、かく増加したる者、室町時代に至
りても、皆成功にて官位を受けたり、但し稱々其の
性質を異にし、任官位の拜禮として物を獻じたり、
蓋し成功の遺風なるべし、其の禮物は、參議成功太子
折紙料銀五十枚、中將成功黄金三枚、少將成功銀三
十枚、侍成功銀三十枚、諸大夫成功黄金一枚、從
三位成功黄金三枚、四位成功黄金一枚に、此外
仙洞女御を始め、上朝職事以下の官人、上納長長

物に收納して其の功を成し、官位を申請せり、又國
司任期満つるや、費用を供して遣營等に備へ、再任
を請へり、之を重任の功と云ふ、後三條天皇之を兼
じ給ひしが行はれず、白河鳥羽二上皇院政し給ふに
及びて、遣宮造寺盛に起り、隨て成功の聲を慕ふと盛
となり、弊害愈々多かりき、爵位は遣納の多きもの
には、五位以上をも授けたり、鎌倉時代益々行はれ
て、後醍醐天皇元元のは、除目の度毎に、四府の
尉各十二三人を任じ、又治部丞五人を、一度に任じ
たるもあり、故を以て平經高は、公事毎度、被行
成功之任、雖知末世之至、猶可、と歎じ、又親實
尉以下無量無數と慨せり、成功により物を獻じたり
る有様を見るに、經河天皇康和五年十一月一日の除
目に、武藏守源顯俊八百匹、故中堂堂功、眞後權守
藤原定時、遠藤守行事所進九百匹」と見えたり、
鎌倉時代後深草天皇の頃は、親實尉は八百匹、兵衛
尉は四百匹、諸司の二分は二百匹を出さしめたり、後
宇多天皇の頃は、八省丞七百匹、近衛將監八百匹、親
實尉千五百匹、兵衛尉千匹、馬九六百匹、親尉千五
百匹、法眼千五百匹、法橋千匹を出さしめたり、
勳傳記に見えたり、蓋し思ふに、國用の不足は固
りなるも、此頃に至りては、武家の官位を望む者多
きに至りしより、かく増加したる者、室町時代に至
りても、皆成功にて官位を受けたり、但し稱々其の
性質を異にし、任官位の拜禮として物を獻じたり、
蓋し成功の遺風なるべし、其の禮物は、參議成功太子
折紙料銀五十枚、中將成功黄金三枚、少將成功銀三
十枚、侍成功銀三十枚、諸大夫成功黄金一枚、從
三位成功黄金三枚、四位成功黄金一枚に、此外
仙洞女御を始め、上朝職事以下の官人、上納長長

スルガパン

小姓頭渡邊金兵衛義俊、目付村善太夫安長など、ふ奸曲の徒を擁護したれば、奸黨はびこりて政事を恣肆にして、濫賞酷罰の弊、年毎に絶ゆることなく、親の企さへ聞えて、幼主の身亦危懼の憂に包まれんとせり、藩士里見十左衛門重勝は、強く宗勝に諫言して、却て重き罪を被らんとし、伊東七十郎重孝、伊東采女重門は、重勝を刺さんとて果さず、爲めに采女は押籠められ、七十郎は斬らる、一門伊達安藤宗重、深く悪政を愛ひ、濫々宗勝を諷めしも聽かれず、横道いよ／＼募りしは、安藤、伊達家の滅亡を謀ひ、遂に死を決して、事に寄せて幕府に訴ふ、**開國寛文十一年**二月安藤等幕府より召されて江戸に上る、因て安藤、甲斐、幕府の老中板倉内膳正重矩、土屋恒馬守數直に召し出されて、尋問對決せらる、又家老柴田外記朝倉、古内志摩兼如も召されて問はれしに、二人安藤が言を證して、非政の事、愈明白となりしかば、遂に三月二十七日、大老酒井雅樂親忠の第に、安藤、外記、甲斐、志摩の四人を召して處決する處あらんとす、順次に一人宛を召出して処問せしが、甲斐その事の非なるを察し、俄に刀を抜いて安藤の額元を斬る、安藤又刀を抜いて拒ぎ甲斐の腹を刺す、甲斐更に安藤を斬つて奥を指して進まんとなす、柴田外記、及び酒井の家臣等之を拒ぎ甲斐を刺す、外記も亦傷けられて、二人共に斃る、**開國**此に於て幕府は翌四月之が處分を命じ、伊達宗勝を土佐の山内家に、其子小倉の小笠原家に預け、田村宗良は平生政事に預かりし故を以て、其罪を赦して閉門を命じ、原田甲斐の子息等には悉く切腹を命ず、又伊達綱村を召して、其幼冲の間なりしが爲めに、特に罪を免して封を襲がしめ、爾後後見役を罷めて、重大なる事のみ親族に謀らしむ、此に於て伊達家の紛擾

全く落着き、此事件は、小説、軍談、演劇等に結縛せられ、潤色附會せし事多かりし爲め、其真相を誤らししこと夥からず、かの神史に有名な忠節の乳母松岡、千松、松前殿之助の如き、又遊女高尾の如き、何れも皆附會の人物なりとなす、(大槻博士伊達騒動實録)

ソニエキチヤウ 損益帳 **開國**其損の歲、國司其管内の損得田を巡檢して言上する解文をいふ、故に又損戸の解文とも呼付帳とも稱す、十月三十日以前に太政官に送る定なり、**開國**延喜式の格式を示せば左の如し、**開國**延喜式

不備田若干
租田若干
地子田若干
地子田若干
地子田若干
見損田若干
五分已上損田若干
得田若干
租田若干
地子田若干
八分已上戸若干
七分已上戸若干
五分已上戸若干
四分已下戸若干

右得田諸郡司解、云々者、國司巡檢所申有實、

仍注三損得田申上如件、**開國**正倉院文書に、天平十二年の遠江國濱名郡組織表名帳見たり、又損益帳の一種なり、(ソニエキチヤウ)を參看(延喜式、西宮記、正倉院文書、貞信公記)

ソニエキチヤウ 算帳事件 **開國**光格天皇の閑院宮家より入りて大統を繼ぎ給ふや、御生父典仁親王に太上天皇の尊號を上り給はるの禮儀ありしかば、天明八年四月謹奏中山愛親に仰せて、尊號准據の例を調査せしめらる、愛親即ち小一條院、後高倉院、後崇光院などの前例あるよし、答奏せるを以て、尊號漸く決し、寛政元年傳奏萬里小路政房、久我信通に命じて、所司代太田實愛に之を達せらる、**開國**時幕府の全權を握りたるは、將軍徳川家齊の輔佐たりし老中松平定信なりしが、翌二年の春手書を開白堂司輔平に寄せて、御實父御在世中尊號の宣下あらんは然るべからざる旨をいへり、これもとより公然の通牒にはあらざりしかども、輔佐職より開白への文書なれば、殆んど公式の性質を帯びたるがゆゑ、其事自ら想む、されど當時の制度として、極位の親王たりとも、殿上の座次は三公(太政大臣左右大臣)の下に列なり、途上の禮節は歩行の大臣に乘輿を降るの定めなるを以て、親愛安からず、寛政三年の春に至り、再び旨を所司代に傳へ、尊號の事案より重し、今暫く猶豫あらせらるべきながら、而かもそのまゝに捨て置き難ければ、まづ小一條院の例に准へ給はんか、然らずば御季内の儀式なりとも、仙洞の例に改められたる思召さるゝと仰出されたり、かくて同年十一月開白一條輝良(堂司輔平は八月廿日職を罷む)以下參議以上の人々に、尊號宣下の可否を諮問ありしに、左大臣堂司政房が已に其位を踐ま

す、何ぞ慮しくその誠あらんやといひ、前關白堂司輔平が開白と同意なりしを除きては、若之を可とする旨を奏せり、されば寛政四年正月群議の寫に、御内慮書を添へて幕府に過達せしめらる、要は御實父崇敬の孝道未だ調ひ給はざるにつき、親戚類の安からず、前例既に存し、群臣またその可なるを答ふべしと相整ひ難きに於ては、深き思召もあらせらるべしとなり、二月定信等奏答するに、假令前例これありとも、時勢の相違議論の是非非あること故、必ずしも准據すべきにあらず、去れど厚き御内慮の事ゆゑ、將軍家にもなほ又深く御勸考あるべしといふを以て、折しも親王には御老體なるに加へ、中風の御病さへ起りしかば、天皇いかにして素志を貫つんと欲し給ひしかば、新嘗祭の頃までに幕府の再答出來ずば、推して宣下あるべしと決心せらる、定信聞きて大に驚き、八月所司代堀田正順をして(太田實愛は此月其職を罷む)名器輕からざる儀につき尊號宣下のことを決して御無用たるべしと奏せしむ、修養正親町公明もまた幕府の抗議あるに、強て宣下あらば公武關係の擧措を來し、思々しき大事を惹き起すべしとて、宣下中止の建白を閣下に擧げしかども、親戚既に決して、耳を傾け給はず、更に名器輕からずといへる事由を幕府に尋ねしめ、なほ重れて十一月上旬には是非とも宣下あらせらるべき旨を通告せられしが、幕府は奉答せざりしより、同年十月二日所司代に對し、當月上旬閑院宮へ御内慮あり、十一月月上旬宣下あるべしとの御沙汰書を達せらる、所司代幕府を懼りて命を拜せずして之を奉還せり、會々定信の來答書京都に達す、されど義理分明の答にはあらざり、只固く尊號の事を止め奉り、且つ修養正親町公明、議

奏中山愛親、廣橋伊光を江戸に召致する命を傳へたり、既に十一月定信等再び奉答書を上り、其位を踐ませられず、其統を繼がせられずして其名を上るは、然るべからざる事なり、御位は重し、徒らに前例故籍を尋守して、時勢議論の如何を問はざるは、安危にも拘はるべし、なほ詳くは三冊下向の上仰送らるべきなりと申す、是に於て宣下の議遂に行はれず、十一月に至り尊號宣下停止の勅命降る、越えて翌五年正月謹奏中山愛親、傳奏正親町公明に東下の暇を賜ふ發するに臨み、天皇特に關白一條輝良を以て、實家の御書を中山愛親に授けらる、これはじめ尊號の事を仰出させられし折、深き思召あり、宣はせられたれば、これは關して關東の買問あるべきを慮り給ひしが爲なりき、二月愛親等江戸に答す、十一月松平定信の役宅に於て對面あり、尊號の事を仰出させられし前後の事情につき、定信より尋ねる旨ありて、愛親等一々之に答ふ、時に定信深き思召とは如何なる御事なりやとのとに、愛親答へて、親戚のほどは何ひ知るべくもあらざり、實情を語れば、定めて其旨をも記し給へるならん、拜見すべしとて懷より取出すを、定信押し留め、廣橋拜見の先例なし、存じも寄らぬ事なりとて、遂に拜せず、蓋し違勅の罪に陥らんとを恐れしなるべし、十六日再び城中帝鑑の間に於て對面あり、は、昨日のごとくなりしが、定信は愛親等が其仔細を承らずして、環りに廣橋を奉持せるを責め、役職不相應の事なりと詰問せり、廿二日老中松平定信の役宅に於て對面の際にも、定信等は更に之を非難し、なほまた天皇の關東の返答を待たずして宣下あるべしと仰出されしに關し、二卿が其職責を盡さざるを詰りしに、二卿も強て事を願

すを好まざりしかば、また争はず、幕府乃ち其罪を問ひ、愛親に閉門百日、公明に追逐五十日を命じて、愛親下の青松寺へ遷し、尋て其歸京を許すと共に、官を所司代に奪へて、傳奏萬里小路政房を差控三十日、傳奏廣橋伊光を同廿日に處す、並に連座の罪なり、**開國**時幕府は、典仁親王御在世中尊號二千俵を増進して、御實を安め奉るの道を通じたりしが、翌六年七月遂に尊號給へり、明治十七年三月勅して、太上天皇の號を上り、慶光天皇と申す、○定信が皇室の私事たる尊號事件に對し、強て止め奉りし事由詳ならず、世に傳ふる所にれば、當時の將軍徳川家齊は、一編家より入りて宗家を繼承したれば、其生父たる一編治済を尊び、大御所と崇めて、西丸に奉りんとするの意あり、治済また密かに之を望みければ、定信いたく之を憂ひ、もし京都に上皇宣下の事行はれば、江戸にても必ず治済を大御所となすの議定まるべしとて、尊號の不可を論じたるなりといへり、家齊治済に其意のありしは疑ふべからざれど、只限にこれのみを以て真相を穿たりとはいふべからざらん、近時三上博士は定信の意、蓋し御威を押し奉るを強るの政策に出でたるものならんといへるもの、おもふに事實に近かるべし(尊號延喜一件中山家記、徳川實紀、尊號紀略、樂翁公と徳川時代)

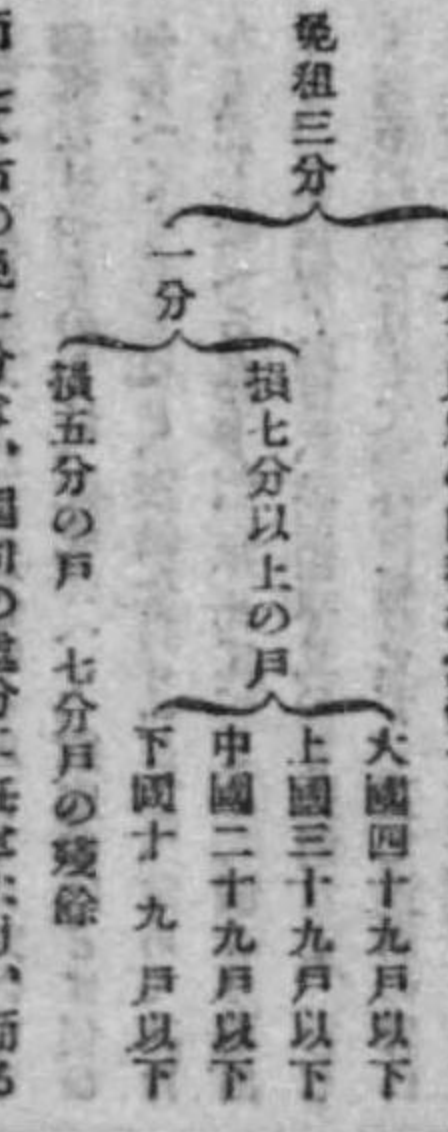
ソニエキチヤウ 損田 **開國**水原義隆等の自給的災害の爲に承継を損せられたる田を云ふ、又之を不熟田と稱す、**開國**大寶の制、田の損するあれば、國司實を檢し、具に註して官に申さしめ、十分の五若くは六を損すれば、田租を免じ、十分の七を損すれば租、調を免じ、十分の八以上を損すれば租、調、庸及び雜徭を全免したり、右の五分、七分、八分といふは、一月の田の總高に對する、損田の割合に

ソノチ

七、凡てこの時代に於て、戸籍調査の果敢なるを以て、損田の場合には戸を以て、十分の五以上を損したる戸を損戸と稱したり、又四以下の損戸にして、一月内の口、或は損じ、或は得るものは、其損田分の租のみを免したり、損田はかく天災に本ける異常の場合にして、田租収入の減少を來す一原因なりしと雖、天災力に支配せらるること多き此時代の農業に於ては、殆んど何年幾分の損害を受くると同時に、又其割合も今日より見れば幾倍外に勝りしは疑を容れず、之を天年十二年遠祖國領各郡の租額に見ても、損田數八百五十八町に對して損田數三百六十二町、即ち約四割の損害なり、されば古くより田租収入の推算を立つるに際して、豫め之が缺損額を見積り、養老八年の格には、天下の田租は七分以上を以て定まらし、三分を以て國租となしたり、此即ち後の民部省勸租の例となりし、有名なる不三得七の法にして、豫め國内の田租を對し損田數を想定し、七分以上を損田、三分以下を不損田と限定せしなり、この法は早く養老の頃より實行せられて、田租減收の豫算標準となり、延暦に於ては民部省勸租の例として之に準據せり、而れども此法はもと自然の缺損なる損田を豫想せらるるもの故、若し此缺損なき場合には、實際の得田高に應じて、輸租すべき者なるに拘はらず、國庫はこの非常例を以て、經常歲入の減收を見做し、常に納官の田租を七分とし、殘三分を裁留して、國庫の處分となし、自己の收入を圖りしむれば、延暦十六年六月の收租法を改正して、八分を輸租とし、二分を不輸租とし、而して今迄實際損害ありし處に限りて、不三得七の法を行ふ定めりしな、今度は災害の有無に拘はらず、毎年二分の減收を許すこととなしたり、これ即ち事實に於て二割

ソノチ

の田租減税にして、各戸は其所納田租の二割を差引き、殘の八分の田租を納むれば足り、かくて國庫の私的處分を全く撤して、其裁留食養の弊を防がんとせしむ、遂に行はれざりしと見え、更に延暦二十年七月此法を改正して、不三得七の法に復し、國庫に一分の處分を許すこととせり、其の分別法左の如し、



免租三分 大國四十九月以下 中國二十九月以下 下國十九月以下
免租五分 七分月の殘餘
而して右の免一分は、國庫の處分に在せたり、而るに此法に由れば、令制にある損四分以下の戸の減租救恤の法なく、且つ事實に違はれる損田制なるを以て、更に大同元年十一月、延暦の制を廢し、養老制の不三得七法を復舊し、實際損田の段別數に應じて免租することとせり、但し損七分の限定數は延暦制を採用したり、

タイガ

十分、以て得七以上を爲す定、とあり、今この損田法の實際に行はれし情を見るに、貞觀四年六月の官制に「檢田所、進位田額、損多益少、相三乘、檢田所、損田四町以下、或國二百町以上」とあるに徴するに、當時諸國の管田數明ならずと雖も、續日本後紀大同三年の條に、大和、河内、和泉の管田數一萬七千餘町とありて、其他の史實に據るも、上國にして水田二萬を越えざるが如し、されば損田四町を令制に上國の分とするも、其所損高はまさに總田數の四分の一に當る、而して、この總田數中には神田、寺田等の特權的不輸租田を含有すべければ、此等を除きたる總田租に對する損田の比は、更に勝るに上ることなるべし、更に國庫はこの不三得七法にも満足せず、過分に損田田を言上せしむれば、延喜十八年には、過分言上の田數、總管田數の十分の二以上なる時は之を聞し、十分の一以下なる時は、之を勸返して其缺物を補はしめたり、政事要略所載の勸返由勸列抄にも、天慶元年諸國言上の不損田使、勸返十分の一に過る諸國の罪狀を勸申せしこと見えたり、かくして、一方には日分田制廢れて、土地條件の實行はれ、國庫の系風、莊園の發達等、各種の社會的源因は相合して、益々不輸租田の増加を來たせしむれば、さなきだに其豫算に於て緊縮なる田租收入は、更に其稅源を削減せられ、以て國家經濟の根本財產たる正稅額の缺乏空滿を生じ、財政運用の實を失ふに至りし（フンケンシヤダメ、損田定額シヤ）損田、イオン、異損、ケンシヤ、檢損見見、今令政、政事要略、三代格、續日本後紀、三代實錄、文德實錄、政事要略、北山抄、續日本後紀、大行天皇、皇朝史、皇朝史の後來に遺蹟を來らざる間の稱號、皇朝史

タイガ

肥後孝景帝中六年四月の條、大行爲行人、とある註に、服虔曰、天子死未、有、稱、大行、晉灼曰、禮有、大行小行、主、謂、官、故、以、此、名、之、如、淳、曰、不、反、之、辭、とあり、又文獻通考に、帝（漢高祖）初登壇、朝臣稱曰、大行皇帝、魏孫毓曰、大行之稱、起於漢氏、漢書曰、大行在、前、廢、又曰、大行無、道、詔、蓋、法、大行受、大、小、行、受、小、名、初、崩、未、諡、而、嗣、帝、已、立、臣、下、所、稱、稱、宜、有、異、故、謂、之、大、行、言、有、大、德、行、必、受、大、名、若、稱、蓋、也、とあり、我國の書には、持統三年五月天武天皇崩御の際に、命、土師宿禰根麻呂、詔、新羅布使、使、資、金、道、那、等、曰、（中略）遣、田、中、朝、臣、法、麻、呂、等、相、告、大、行、天、皇、喪、とあるを以て初見とす、又朝廷にて此稱號を用ゐられたるは、仁孝天皇崩御の際、弘化三年二月六日、先帝に追て御諡號を奉らる、迄、大行天皇と稱せらる、旨を仰出され、又孝明天皇崩御の際にも、先帝御諡號迄、大行天皇と稱し來る事、老中松平周防守より公布したるにあり、明治四十五年七月三十日明治天皇崩御あらせられし後九月追號あらせられしまで、皇室喪儀令ありて大行天皇と稱し奉りし（日本書紀、史記、文獻通考、弘化諡閣記、嘉永明治年間錄、官報）

タイガ

大學 皇朝朝廷にて京都に設立したる學校の一、**天智天皇**始めて學校を設け、鬼室集新を以て學頭となし、これ大學の濫觴なり、其の制度は、詳かなることは知り難し、天武紀六年五月の條に大博士百濟人牟丹、持統紀五年四月の條に大學博士上村主百濟、同年九月の條に書博士大原賴守、書博士百濟末士書信等の名あるを見れば、明經以下書博士迄ありたるを知るべし、大寶令の制に至り大學の制信はり、式部省の下に大學寮を置き、以て學事掌らしめたり、然れども其制

タイガ

書博士、書博士、書博士各二人ありて、諸生を教授したり、（なほ職員校舎の所在等に就きては、大學寮書博士助教は經に明かにして、進位の師範たる者を選び、書、算、音博士は、藝術の優等なるものを取り、各其專門の學科を教授せしむ、課程には以上の外に、法律紀傳の學科ありし、當時專門の博士を置かず、生は、令の制、五位以上の諸王諸臣の子弟、及び東西の史部の子弟に限り、八位以上の子弟は、特許すれば之を許し、年齢は十三歳以上十六歳以下にて、性質聰明善良なるものを選び、人員は四百三十人とす、其の他は入學を許さず、入學には東條の禮を行ひ、在學中の席次は、王臣の別なく、長幼によりて定め、在學は九年と限り、若し九年に及び實學に堪へざるもの、及び毎學年の試験に落第する事三度に及ぶものは退學せしむ、延喜式の制、通常人も猶一經に過する者は、試験を経て入學するを許したり、**經學**、紀傳、文章、法律、書、算の七科にして、成業の學生は、秀才、明經、進士、明法、書、算の六道に分ちて之を學せり、**明經**、漢、唐、宋、元、史、論、子、集、諸書、を講ず、素讀は反覆熟習して、十日間に千字を暗誦せしむ、秀才進士の試験に應ずるものには、作文をも授けたりしが如し、文章は、六朝辭體の體を用ひ、支那の故事を用ひて、巧に之を排列したり、**書**、明法のみ我國の律令を用ひ、他は悉く支那の書を用ひたり、左丘春秋（服虔もしくは杜預註、鄭玄註、以上大經）毛詩、周禮、儀禮（共に鄭玄註、以上中經）周易（鄭玄もしくは王弼註）尚書（鄭玄もしくは孔安國註、以上小經）論語、孝經（共に孔安國もしくは何晏註）等にして、文選附錄等は隨意科としたり、論語は一般學生に課し、其の他は才力に應じて、一大

神一小時に過じ、或は二中絶に通ずるを二絶に通ずると云ひ、大中絶に通ずるを三絶に通ずると云ひ、二大絶及び其の他の三絶に通ずるを五絶に通ずると云ふ、往は本文は勿論、諸家の註釋文を熟習せしめ、一經を授け終るの後、他經に移らしむ、算科の教科書は、孫子、五算、九章、海島、六章、圓術、三開、算術、周髀、九司を用ふ、毎朝毎旬に素讀講義を試み、之を旬試と云ふ、毎年七月に講義のみを試み、之を年終試といふ、凡毎旬休暇の前日に試験を行ひ、素讀は千字を讀み得れば、其の三字を覆ひて暗讀せしむ、講義は六千言毎に、大義三條を問ひ、二條以上に通ずるを及格とし、一條に通じ又は全く通ぜざらざるものは、差等に從ひて、答捷の別を加ふ、年終試には大學頭助之を試む、此の外出仕を望む者の爲めに、實験の試験を行ふ、秀才、明經、進士、明法に分る、委しきこと、コウコウを見るべし、○休暇は十日毎に一日、五月は四日として十五日、九月には授衣とて、十五日の休暇を興へたり、(古事類苑文學部、日本教育史)

タキハラノミヤ 瀬原宮 伊勢國度會郡瀬原村大字野後、○皇大神宮別宮の一、又大神宮と稱す、(伊勢國皇大神宮御祭神)仁天皇の御子、皇女倭姫命、皇大神を奉養して、禮園に大宮地を定め給ひし時、此地に至り宮殿二字を造立せらる、この緣故に因りて、皇大神の通宮として永く別宮の列に加へらる、然るに大治年中、御形記を始め、倭姫命世記等の諸書、通宮の所傳を忘却して、遠秋津日子、遠秋津比賣二神を奉養せる如く記し、且つ中世、神宮との關係を絶つて獨立の姿となり、足利氏の末には、神地も亦過半武人の押據する所となりし、(豐臣氏檢地の結果、四百石餘の封領を復し、再び神宮の所轄に歸す、寛文二年通宮の時、大板井を古制の如く復舊に改め、寛永年中南宮御用材の殘餘を以て遺體の料に充つ、爾後二年造營の定例となれり、又富宮と伊勢宮との間は、本宮の一年前に遷都の例となりし、明治二十二年古儀に復し、本宮と同年に執行の事となれり(神宮大綱))

タキハラノミヤ 瀬原宮 伊勢國度會郡瀬原村大字野後、○皇大神宮別宮の一、又大神宮と稱す、(伊勢國皇大神宮御祭神)仁天皇の御子、皇女倭姫命、皇大神を奉養して、禮園に大宮地を定め給ひし時、此地に至り宮殿二字を造立せらる、この緣故に因りて、皇大神の通宮として永く別宮の列に加へらる、然るに大治年中、御形記を始め、倭姫命世記等の諸書、通宮の所傳を忘却して、遠秋津日子、遠秋津比賣二神を奉養せる如く記し、且つ中世、神宮との關係を絶つて獨立の姿となり、足利氏の末には、神地も亦過半武人の押據する所となりし、(豐臣氏檢地の結果、四百石餘の封領を復し、再び神宮の所轄に歸す、寛文二年通宮の時、大板井を古制の如く復舊に改め、寛永年中南宮御用材の殘餘を以て遺體の料に充つ、爾後二年造營の定例となれり、又富宮と伊勢宮との間は、本宮の一年前に遷都の例となりし、明治二十二年古儀に復し、本宮と同年に執行の事となれり(神宮大綱))

タキハラノミヤ 瀬原宮 伊勢國度會郡瀬原村大字野後、○皇大神宮別宮の一、又大神宮と稱す、(伊勢國皇大神宮御祭神)仁天皇の御子、皇女倭姫命、皇大神を奉養して、禮園に大宮地を定め給ひし時、此地に至り宮殿二字を造立せらる、この緣故に因りて、皇大神の通宮として永く別宮の列に加へらる、然るに大治年中、御形記を始め、倭姫命世記等の諸書、通宮の所傳を忘却して、遠秋津日子、遠秋津比賣二神を奉養せる如く記し、且つ中世、神宮との關係を絶つて獨立の姿となり、足利氏の末には、神地も亦過半武人の押據する所となりし、(豐臣氏檢地の結果、四百石餘の封領を復し、再び神宮の所轄に歸す、寛文二年通宮の時、大板井を古制の如く復舊に改め、寛永年中南宮御用材の殘餘を以て遺體の料に充つ、爾後二年造營の定例となれり、又富宮と伊勢宮との間は、本宮の一年前に遷都の例となりし、明治二十二年古儀に復し、本宮と同年に執行の事となれり(神宮大綱))

タキハラノミヤ 瀬原宮 伊勢國度會郡瀬原村大字野後、○皇大神宮別宮の一、又大神宮と稱す、(伊勢國皇大神宮御祭神)仁天皇の御子、皇女倭姫命、皇大神を奉養して、禮園に大宮地を定め給ひし時、此地に至り宮殿二字を造立せらる、この緣故に因りて、皇大神の通宮として永く別宮の列に加へらる、然るに大治年中、御形記を始め、倭姫命世記等の諸書、通宮の所傳を忘却して、遠秋津日子、遠秋津比賣二神を奉養せる如く記し、且つ中世、神宮との關係を絶つて獨立の姿となり、足利氏の末には、神地も亦過半武人の押據する所となりし、(豐臣氏檢地の結果、四百石餘の封領を復し、再び神宮の所轄に歸す、寛文二年通宮の時、大板井を古制の如く復舊に改め、寛永年中南宮御用材の殘餘を以て遺體の料に充つ、爾後二年造營の定例となれり、又富宮と伊勢宮との間は、本宮の一年前に遷都の例となりし、明治二十二年古儀に復し、本宮と同年に執行の事となれり(神宮大綱))

治法を計り、法皇の御領權備前兩國を沒收し、教成の委實實效の參議左中將を罷めしむ、局は之を憤り、桐井宮承仁親王と通じ、腹心通親と共に兼實排斥の議を謀る、延久七年十一月終に其の機を得、兼實の關白長考を罷り、近衛家實を以て之に代へ、翌日天台座主護持僧慈圓をやめて、承仁親王を以て之に補す、延久八年承仁親王を以て薨せしむ、更に同黨の法印辨雅を座主に任ぜしが、これ又正治三年入寂し、尋て建仁二年源賴朝薨するに及び、局の勢力漸衰へたり、局は獨り天台座主のみならず東寺長者、圓覺寺長者の任補にも干渉して、常に關東方に反對して一黨黨を以て之に補したり、遺水以後に至りても局は遺棄する所多し、後白河法皇の近習に判部權大輔仲國夫妻あり、局を之して後白河院の託宣と稱し、後白河院の爲めに神社を建立して、石清水以上の尊榮を擡げしめ、田樂焚樂を演ずべきことを以てし、局は上皇に噴頭する所ありし、後鳥羽上皇、終に之を朝庭に議定し給ひたり、近衛家實、藤原忠經、月輪兼實等、之を贊せし、西園寺公經之を不可とし、天台座主慈圓も亦書を稱二位稱實等に造りて、不可を稱論せしかば、上皇の嘉納する處となり、仲國等の首を妖言となし、仲國を解官し夫婦を京都外に追放せり、仲國は丹後局の縁者にして、後に許されて稱二位の許にありしを見れば、局と稱二位と信託する所ありしものならん、是より局は勢力殆ど地に落ちて、稱二位に移るに及べり、この後局は其の子兼房、山科教成の許に往復して靜に世を送り、慈圓も存せり、丹後局は人を見る處見あり、其長女は入道僧四の孫藤原範能に嫁し、次は權中納言宗隆の妻となす、宗隆は兼實を以て聞えたる長方の子なり、次は權中納言日野光光の妻となし、又次子

敬成を以て權中納言藤原實教の養子とせり、實教は當時節の名手にして、後鳥羽院の御前侍なり(玉葉、明月記、後醍醐天皇三長記、愚管抄、尊卑分限、大日本史料、德文、鎌倉時代女流政治家)

チウナンサクフツ 中男作物 判部權大輔兼大介藤原朝臣(花押) 王例時代十七歳より二十歳に至る男子、即ち中男の稱むる人頭税を云ふ、調の一種なり、(源朝)其起原は明かならず、大寶令に於て、中男の調は正丁の四分の一なりしが、養老元年中男の調を廢し、此後中男を以て、調庸物の運搬に使役せしめたり、但し續紀天平寶字八年十月の條に、中男作物の目見えれば、既に此前後より始りしものなるべし、延喜主計式により、其品目及び税率を見るに、
絹三尺七寸五分 束木綿一斤
紙四十張 等一斤
襪紙三斤 等七升五合
油三合 等半枚等

治法を計り、法皇の御領權備前兩國を沒收し、教成の委實實效の參議左中將を罷めしむ、局は之を憤り、桐井宮承仁親王と通じ、腹心通親と共に兼實排斥の議を謀る、延久七年十一月終に其の機を得、兼實の關白長考を罷り、近衛家實を以て之に代へ、翌日天台座主護持僧慈圓をやめて、承仁親王を以て之に補す、延久八年承仁親王を以て薨せしむ、更に同黨の法印辨雅を座主に任ぜしが、これ又正治三年入寂し、尋て建仁二年源賴朝薨するに及び、局の勢力漸衰へたり、局は獨り天台座主のみならず東寺長者、圓覺寺長者の任補にも干渉して、常に關東方に反對して一黨黨を以て之に補したり、遺水以後に至りても局は遺棄する所多し、後白河法皇の近習に判部權大輔仲國夫妻あり、局を之して後白河院の託宣と稱し、後白河院の爲めに神社を建立して、石清水以上の尊榮を擡げしめ、田樂焚樂を演ずべきことを以てし、局は上皇に噴頭する所ありし、後鳥羽上皇、終に之を朝庭に議定し給ひたり、近衛家實、藤原忠經、月輪兼實等、之を贊せし、西園寺公經之を不可とし、天台座主慈圓も亦書を稱二位稱實等に造りて、不可を稱論せしかば、上皇の嘉納する處となり、仲國等の首を妖言となし、仲國を解官し夫婦を京都外に追放せり、仲國は丹後局の縁者にして、後に許されて稱二位の許にありしを見れば、局と稱二位と信託する所ありしものならん、是より局は勢力殆ど地に落ちて、稱二位に移るに及べり、この後局は其の子兼房、山科教成の許に往復して靜に世を送り、慈圓も存せり、丹後局は人を見る處見あり、其長女は入道僧四の孫藤原範能に嫁し、次は權中納言宗隆の妻となす、宗隆は兼實を以て聞えたる長方の子なり、次は權中納言日野光光の妻となし、又次子

敬成を以て權中納言藤原實教の養子とせり、實教は當時節の名手にして、後鳥羽院の御前侍なり(玉葉、明月記、後醍醐天皇三長記、愚管抄、尊卑分限、大日本史料、德文、鎌倉時代女流政治家)

チウナンサクフツ 中男作物 判部權大輔兼大介藤原朝臣(花押) 王例時代十七歳より二十歳に至る男子、即ち中男の稱むる人頭税を云ふ、調の一種なり、(源朝)其起原は明かならず、大寶令に於て、中男の調は正丁の四分の一なりしが、養老元年中男の調を廢し、此後中男を以て、調庸物の運搬に使役せしめたり、但し續紀天平寶字八年十月の條に、中男作物の目見えれば、既に此前後より始りしものなるべし、延喜主計式により、其品目及び税率を見るに、
絹三尺七寸五分 束木綿一斤
紙四十張 等一斤
襪紙三斤 等七升五合
油三合 等半枚等

ツキヨミノミヤ

日本紀、馬渡、大寺屋敷... 追記、ツキヨミノミヤ... 月讀荒御魂宮... 皇大神別宮の一宮... 皇大神別宮の本宮に於けるが如く、恒例臨時の祭記官幣奉納の儀等絶て本宮に准せらる、起原沿革は月讀宮の條に見えり、幸看すべし(神宮大綱)

ツキヨミノミヤ

月讀宮... 皇大神別宮の一宮... 皇大神別宮の本宮に於けるが如く、恒例臨時の祭記官幣奉納の儀等絶て本宮に准せらる、起原沿革は月讀宮の條に見えり、幸看すべし(神宮大綱)

ツボツケチャウ

坪付帳... ツボツケチャウ... テンジャウノトコロアテ... テンバウノカイカク... 天保の改革

天保の改革

天保年間老中水野忠邦が、行ひたる政治上の改革をいふ。天保の改革は、老中水野忠邦が、行ひたる政治上の改革をいふ。天保の改革は、老中水野忠邦が、行ひたる政治上の改革をいふ。

ツキヨミノミヤ

ツキヨミノミヤ... 皇大神別宮の一宮... 皇大神別宮の本宮に於けるが如く、恒例臨時の祭記官幣奉納の儀等絶て本宮に准せらる、起原沿革は月讀宮の條に見えり、幸看すべし(神宮大綱)

ツキヨミノミヤ

日本紀、馬渡、大寺屋敷... 追記、ツキヨミノミヤ... 月讀荒御魂宮... 皇大神別宮の一宮... 皇大神別宮の本宮に於けるが如く、恒例臨時の祭記官幣奉納の儀等絶て本宮に准せらる、起原沿革は月讀宮の條に見えり、幸看すべし(神宮大綱)

天保の改革

天保年間老中水野忠邦が、行ひたる政治上の改革をいふ。天保の改革は、老中水野忠邦が、行ひたる政治上の改革をいふ。天保の改革は、老中水野忠邦が、行ひたる政治上の改革をいふ。

ツキヨミノミヤ

ツキヨミノミヤ... 皇大神別宮の一宮... 皇大神別宮の本宮に於けるが如く、恒例臨時の祭記官幣奉納の儀等絶て本宮に准せらる、起原沿革は月讀宮の條に見えり、幸看すべし(神宮大綱)

都に入りしが、その意は公武合謀にありて、通波の行動を察せりしが、京坂電報の志士皆望を失ふ、是に於て更に奮を起し、まづ幕府に同情厚き九條閣白と、所司代酒井忠義を斬りて、大勢を決し、以て久光を動かさんとす。有馬新七の徳内において謀を合はせ、長藩の家老清原貞も、京坂滞留の同藩士を率ゐて之に應ずるの約あり、是に於て四月二十三日有馬新七、柴山愛次郎等の薩藩士及び田中河内介、眞木和泉を領袖とする浮浪の徒七十餘名、伏見の旅舎寺田屋に會して部署を定め、結束して京都に入り、在京の同志と相合し、將に大事を擧げんとす。久光之を聞きて大に驚き、近臣奈良原喜八郎、大山格之助、森岡善右衛門、江夏仲右衛門、鈴木勇右衛門、其子昌之助、山口金之進、道島五郎兵衛をして往きて藩士を諭さしめ、もし逆ひされば君命を以て討つべしと命ず、八士直に伏見に赴きて寺田屋に至り、奈良原道島江夏仲等入りて有馬新七に面會を求む、橋口傳藏詰きて在らずと答へ、却て其名を誰何す、江夏仲等は其の伴りなるを察し、やがて橋上に登れば、諸士皆新來せり、二人有馬新七田中河内介柴山愛次郎橋口壯介の座にあるを見て、之を橋下に誘ふ、奈良原喜八郎即ち久光の命を傳へて、暴舉を中止すべしと諭したれども皆聽かざれば、更にその自殺を促したるに、また用ひず、道島五郎兵衛もや事の擠ひ難きを觀念し、俄に起つて田中河内介を斬る、是に於て皆刀を按じて立ち、暴徒格闘す、山口金之進は柴山愛次郎の背後にあり、また刀を拂つて之を斃す、有馬新七は道島五郎兵衛と闘ひ、遂に相共に斃る、折しも弟子丸龍助、橋口傳藏、西田直五郎、森山新五左衛門等援を乞ひ、隙を下りて新七等を助けんとし、また相闘ひしが遂に嵐刃の間に死し、八

士皆鐵衛の殺す所となる、橋上に殘留せるもの、驍を知りて悉く降を下らんとす、奈良原喜八郎即ち押肌脱ぎ、雙刀を抛ちて他意なきを示し、且叫んで曰く、新上等故ありて之を斃したれども、諸士に對してはもとより留意なし、請ふ意を安んず、衆よりて座に復す、奈良原よりて河内河内介、眞木和泉を別座に導き、久光の意を傳へて諸士を鎮撫せん事を依頼す、二人機を失して事の爲すべからざるを嘆り、相共に戒諭せしを以て、衆遂に之に従へり、奈良原乃ち衆を導きて京都の薩藩に來り、久光命じて之を邸中に拘す、小河洞右衛門期に後れて、廿四日伏見に至り、はじめて昨夜の狀を聞き、同地の薩藩に赴て、行止に久光の命に従ふべきを告げ、また同邸に拘せらる、尋て久光は朝廷に請ひ、諸藩の混入は之をその本藩の藩に交付し、田中河内介父子、海軍宮門の三人は、薩藩の激徒と共に、鹿兒島に護送の途中に於て殺せしめたり(論薩藩、薩中紀略、緒通編年實歴史傳、浦朝日記、防長回天史)

トカガハツナシゲ

徳川綱重

てんとし、金十萬兩を幕府に借らんとす、將軍、忠清の説を聞いて許さず、延寶六年九月十四日薨す、或は曰く自殺と、年卅五、福中納言を贈る、寶永六年太政大臣正一位征夷大將軍を贈る、綱重、關白藤原光平の女を娶る、是を陸奥夫人となす、又福中納言源後景の女を娶る、是を紅玉夫人といふ、並に嗣なし、長昌院田中兵衛豐清武を生む、綱重後を嗣ぎ、尋て寶永元年入りて將軍綱吉の嗣となる、即ち六代將軍家宣是なり(野史)

トコロアテ

所充

關白以下御前之座に著き、頭牌をして諸司諸寺所々別當關白文を遣りて、頭牌御前に入れて之を奉る、關白内膳舉りて、更に之を奏覽す、御覽畢りて上朝に返し給ふ、上朝御禮紙を召して、土代を取出し、關白文を見合せて、一々之を書き、書畢りて關白に覽す、關白見畢りて更に奏覽す、御覽畢りて之を上朝に返し給ふ、上朝之を承けて退出す、所充の官には古くは位祿所、王祿所等、其數至つて少かりしが、後には藏人所、修理職、檢校院、學寮院、大學寮、六勝寺等々枚擧すべからざる程多くなれり、而して内藏、修理、檢校、内記、内膳、六勝寺等の別當は、關白に充るゝ定例となれり、何れも是等

の諸司諸寺等に附屬せる得分ありしが爲に、諸人之を親望せしことは、玉養永二年三月二十四日、院別當事の條に、被改三補大納言定房卿、被院別當、依有實利、執之云々、とあるに由るも明なり、又院所充、中宮所充、東宮所充あり、何れも八月二十七日を以て行はるゝが例となれり、院所充には、御所、御所、御所、別納所、米所の別當を補せらるゝ、又大臣家所充あり、通常八月中旬以後に於て行はるゝ、執政所抄に據れば、毎年八月十六日なり、一年中の巡役所等を家司及び庄園に定め充てる行事を云ふ、政府、侍所各別に行ふ、又臨時に屋充あり、是は行事などある時に、其所の殿舎の裝束調遣を分擔せしめらるゝ、ないふ(端史料、中右記、小右記、玉葉、玉葉、明月記、三長記、西宮記、江家次第)

トバフシモノタカヒ

鳥羽伏見の戦

關原慶應三年十月十四日將軍徳川慶喜上表して、政權を朝廷に奉還せんとを請ふや、翌十五月初廷は其請を許すと共に、遂に勅命を諸大名に傳へて上京せしむ、蓋し衆議公論によりて將來の國是を定めんとする也、されば慶喜に對しても、諸大名上京までは、蓋によりて外交其他の事務を取扱はしめ、なほ同月廿四日慶喜の策めて將軍職の辭表を上りし時にも、諸大名上京の上、追て御沙汰あるべし、それまては從來の如く心得べしと傳へて之を御留せり、かくて王政復古の大業は、諸大名京都參集の後、衆議を経て定らんとす、然るに當時薩長の二藩は、衆議を誘うて興黨とし、密に岩倉具視と相謀して、舉兵討事の策を決し、慶喜が政權奉還の上表を閣下に捧げしと同時に、討事の密勅は薩長の二藩に下れり、されば二藩は慶喜の上表によりて、討事の機會を失ひしことを恨みしかども、而もなほ其計畫を改めず、事

に託して兵を京坂に送り、以て必勝を期したり、故に諸大名の召名の如きは、素より二藩の喜ぶ所にあらず、而して諸大名の多くは、従らざるを觀望して、上京の命に應ずるもの尠なりしかば、二藩士は之に乗じて、幕府の勢力を根柢より破壊せんと欲し、關州土佐尾張越前四藩と闘ひ、岩倉具視と相謀し、十二月九日假に王政復古の大號を以て、攝政、關白、議奏、傳奏及び征夷大將軍、守禮院、所司代を廢し、悉く佐幕派の公卿を退く、(此時長藩士はその密謀に興りしかども、公然政變に關係せず、蓋し同藩は始門の變に勅命を蒙り、未だ救免せられざるがゆゑ也、越えて十二月九日、はじめて其罪を許さる)是に於て朝廷の勢力、岩倉具視と薩藩士大久保利通の手中に歸し、強て徳川慶喜に迫り、内大臣の官位を退き、其封土を納れしめんとす、徳川氏の君臣はいたく薩長二藩が、岩倉具視と並を道し、公議輿論を無視して、專斷に大改革を行へるを憤り、目するに幼帝を擁し奉りて、私意を圖るの奸賊となし、暴發して之に報いんとす、然れども慶喜は事を隠して、朝敵たるを喜ばざりしかば、同月十二日二條城を發して大坂に移り、頼りに臣僚を慰撫するに力めたり、是より先薩藩士西郷隆盛は、徳川氏を激して事端を開くを希ひ、密に慶喜の徳を江戶にやりて、浮浪を募らしめ、三田の薩藩を根柢として、江戶市中及び關東の各地を劫掠せしむ、留守の老中之中之を擧知し、同月廿五日兵を發して薩藩を燒き掃ふ、報日目を以て大坂に退す、城の内外に屯集せる諸藩、并に會津桑名二藩士は、之を聞きて憤懣する能はず、遂に舉兵の策を定む、慶喜の制す可からざるを思ひ、放棄して遂に傍觀するの餘なきに至る、(關原)

の諸藩に傳へて兵を徵し、また討薩表を草し、大目付瀧川具知をして朝廷に上らしめんとす、即ち明治元年正月二日、鳥羽伏見の兩陣より進軍を開始し、遂に分けて京都に向ふ、薩軍奉行竹中重國兩藩の兵を指揮し、老中松平(大河内)正實全軍に將たり、兵數約二萬を數ふ、是時に際し、朝廷もまた既に徳川氏征討の策を決し、薩藩は主として鳥羽街道を守り、長藩は主として伏見街道を守る、兵數約千五百人なり、別に伏見に屯集せる土藩の兵數萬人ありき、三日の夕戦はまづ鳥羽表に開け、尋て伏見表もまた砲火の交ひ、坂兵利あらず、翌四日朝廷仁和寺宮院親王を以て征討將軍と爲し、諸軍を總べしむ、薩藩はじめて春天に饑り、順逆の分枝に分る、坂軍勝に乗じて淀に肉薄す、淀は坂兵の本營なり、坂軍再び利を失ひて八幡橋水を保ちしが、七日に至り全軍悉く潰え、皆大坂に走る、こゝに慶喜變を聞きて大に驚き、即ち城中を脱して兵庫に赴き、關原に乘じて江戸に還る、城兵既に城は歸りたれども、慶喜既にあらず、また再進を企つるに由なし、即ち七日を以て解散し、大坂の地全く官軍の手に歸せり、此日朝廷慶喜討討の號令を布き、尋て其官爵を廢ふ、かくて有酒川大總督宮の東下となり、車駕の親征となり、轉じて成廣の大亂を誘致す(岩倉公實記、防長回天史、大久保利通日記、大久保利通傳、西郷隆盛記、戊辰日記、成廣の夢、櫻川實紀、伏見戦争前後の記、會津史、七年史、戊辰始末)

トコケノダイシツクウ

豐受大神宮

關原三重縣宇治山田山田原、○又大神宮、豐受宮、度會宮、外宮と云ふ、皇大神宮と併せて二所大神宮とも稱す、(關原)豐受大神宮(天照坐皇大神宮)の御饗部にして、伊弉諾伊弉冉二神の御子と云ふ

ハカタ

國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍チ今
夏ニ藩ヲ廢シ歸ト爲ス、是初テ元ヲ去リ簡ニ就キ、
有名無實ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無カラシメン
トシ、汝等臣其ノ朕カ意ヲ體セヨ、
即チ之ヲ天下ニ公布シ、新ニ知事ヲ置キ、舊藩知事
を華族に列して家祿を給シ、更に各藩士を士族とす
藩の廢せられしもの凡て二百七十六藩なり、尋テ全
國を一使、開拓使にして北海道を統轄ス、三府七十
二縣とし、知事ヲ縣令と改む、是に於テ郡縣の制度
定リ、中央集權の實全ク舉ル、大久保利通日記、木戸
孝九日記、隈山論議録、岩倉公實記、三條實美公年
譜、明治史要、於吾呂我中、孝子伊藤公、大日本現
代史

ハカタブン

博多版 元人寇良甫の我國に
渡來して開版せる書籍を云ふ、又譯版とも云ふ、博多
版の由來に就て、輿論雜誌は「古へ良甫といへる唐
人、日本へ渡來居りて、筑前博多にて唐人の版行せ
し初の由」と云へれど、良甫開版の現存諸書を見る
に、悉く韓峽の寓居に於て梓行せしもの、一かにて、博
多開版の證據一も見えず、但し當時博多是海外交通
唯一の港なれば、良甫渡來の初め、暫く此地に居住
し、數書を開版せしが、後京師に赴きて開版せし書
も、其版式博多にて印行せしものに似たる故を以
て、之を博多版と命名せしもの、又譯版と云ふ
も、當時博多に於ける開版物なれば、博多印行の
書を輸入せし緣にて、かく稱せしつとも思ふ、月江
語錄、香山堂集、李善註文選、佛法正宗記、唐柳先生文
集、昌黎先生文集、香林集、傳集等數百卷あり、愈良
甫の傳聞ならず、元人の風を傳じて我國に歸化せ
しものならんとも云ふ、柳文卷末に自叙の履歷あり、
「祖在唐山州城界縣行香與化路曹田縣仁德里遷

ハンゲ

諺坊一住人寇良甫、久亡日本京城最近、幾年勞勩、至
今事成就、歲次丁卯仲秋印版、この丁卯の歲は嘉慶
元年に當れば、後小松天皇の治世なり、佛法正宗記の
跋に、「漢ノ自己財物置テ版流行」とも、李善註文選
の跋に、「自辛亥四月起、刀至、今嘉慶始成」ともあ
れば、異郷に流寓して、自己の財を抛り、且自ら刀
を揮ひて版木の彫刻に従事せしと見ゆ、其苦辛表す
るに餘りあり、漢籍開版の難事なる當時に在りて、
我國學界に貢獻せし功績尠からずと謂ふべし(日本
古刻書史)

ハンクワン

判官

「シトウケラン」(四等
官)を見、
ハンセキホウカン 版籍奉還 徳川慶喜
政權を奉還して、王政の復古するや、朝廷は全國に
對して對一の政を布くの意あり、然れども天下未だ
全く平定せざるを以て、暫く其手を下さず、明治元
年二月十一日、まづ諸藩を分ちて大小の三等とな
し、大藩は四十萬石以上、中藩は十萬石以上、小藩
は一萬石以上と定めたりしが、尋て閏四月二十一日
府藩縣となし、府縣には知事列事ヲ置キ、藩は姑く
其舊にらしむ、蓋し朝廷の直轄地を府縣と定め、諸
大名の領地を藩と定めたるものに依り、府縣の別は、
其地の要衝たる否やとにより、此時府をおきた
るは江戸大阪京都のみなりしが、公には九州となり
たれば、全國を通じて九州二十縣二百七十三藩あり
き、之を地方三治と稱す、既に奥羽北越并蝦夷
地方編定して、戊辰の戰役概むし及び、朝廷は更に
諸藩の政治をして、一致を保たしめんとし、よりて
まづその職制の區々たるを改革し、同軌に出でしむ
るの必要を認め、同年十月二十八日、藩治職制を
制定し、各藩をして執政執政公卿人をおかしむ、遂

ハンセ

に於て朝廷の諸藩に對する論議は、ほゞその精に就
きたり、然れども府藩縣三治の體裁は、決して帝國
の統一を期すべき善良なる方法にあらず、此時に際
し、重なる藩者の中には、藩を廢して全國に郡縣の制
を布かんとするの意見も有したり、此思想は既に江
戸時代の末年より起りしものにして、その勢力はな
ほ微々たれども、時來たりなば輿論の叫びとなりて、
天下を動かさんとは、殆んど豫想し得べきの事實た
りき、而して廟堂の上にありて、最このとに苦心し
たるものを、木戸孝九と大久保利通となす、はれり明
治元年二月、孝九は書を三條實美と岩倉具視とに呈
し、諸大名をして版籍を奉還せしむべきことを論ず
實美具視等之に賛同したれども、事や外に洩れ、物
議紛囂の端を見せざるを以て、大事を誤らんことを恐
懼し、姑くその端は束閣せり、既に閏四月孝九
長門に歸りて、藩主毛利敬親に謁し、大義名分を明
かにして、兵馬政治の實權を朝廷に回復せざる可
らざる所以を説く、敬親高納せり、尋て敬親の入京
するや、同年七月孝九再び謁して、版籍奉還の意を
進言し、長門の謁論並に、定る、是に於て孝九は既
に大久保利通に謀りしに、利通もまた夙にその意見
を有したれば、直ちに同意したれども、重大の事件
なるがゆゑに、いまだ之を事實上に施行せざりき、
會々十一月に至り、廻路の藩主酒井忠邦、書を朝廷
に上り藩の名稱を改めて、府縣と同軌ならしめん
ことを奏請し、十二月再び上書して、領土は諸藩の私
すべきものにあらずれば、宜しく之を朝廷に收めら
る後、改めて諸家に預けられ、藩を廢して府縣を置
かんことを乞ふ、伊藤博文時に兵庫縣知事たり、廻路藩
十一月の藩主白岩や、また直に書を朝廷に捧げて、速
に其請を許し、諸藩をして之に倣はしめんとを論ず、

ハカタ

かくの如くにして版籍奉還の端は、漸く天下の輿論
たらんとするに至れり、されど何故なりしにや、其
事情は詳かならざれども、朝廷は廻路藩の藩主に對
しては、最後まで之を放棄して顧みず、殆んど忘れ
たるもの、如くなりき、而して孝九利通等の間に於
ける謀議は、漸く其歩を進めて、藩主酒井忠邦、
之に賛同したりしが、二人はなほ又板垣退助、後藤象
二郎、副島種臣等に就きて、土肥二藩の贊同を得たれ
ば、遂に薩長土肥四藩連署を以て、之を朝廷に呈白す
る議を決し、二年正月廿日、諸藩多、廿三日、に至り、
毛利敬親、島津忠義、鍋島直正、山内豐範は連署上表
して、土地人民を奉還せんを請ふ、其次に曰く、
臣等領首再拜、國家スルニ、朝廷一日も失フ可ラ
サル者、大體ナリ、一日も假ス可ラサル者、大體
ナリ、天運蒙テ國ヲ開キ、基ヲ建給ヒシヨリ、皇統
一系萬世無窮、皇天半土其有ニ非サルハナリ、其臣
ニ非サルハナシ、是大體トス、且與ヘ且等ヒ、諸藩
以テ下ヲ維持シ、尺土も私ニ儲ムコト能ハス、是夫
幅トス、在昔朝廷海内ヲ統馭スルニコレニヨリ、
聖躬之ヲ親ラス、故ニ名實并立テ天下無事ナリ、中
葉以降綱維一タヒ弛ミ、權ヲ弄シ柄ヲ爭フ者、隨
テ朝廷ニ接シ、其民チ私シ其土ヲ據ムモノ、天下ニ
半シ、遂ニ持權擅奪、勢成リ、朝廷守ル所ノ體ナ
ク、乘ル所ノ權ナクシテ、是ヲ割取スルコト能ハ
ス、茲旣迭ニ衆シ、爾ノ肉ハ強ノ食トナリ、其大ナ
ル者、十數州ヲ併セ、其小ナル者、八嶺士ヲ兼フ數
千、所謂幕府ナル者ノ如キハ、土地人民擅ニ其私ス
ル所ニ據テ、以テ其勢權ヲ扶植ス、是ニ於テ乎朝
廷徒ニ虛器ヲ據シ、其親息ヲ窺テ、憂戚ヲナスニ
至ル、横流之禍滔天回ラサルモノ、茲ニ二百有餘年、
然レ共其間住々天子ノ名實ヲ假テ、其土地人民チ

ハンゲ

私スルノ跡ヲ蔽フ、是固ヨリ君臣ノ本義、上下ノ
名分、萬古不抜ノモノ有ニ由ナリ、方今大政新ニ
復シ、萬機之ヲ裁ラス、實ニ千載ノ一機、其名アリ
テ其實ナカレ可カラズ、其實ナキ事ハ大體ナリ、朝
ニシ、名分チ正スヨリ先ナラハナシ、爾ニ徳川氏ノ
起ル、古來舊藩天下ニ半ス、依テ家チ據スモノ亦多
シ、而テ其土地人民コレヲ朝廷ニ受ルト否トナ問
ハス、因國ノ久シキヲ以テ今日ニ至ル、世或ハ謂
ワク、是固先鋒領ノ經始スル所ト、何リ兵ヲ擧シ
テ官軍ニ入り、其實ヲ奪ヒ、是死チ犯シテ獲ル所
ノモノト云ニ異ナラナシ、庫ニ入ルモノハ人其體
タルヲ知ル、土地人民ヲ據テスルニ至テハ、天
下コレヲ惟シマス、茲旣名義ノ紊亂スルコト、今
至新ノ治ヲ求ム、宜シク大體ノ在ル所、大體ノ體
ル所、毫モ假スヘカラス、抑臣等治ムル所ハ、即チ
天子ノ土、臣等飲スル所ハ、即チ天子ノ民ナリ、安
ソソ私有スヘケンヤ、今國チ其版籍ヲ收メテ之ヲ
上ル、願クハ朝廷其宜ニ處シ、其與フ可キハ之ヲ與
ヘ、其奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土、更ニ
宜シク命命テ下シ、コレヲ改メ定ムヘシ、而テ
制度與軍旅ノ政ヨリ、戎服器械ノ制ニ至ルマテ、
悉ク朝廷ヨリ出テ、天下ニ悉ク小トナク、皆一ニ
歸セシムヘシ、然後ニ名實相得、始テ海外各國ト
並立ヘシ、是朝廷今日ノ急務ニシテ、又臣子ノ責
ナリ、故ニ臣等不肖庸劣ヲ願ヒ、敢テ願ヒテ
獻ス、天子ノ明命ニ昭臨テ賜ヘ、臣等誠恐誠惶頓
首再拜以表、
正月

ヒサアキシソウ

の邊を上るもの、凡て二百有餘藩なり、就中廻路
宜、餘須賀産前、細川隆久、池田慶徳の如きは、封土版
籍を朝廷に收めて、封還制藩の制度を奉り、郡縣一
の制を施行せんことを建議す、朝廷指命するも、また
薩長土肥の四藩と同じかりき、かくて軍機東京に上
り、其機を輔相薩長參議の三職に咨問し、更に行政
官、并に六官學校待詔局府縣の五等官以上、及び親
王大臣非職公卿等問詰院に詢問して、朝廷は
めて定りしかば、六月十七日に至り、諸藩に勅して版
籍奉還の請を諭し、いまだ請はざるものは奉還を命
ず、よつて前田慶寧、島津忠義以下二百八十一人
を知藩事と爲して、藩政を統べしめ、從前所帯の官職
を罷め、更に公卿諸侯の稱を廢し、改めて之を華族
と稱す、尋て二十五日知藩事家祿の制を定めて、舊
封地現石十分の一を賜ひ、またその臣隸を以て、舊
士族となし、士族以下の階級は適宜に改正し、舊職
の進退は之を與請せしむ、是に於て従来の諸藩主は、
遂に管朝廷の官吏となりて、全國一王土となり、と
にもかくにも、中央集權の大業は、形式的に成就す
るとを得たり、されど藩藩主と土地人民との關係は、
一朝にして刷新し得べきにあらず、名は知藩事なれ
ども、實は藩主と異なるなく、依然として列藩割據
の狀態ありしかども、この改革によりて、版籍奉還
の基礎を爲したるの効果は、極めて大なるものなり
き、なほ版籍奉還の條を參照すべし(大久保利通日
記、木戸孝九日記、岩倉公實記、三條實美公年譜、法
令全書、明治史要、山口毛利家譜、大久保利通傳、孝子
伊藤公)

久明親王

久明親王 關西國後
深草帝の第六子、關西國正應二年九月北條貞時攝關
親王を廢し久明親王を迎へて後醍醐の主帥となす、十

ムネタカシノワウ

宗尊親王

名行聖德太子孫天孫第二子... 宗尊親王... 宗尊親王は、天孫第二子... 宗尊親王は、天孫第二子...

モリクニシノワウ

守邦親王

明親王の長子... 守邦親王... 守邦親王は、明親王の長子... 守邦親王は、明親王の長子...

ヨシダカネトモ

吉田兼俱

兼俱、後醍醐天皇の長子... 吉田兼俱... 吉田兼俱は、後醍醐天皇の長子... 吉田兼俱は、後醍醐天皇の長子...

ラクシユ

落首

落首、落首の音轉なり... 落首... 落首は、落首の音轉なり... 落首は、落首の音轉なり...

リウサウジタカノフ

龍造寺隆信

龍造寺隆信、法名隆信... 龍造寺隆信... 龍造寺隆信は、法名隆信... 龍造寺隆信は、法名隆信...

ムネタカシノワウ

宗尊親王

宗尊親王、宗尊親王は... 宗尊親王... 宗尊親王は、宗尊親王は...

モリクニシノワウ

守邦親王

守邦親王、守邦親王は... 守邦親王... 守邦親王は、守邦親王は...

ヨシダカネトモ

吉田兼俱

吉田兼俱、吉田兼俱は... 吉田兼俱... 吉田兼俱は、吉田兼俱は...

リウサウジタカノフ

龍造寺隆信

龍造寺隆信、龍造寺隆信は... 龍造寺隆信... 龍造寺隆信は、龍造寺隆信は...

カニ

議し、岩倉具視、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之によつて、慶應三年十月十四日密勅は二藩に降れり、是より先山内傳信は、薩長藩三藩の連合を謀知せると共に、幕府のものは政權を保有すべからざるを察したれば、十月三日書を幕府に呈して、政權を朝廷に奪還すべきを勸告せり、慶喜之を納れ、恰も密勅が二藩に下れると同日に、政權奪還の上表は朝廷に上る、翌日御評あり、幕府に亡ぶ、然れども朝廷の規模はまた定らざりき、即ち諸大名に上京を命じ、廣く公論を取り、策議を盡して、將來の國是を定めんとす、これ實に關白二條實敏、及び實隆宮朝彦親王、後久通宮等の計畫する所に係り、この際一藩の干渉を所せざりし、而して中山、岩倉諸藩は心に討幕を期するがゆゑに、二條關白等の爲す所を喜ばず、密に薩長二藩士を引見して、其計畫を進めたり、されど幕府既に政權を奉還し、諸大名にして慶喜の境遇に同情するものも、また少からざるがゆゑに、暫く鋒銳を取めて、時の來るを俟たりしが、薩長土西藩薩長、大久保利通は、維新の改革に於て、徳川氏の勢力を破壊するの必要を認識し、諸大名の召集を以て不可と爲せるより、寧ろ討幕の精神を以て、一舉に大改革を行ふべしとて、岩倉具視等に説く所あり、具視等之に賛同せるを以て、更に薩州土州越前尾州の四藩を討らひ、五藩連合の勢力に於りて、事を舉げんとす、議定るや、中山忠能は之に密奏して、聖慮を得たり、是に於て十二月八日、具視はその本陣に五藩の重臣を召して、島津茂久(忠盛)山内豐信、淺野茂勳、長松平慶水、尾張隆勝に、九月参内すべし旨の御沙汰書を授け、且宮内守衛に關する

カニ

諸御書を頒つ、此夜宮中に於ては、關白二條實敏、實隆宮朝彦親王以下、薩長、備前、備後、備中、井に在京の諸大名等集會して、長州處分等を議定し、長藩主毛利敬親父子、井三條實英等脱走の七卿の罪を許して、其官位を復し、入京を免するの事あり、岩倉具視また勅勅を免せり、(具視は文久二年に勅勅を蒙りしを以て、いまだ朝議に列するを得ず、幽禁の身な以て、實に復古の大計に従へる也)九日の曉に及び、幕軍りて、幕軍退出せり、時に中山忠能、正親町三條實愛、其谷信篤、尾張隆勝、松平慶水、淺野茂勳も、その席に列りし、いとも、大衆の賑あるを以て、なほ残り留りて具視等の参内を待つ、會々具視は慶喜赦免、即時復辟の勅命に據ると共に、衣冠を正して入朝し、中御門經之また尋て参内す、是に於て具視は忠能實愛經之と共に御前に伏し、前日慶喜を仰ぎたる王政復古の大業は、今日を以て斷行する旨を奏上す、幾何もなくして、有栖川宮煇仁親王、山階宮親王、仁和寺宮親王、後また嘉彰親王といふ、即ち小松宮彰仁親王(なり)、大原重徳、萬里小路博房、山内豐信、島津茂久、召に應じて参朝す、明治天皇御學問所に出席あり、諸臣を引見し、勅諭を賜ひ、王政復古の大業令を授けせらる、即ち攝政、關白、幕府及び内閣、勅問御人數、關東、關西、備前、備後、備中、所河代を廢し、假に總裁定參興の三職を置く、よりて有栖川宮を總裁に仁和寺宮、山階宮及び忠能、實愛、經之、慶喜、慶水、茂勳、豐信、茂久を輔に、重徳、博房、信篤、具視、橋本實篤を參興とし、なほ五藩をせしむ、(十二月)に参り、尾藩士丹羽淳太郎、田中中國之輔、越前藩士中根雲江、酒井十之丞、毛交龍之助、土藩士後藤泉二郎、神田山左衛門、福岡寺侍、薩長藩士岩下方、西

カニ

解隆盛、大久保利通、薩長藩士辻實、櫻井與四郎、久保田平四郎、參與となり、組織して尾藩士尾藩藩士また參與となる、)此日更に攝政二條實敏、實隆宮以下公卿二十六人を討す、並に皆佐幕派の人なり、朝廷全く交送して勢力は總裁定參興に歸したりしが、其實權を掌握したるは、岩倉具視と大久保利通となりき、越えて十四日王政復古の事を列藩に布告せり、されど之が爲に、いたく徳川氏君臣の不平を醸し、遂に鳥羽伏見の戦を激成し、轉じて戊辰の大亂を生ず、明治元年の冬亂全くなりて、四海王化に服すると共に、其前後に於て大にまた戦制を改革し、遂て版籍奉還、廢藩置縣の舉あり、復古の大事業ははじめて成る、(トマフシモノカヒ、ハニセキカクラン、ハイハナケン)参看) (孝明天皇紀、岩倉公實紀、大久保利通日記、丁卯日記、戊辰日記、明治史要、續徳川實紀、慶應義塾史要録、助長回天史、嵯峨實愛手記、三世田事略、土佐藩諸家記録抄、島津久光公實紀)

ワケヨシモリ 和田義盛 關西小太郎 關西三浦義宗の子 關西義盛相模國三浦郡和田に住す、因りて氏となす、頼朝石橋山に兵を擧ぐるや、叔父義隆等と之に赴く、遂に頼朝敗奔する時、義盛を同へず、島田重忠等に在り、義盛等には重忠の陣を過ぎり終に小坪に戦ふ、重忠勇將木田親實、横澤清成と謀りて和し、衣笠城に遷り入り、一日を隔て、重忠、江戸葛西の旗と來り攻む、三浦義盛拒ぎ戦ひて利あらず、義明八十餘騎を以て壯烈なる最後を遂ぐ、義盛兄弟義隆等、夜に築いて安房に走り、海上に頼朝に遇ふ、義盛頼朝に謂て曰く、郡諺に云ふ食を頼は頼の止器を先にもす、往歲上總守藤原忠清東國侍奉行を領す、諸士日夜其門に伺候し、感懐甚だ重し、義盛常に敬慕す、真日君大功を成さば願くは此の職に補

カニ

せられんと、頼朝笑つて詰す、重國漸く平らぐに及び功を請じ賞を行ふに當り、舊約の如く義盛を編めて侍所の別當とす、是より征討の軍議に預り知らざるはなし、後重義隆及び源範賴に従、軍事に參畫す、源範賴の戦に義隆に敵し、部下の兵を率ゐて陣を離れ、親ら弓矢を執りて適に海上の船を射る、一矢平知盛の船に著く、箭鋒直下なり、知盛見て大に驚く、義隆大に其能に誇り、船を掲げて海上を馳り、知盛仁井田流に命じて之を射さしむ、矢義盛が兜を穿て、義隆に傷く、軍中却て其敵に射らるゝを笑ふ、義盛之を射ち、輕艇に乗じて逃み射る、殺傷する所多し、文治五年頼朝に従ひて藤原泰衡を攻めて熱信山の軍を破る、泰衡の庶兄西木戸國直退き走る、義盛追ひ射て其左胸に中つ、國直刺を抜りて走る、島田重忠の部下其首を得て之を獻す、頼朝甚悦ぶ、義盛進んで曰く、臣等之を殺すと、重忠服せず、頼朝命じて國直が首を取り之を檢せしむ、檢孔甚大也、他人の及ぶ所に非ず、重忠敢て争はず、遂久元年頼朝京師に朝し、美して功臣十人を賞す、義盛右衛門尉に任ぜらる、數年にして又食邑増加せらる、嵯峨朝光、桓原景時等の爲めに説せらるゝや、義盛等勳舊の將六十六人進名書を作りて其誦を辨す、景時等の罪状を上り、頼家に啓せんとを請ふ、慶元之を和解せんと欲し、退りて進せず、義盛其罪濶を請り聲色俱に厲し、慶元依りて書を上る、景時之に由りて遂に誅せらる、承元二年義盛上總國副に任ぜられんとを請ふ、實朝政子に就す、政子之を抑留す、蓋し北條義時の時爲なり、依りて實朝猶強して決せず、義盛再び慶元に就て請ふ、謂甚だ激甚、實朝我思ふ所あり、姑く之を俟てと、義盛喜びて謂らく必ず思ふ所を得ん、而して三年終に其望を得ず、依りて決々として樂まず、實朝嘗て戎事に老練

カニ

なる者を選びて顧問に備へんと欲し、特に北面に候せしむ、義盛其選に當る、建保元年、京親衛北條氏を滅さんと謀る、義盛の子義直義隆長之に謀り、事覺はれて執へらる、義盛時に上總伊北館にあり、變を聞き馳せ歸りて、直に幕府に上謁し、自ら己の家の功勢を敘して二子の罪を贖ふ、實朝之を釋す、義盛大に悦びて出づ、明日又家族九十八人を率ゐ幕府に詣り、南原に列し、慶元に就きて切に願長を致さんとなす、實朝其首謀たるを以て難かす、北條義時金蓮行儀等に命じて願長を請ひて法吏に屬せしむ、三浦の願長之を視る、義盛深く之を愧ぢ、門を杜ぢて出でず、願長遂に陳奥に請せらる、其弟在朝に在り、幕府に近く出入に慣なり、近臣多く之を得んと欲す、故事第宅を没すれば皆其同族に賜ふ、故に義盛も五條局に就て之を請ふ、實朝之を難す、大に悦び人をして其家を守らしむ、然るに後北條義時賜はりて、行親忠家をして義盛の守者を返す、義盛聞て怒る、是に由りて義時を怨むと日に深く、濱に北條氏を滅さんとを圖る、一族三浦義村、親族土屋義清、横山時兼、古郡保忠等皆之に屬す、時に流言散々として、内外疑懼す、實朝人遣はして之を宥む、義盛仍て思過を感して、義時を止む、既にして諸兵の強本に據せらる、蓋し義時之を激するなり、義盛愈々義時を怨み兵を擧げんとす、實朝橋公兵を其第に使して更に之を激さしむ、義盛公兵に謂て曰く、吾家は故將軍の恩遇優渥を受く、豈に叛を謀らん哉と、時に保忠義時等内に在りて器仗を檢閲す、公兵粗々之を察し、遷りて狀を告、是に於て幕府令を下して將士を召染し、再び義盛を諭し兵を罷めしむ、義盛報じて曰く、衆議既に決す、臣が力の能く制する所に非ずと、後數日兵を擧げ、義時藩への家を攻む、

カニ

ワニ 王仁 關西古事記和語古師に作る、高麗の高帝の後に於て、其祖狗の時百濟に移住す、王仁の孫を阿直古首と云ひ、魯首、文忌寸、武生宿禰、古志速、栗宿首、櫻野首等皆王仁より出づ、關西神天皇の世、百濟の使者阿直古能く經典を讀む、太子菟道稚郎子之を師とす、天皇阿直古に問うて曰く、汝國の博士にして、汝に賢れるものありや、對へて云ふ、王仁なるものあり、帝即ち死田別屋別を遣して之を徵す、王仁來朝して論語十卷千字文一巻を獻す、皇太子之を師として典義を學び給ふ、王仁能く和語に通ず、仁德天皇即位の際、和歌を作りて之を賀す、歌に曰く、なにはつにまきくやこのはなふりこもりいまはるへとさくやこのはなはな陸奥采女の安積山の歌と并稱して和歌の父母となす、藤原の朝、宣讀の節、更に内膳を遣て、官物を分給せらるゝや、阿知使主と王仁とをなして、其出納を記しめらる、其後なる、西文首は、阿知使主の後なる、東文直と共に、各異部長を率めて、文事を世經し、

終